

大正十年四月三十日發行

目 要

- 少年法に就て……………法學博士 谷田 三郎
- 差別より平等へ……………典 獄 寺 崎 勝 治
- 東洋に於ける赦宥思想の研究……………武 田 慧 宏
- 米國に於ける監獄作業改造問題……………法學士 辻 敬 助
- 刑死者大觀……………白 井 勇 松

# 監獄協會雜誌

第參拾四卷

第四號

前東京地方裁判所判事 北島良吉著

# 法窓隨筆

上製クロース  
四六判二百二十頁  
定價金壹圓

法曹界の真相、司法官の心理は舉げて本書の中に展開描寫せらる。然らばその真相やいかに、その心理やいかに請ふ、本書の閲讀によつて知悉せられよ。

## 第三版

- 第一編「一年有半」——(司法官試補修習時代)  
新聞屋の筆——難い裁判決案——獨身クラブ員——裁決如流——檢察代理の論告——官海游泳術——探偵苦心談等
- 第二編「淺學下聞集」——(皮肉洒脱の社會觀)  
一寸八分——活動寫眞——大白主義——廟酌の法理等
- 第三編「常食養成隨」——(一流の食通料理觀)  
上の巻——中の巻——下の巻
- 第四編「三年不鳴」——(陪席判事時代)  
二回試験——飛行命令——役人吳——陪席論——名刺代理——無罪判事——明鬼組等

## 發行所 東京書院

東京市四谷區愛住町二番地  
電話四〇〇八番 振替東京七九八

## 第參拾四卷第四號目次

### 論 說

少年法に就いて……………法學博士 谷田三郎……………(一)  
差別より平等へ……………典 獄 寺 崎 勝 治……………(一五)

### 講 演

支那人の對外思想に就て……………東大助教授 箭 内 亘……………(三)  
世 論 一 叢…………………………(三)

### 研 究

東洋に於ける赦宥思想の研究……………教誨師 武田慧宏……………(三五)  
還境の研究……………文學士 佐々木英夫……………(四一)  
看守定員の研究……………寺 崎 生……………(四五)  
受刑者よりの反響……………教誨師 河野東籬……………(四九)  
指紋法の研究……………司法省指紋部 藤井藤藏……………(五三)

### 監 獄 紹 介

臺灣の監獄……………總督府法務部 武田嘉太郎……………(六一)

岩國分監の過去及現在……………岩國分監長 兒島三郎……………(六)

海外時報

米國に於ける監獄作業改造問題……………法學士 辻 敬 助……………(七)

クリントン女監參觀記……………文學士 佐々木英夫……………(八)

市俄古商業會議所の犯罪防止運動……………武田 慧 宏……………(九)

獄制改良の新傾向……………近藤 亮 雅……………(一〇)

雜 俎

監獄改良論……………教誨師 田 中 秀 寶……………(九)

花言一東……………五 羊 生……………(九)

刑死者大觀……………教誨師 菊 屋 哲 公……………(一〇)

苦言苦語……………霜 輪 生……………(一〇)

談 話 室

予は看守諸君と語る……………典 獄 有馬四郎助……………(一〇)

默阿彌の見た惡黨の人間性……………菱 彌 郎 生……………(一〇)

統 計……………暮から正月へ幾人おたか？……………(一〇)

報 報……………看守定員の改正等……………(一〇)

叙 任……………監獄官練習所修業式狀況等……………(一〇)

監獄協會雜誌 第三十四卷第四號

論 說

少年法に就て

司法省監獄局長 谷 田 三 郎

四 少年審判所

甲 少年審判所の組織

一 概 説

少年法案第四章は少年審判所の組織と題し、其初に左の法條を掲げて居る

第十五條 少年ニ對シ保護處分ヲ爲ス爲少年審判所ヲ置ク

第十六條 少年審判所ノ設立廢止及管轄ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 少年審判所ハ司法大臣ノ監督ニ屬ス司法大臣ハ控訴院長及地方裁判所長ニ少

年審判所ノ監督ヲ命ズルコトヲ得 之によれば少年審判所は則ち(イ)保護處分を爲す爲め特に設られたる(ロ)司法所管の行

少年法に就て

政官衙である。

少年法案が保護處分を爲す爲めの機關として裁判所の資格を有せざる官衙を新設するに決したのは如何なる理由に據るのである乎。之を諸外國の事例に徴するに、北米合衆國の内でもコロラード州マツサチウセツツ州其他五六の州では通常裁判所の外に別個の特殊裁判所を置いて、之に少年關係の刑事事件並に少年保護事務を專屬せしめて居るが、他の州では大概特設の少年裁判所を置かず、州の法律を以て通常裁判所に少年事件を取扱ふ權限を與へ、此權限に基て通常裁判所が少年事務を取扱ふときは之を少年裁判所と呼び做すことになつて居る。而して右少年事務の管轄權は或る州では總ての裁判所に之を與へ、或る州では警察裁判所若しくは區裁判所には之を與へない。少年事務の管轄權を與へられて居る裁判所に於ては少年事務を取扱ふ専任の判事が選定されてある其選定法は是れ亦た州に依て様々で、或る州では上等裁判所の首席判事が之を指名するが、或る他の州では知事が之を選任することになつて居る。其外民選互選交代など色々な方法があるけれども、煩を厭ふて説明を略する。歐洲では通常裁判所の外に別個の少年裁判所を置いて居るのは匈牙利位のもので、他の國々では通常裁判所をして少年裁判所の職司を行はしむることになつて居る。就中、最も簡單な様式を採つて居るのは英國である。同國の少年法に依れば少年事件と通常事件とは審問の時と場所とを別異すべしとの規定があつて、此規定に従ひ時と場所とを別異して開いた少年事件の公廷を目し、少年裁判所と爲るのである。德國に於ても亦別に特設の少年裁判所を置かず、十三歳

未滿の少年の事件は始審裁判所民事部の會議局をして之を取扱はしめ、十三歳以上十六歳未滿の少年の事件は同裁判所の刑事部に特別の少年部を置いて之を取扱はしむることになつて居る。獨逸では後見裁判所が少年の刑事事件を取扱ひ、審理の結果保護處分を相當なりと認むれば、後見判事の資格で其處分を爲すのであるが、若しも刑事處分を相當なりと思料すれば、後見判事が忽ち刑事判事に早變りして刑の言渡をするといふ仕組になつて居る。奧太利も此主義を採つて居るのである。白耳義では各始審裁判所に少年判事、少年檢事、少年豫審判事を置き、此等をして専門的に少年事件を取扱はしむることとし、特に少年裁判所を設けない。以上は諸外國に於ける少年裁判所の組織の一斑を述べたものであるが、是に由て觀れば不良少年犯罪少年の處置に就ては彼等に對して刑の言渡を爲す場合は勿論、刑の言渡に代へて保護處分を爲す場合に於ても其手續は都て裁判所が之を爲すことになつて居る。而して其裁判所も大部分は通常裁判所の特別部又は特別公廷であつて、別個の少年裁判所を設置して居るものは甚だ少いのである。然るに我少年法は少年に對する刑事處分の機關と保護處分の機關とを全然相分立せしめ、保護處分を爲す機關として少年審判所を特設し、而して此少年審判所には裁判所たる資格と性質を與へない。此の如く裁判所たる資格を缺如する少年處分機關は他國に其例を見ざる所であるが、我少年法案が這般の新例を開くに至つたのは何故である乎。此疑問は一轉して第一の少年審判所反對論を生み出したのである。其論旨に曰ふ。保護處分は其目的の上から見れば少年の一身を教導し、併て其一族及社會の安泰を圖らんとする

に在るのであるが、外部に現はれて来る結果の上から見れば、本人を始め、本人の父兄其他の保護者並に國家の權利に重大な打撃を加へるものである。即ち本人は之に因て感化院矯正院入を命ぜられて、一身の自由を束縛せられることとなり、尙本人の父兄其他の保護者は之に因て親権者後見人の權利を制限せられ、且入院費用の負擔を命ぜられることとなり、而して國家は之に因て少年の犯罪事件に付き起訴の自由を失ふこととなる。此の如く公権私権の消長に大影響を及ぼす所の處分を爲すべき官憲は現行制度の系統上必然司法權の代表者たる裁判所であらねばならぬ。是れ歐米諸國に於て保護處分を刑事處分と同様裁判所の職司に委する所以であつて、我少年法案が裁判所の資格なく從て一個の行政官衙に過ぎざる少年審判所に保護處分の取扱を專屬せしめたのは現行法系の主義に戻り、權利の尊重に於て足らざるものがある。加之、少年に對する處置をして適實且敏活ならしむるには其處置を爲す官憲が刑事處分を爲す權能と保護處分を爲す權能とを一身に併有し、必要に應じて機宜の方法を執ることが必要である。此點より觀るも我少年法案の專屬主義は實際の需用に應ぜざる嫌がある。是が少年審判所反對論の要旨である。此反對論は理論上立派な理由を具へた説ではあるが、我邦現時の裁判制度並に社會事情に照し合せて見れば、未だ遽に此説を容れることの出来ない譯がある。即ち我現行の裁判制度に依れば、司法權の範圍は民事と刑事の二者に限られ、其以外に及ばず、裁判所の職司は民事刑事の何れかに屬すべき實在事實に法律を適用して、個々の場合に於ける法律關係を確定し、之に因り法律維持の目的を達するに在るのである。夫故に

或る事項を裁判所の所管に屬せしむるには其對象たる事實が民刑何れかに屬すべき性質のものであつて、其直接の目的が法律の適用に在ることを必要とする。然るに保護處分は不良少年犯罪少年の感化遷善を目的とする事業で、此事業が我裁判所構成法に所謂民事又は刑事に該當する乎は法理上大なる疑問の存する所である。又保護處分に於ける直接の着眼點は少年の保護教養に在り、法律の適用、法律關係の確定、法律の維持などは素より本來の着眼點ではないのであるから、保護處分に關する事務を以て通常裁判所の所管事項に屬するものと見ることを得るや否、是亦法理上大なる疑問の存する所である。——此點に就ては法律家の間に種々の論議があるが、餘りに専門に流れるから、是以上立ち入て叙述することを避ける。右は保護處分を裁判所の所管と爲すに付ての法理上の疑議であるが、翻て我國社會の現状より考ふれば、保護處分を裁判所の所管に屬せしむることは益々疑問とせざるを得ないのである。何ぞや、曰く、我社會民衆の裁判所に對する感想である。私は或る一派の人々の如く、我社會の民衆が擧て、裁判所を呪咀しつつあるものとは思はぬ。併ながら、我國の社會に於ては一般に裁判所に對して親しみを有たないのみならず、無暗に畏怖の念を抱き、法廷に立つことを非常の苦痛なるが如くに感じ、而して一たび裁判所の呼出を受けた者は、忽ち疑惑の雲に包まれ、物議の種となることは實際上蔽ふべからざる事實である。故に若し保護處分を裁判所の所管に屬せしめ、少年を裁判所の詎廷に呼出すことになれば、之れが爲め本人の心情に一大波瀾を惹き起すは勿論、其の一家一門を騒がし、隣佑郷黨を驚かすと共に、本人は世の中から別人種の如く視ら

れ、復た浮む瀬のないやうな非運に陥る處がある。斯くては少年保護の目的を達せざるのみか却て其趣意に戻るのであるから、保護處分を爲す機關は之を裁判所外に求むるのが相當である。然るに裁判所外には此仕事を託するに適當な官衙が一も現存して居ないから、本法案は茲に少年審判所なるものを新設し、舊來の裁判所に伴ふ官僚的形式と威壓的容姿を改め、簡易通俗な手續の下に鄭重親切を旨とする温情的態度を以て事に當らしめ、此の如くにして裁判所に對する社會の氣分を一新せんことを計つたのである。以上は保護處分を通常裁判所の所管と爲すべしとの説に對する辯明であると同時に少年法案が少年審判所を設けた理由であるが、茲に少年審判所に對する第二の反對論があるそれは保護處分の決定機關を裁判所の所管に屬せしめることに反對するのみならず、之に代るべき少年審判所をも否定し、地方行政官廳若くは官民合同の委員會の如きものをして保護處分に關する事務を掌らしむべしと唱ふる説である。此説は前に辯じた矯正院無用論と相並んで非少年法論の眼目となつて居るものであるから一應之に對する少年法案の見地を明かにして置かねばならぬ。

反對論の第一の論據は少年法案は我社會の實情に鑑み嚴格な裁判所を避けて温情的の少年審判所を作るのであると言ふが、所謂十歩、百歩の差で、苟も其官廳が司法所管なる以上は社會の感想は毫も異なる所なく、裁判所に對する畏怖の念は變て審判所に對する畏怖の念となるのは必定であるから、保護の趣旨は到底實行することは出来ないと言ふに在る。併ながら官廳の性質や事務取扱振の如何に拘らず、單に司法省所管であるとい

ふ一事を以て一般社會が嫌惡畏怖の念を抱くものと斷定することは出来ぬ。一般が恐を爲すのは刑事裁判所殊に検事局である。同じ裁判所でも民事裁判所になると餘程趣が異つて來る。況んや登記所の如きに至つては表に區裁判所出張所の看板を掲げて居るに拘らず、一般民衆の之に對する感想は夫の郡役所市町村役場などに對すると些の相違を見ないのは實際の事實である。要するに如上の反對論は絶對的反司法の感情論に過ぎざるものと謂はねばならぬ。次に反對論の第二の論據とする所は保護處分の爲に特別機關を設けるのは實際上無用の業である。現に我國では從來地方行政官廳で感化院入の處分を爲して居るが、之が爲に何等の不都合を見ないのである。諸外國に於て保護處分に付き裁判制度を採て居るのは沿革上の理由に外ならぬので純粹の理論並に實際の便宜から言へば我國の如く地方行政官廳をして保護事務を執らしむるか、又は官民合同の兒童保護委員會の如きものに決定の權限を與へるのが最も進歩した行方である。是が反對論の第二論據であるが、此説は随分亂暴な放論であると謂はざるを得ぬ。抑不良少年及び犯罪少年に適切な措置を施し、眞に良好の成績を擧げるには少年の人物と境遇を鑑識し、不良の原因を観察するに付て十分な科學的知識と特別の經驗を具へた専門家をして少年取扱の事に當らしめねばならぬ。從來少年犯罪防遏の仕事が更に成績を示さないのは畢竟専門の知識經驗なき普通の司法官や行政官が少年取扱の事に當つて居たのが重なる原因の一つである。故に少年制度改良の第一歩は少年の取扱に關する事務を通常の裁判官若くは普通行政官衙の手から引き離して専門機關の擔當に移すに在

りとは斯道識者の一般に承認する通説で、諸外國が新に少年裁判所を設くるに至つたのは畢竟専門機關設立の要求に出たのである。反對論者は我國に於ける實驗上、保護處分の決定を地方行政官憲に一任するも何等の不都合を見ないのであるから、殊更に少年審判所の如き特別機關を要しないと主張するが、其實不都合を見ないのでなく、不都合が見えないのである。不都合が存在しないのではなく、不都合の存在することが解らないのである。昔は如何なる病人にも一樣に人蔘湯を與へて、夫れで治療上何等の不都合を見ないと思ふて居たが、今日となつては人蔘湯一點張りでは何人と雖も満足を表すことは出来ないであらう。夫れと同様に従前は少年の取扱に付て何等特別の知識経験を有たない地方官が粗笨極まる巡查や警部の報告を其儘取て感化院入りの可否を決する事だけで何等の不都合を見ないと思ふて居たのであらうが、新しい科學の光に因て少年の取扱には特殊の學術と經驗を要することが明かになつた今日に於ては單に巡查警部の報告と地方行政廳の獨斷のみを以て満足する譯には往かないではあるまい乎。又反對論者は諸外國で裁判制度を行ふて居るのは沿革に因はれた舊式の方法で我國が感化院收容處分に付て行政命令主義を採りつつあるのは最も進歩した理想的の制度であるやうに吹聴するが諸外國の少年裁判所は最近時の產物で沿革的束縛は毫も受けて居ない。又諸外國が裁判制度を採つたのは民人の權利を重じ審査の公正と處分の適實を期するからであつて、之を以て舊式の行方であると誹るのは立憲法治國の通義を無視する放論なりと謂はざるを得ない。終りに反對論者は假りに保護處分の爲めに少年裁判所

を設置する必要ありとするも、少年審判所は行政官廳であるから、其監督は宜しく内務行政に屬せしむべく、之を以て司法大臣の監督の下に置くべきものではないと説くのであるが、前にも述べた通り保護處分は少年犯罪の豫防の目的に出でたる刑事政策の働であつて、之が實行の任に當る少年審判所は即ち刑事政策の機關であるから本來の性質上司法所管に屬せしむるのが相當であるのみならず、此制度の實際の運用上少年をして成るべく検事局の門を潜らず、直接に少年審判官の手に懸らしむるには検事局を監督する司法省が同時に少年審判所の監督官廳となつて二者の協調を圖る必要を見るのである。以上之を要するに少年審判所に對する第二の反對論は極端な反司法的感情論か、然らざれば放漫な内務行政萬能論に過ぎざるものと評せざるを得ないのである。

## 二 少年審判所の職司

少年審判所は保護處分を爲す爲に置かれた特別機關であるとは前に説明した所であるが、保護處分を爲す事の外には何等の職司を有たぬものである乎

少年裁判所の開山たる亞米利加の法制に依れば、少年裁判所は第一犯罪少年に對して刑事處分を爲し、第二、犯罪少年及準犯罪少年に對して保護處分を爲し、第三、所謂助成犯罪 *Contributory delinquency*、助成犯罪とは少年の父兄其他の者が少年の犯罪、墮落、遺棄等を助成した事に對し法律上犯罰を科せられたる行爲を謂ふ——を審判する權限を有して居る就中、保護處分は國が犯罪少年及準犯罪少年の父母に代つて *in loco parentis*、其監護を引き受け保護者の爲すべき事を實行すると云ふ考に出て居る。亞米利加各州の少年裁判所法

には大概本法ノ解釋と題する一箇條を設け、明文を以て次の趣意を聲言して居る。曰く「本法ハ之ヲ自由ニ解釋シ因テ以テ兒童ノ受クル保護監視及懲戒カ其父母ニ依テ與ヘラ  
ルル所ニ近似セントラ期シ、且能クスヘクンハ兒童ヲ確實ナル家庭ニ託シ、法律上ノ養  
子縁組又ハ其他ノ方法ニ依リ其家族ノ一員トナラシムルコトニ努ムヘシ Construction of  
Act. This Act shall be liberally construed: That the care, custody, and discipline of the child may approxi-  
mate that which should be given by his parents; and whenever practicable, the child is to be placed in an  
approved family home and become one of the family by legal adoption or otherwise. 是が亞米利加の少  
年裁判所の最も尊い使命である。ヨーロッパ諸國は亞米利加ほどには進んで居ないが  
父母の温情を以て少年を保護すべしと爲す觀念に於ては敢て異なる所はないのである。

我少年審判所は保護處分の専門機關で、前に擧げた亞米利加の少年裁判所の第一及第三  
の權能を缺いて居るが、法案第二十九條に、何人と雖も犯罪少年又は準犯罪少年あること  
を認知したる者は之を少年審判所又は其職員に通告すべき旨を規定し、第五十七條及第  
五十八條に於て少年審判所が保護處分を爲したるときは其處分を執行する者に對し、成  
績の報告を求め尙ほ少年保護司をして成績を視察し適當なる指示を爲さしむることを  
得る權能を與へて居る所から觀れば、我少年法案に於ても少年審判所を以て不良少年に  
對する専門的監察機關となす意志であることを推知するに難からぬであらう。又少年審  
判所の本務は保護處分を爲すに在るのであるが、事實調査の結果刑事訴追の必要ありと  
認めるときは事件を管轄裁判所の檢事に送致する手續を執らねばならぬ。箇は案第四  
十七條の規定する所である。

### 三 少年審判所の職員

少年審判所を組織する職員は少年審判官、少年保護司及び書記の三者である。

#### (イ) 少年審判官

第一の職員たる少年審判官の職務は案第十九條及第二十條に規定されてある。

第十九條 少年審判官ハ單獨ニテ審判ヲ爲ス

第二十條 少年審判官ハ少年審判所ノ事務ヲ管理シ所部ノ職員ヲ監督ス

二人以上ノ少年審判官ヲ置キタル少年審判所ニ於テハ上席者前項ノ規定ニ依ル  
職務ヲ行フ

之に依れば少年審判官は少年審判所の代表者であつて、其職務は審判事務を執ること  
庶務を掌り部下の職員即ち少年保護司及書記を監督することの二つである。

次に少年審判官には何人を以て之に當てるのである乎案第二十一條には「少年審判官  
ハ判事ヲシテ之ヲ兼ネシムルコトヲ得。判事タル資格ヲ有スル少年審判官ハ判事ヲ兼  
ヌルコトヲ得」と規定してある。此規定を一見して少年審判官は總て判事をして之を兼  
任せしむるものの如く解する向もあるが、案の趣旨は少年審判官の資格者を判事に限定  
する意味ではなく、別に任用令を設けて判事以外の適格者を審判官に選任する考である。  
判事以外の適格者とは如何なる者を指すか、夫は一概に確言することは出來ぬが、最も縁  
の近い候補者は教育家、兒童心理の専門家、宗教家などであらうと思はれる。又判事には

何等の制限が附してないから、上は大審院判事より下は區裁判所判事に至るまで都て其選に當り得る譯である。併ながら少年審判官たる者は少年の取扱に付て格段の趣味と特殊の知識と經驗を具へて居る上に、哀むべき少年に對して最も深い同情を有つて居る者でなくてはならぬ。世界的に有名なデンバーの少年判事リンゼイ氏は温情を以て少年を迎へ彼等をして畏怖の念を起させないことと赤心を少年の腹中に置き彼等をして信頼の念を起さしめることが少年事件の真相を捉へる第一の要訣であると教へて居る。然るに此等の事は前に挙げた少年に對する特別の趣味、知識、經驗、同情なしには期待することを得ないのであるから、少年審判官を選任するには如上の條件を具へた適格者を求めねばならぬことは勿論である。

#### (ロ) 少年保護司

第二の職員たる少年保護司の主たる職務は本法案第二十三條第一項、第三十六條、第四十三條第二項、第四十四條第一項等に規定する所であつて之を列舉すれば(一)少年審判官を輔佐して諸般の事務に關する意見を陳述すること、(二)少年の身上に關する事情並に不良行爲に關する事實を捜査して審判の材料を提供すること、(三)保護處分を施すべき必要ある少年の有無を探知し必要に應じ本人を審判所に同行すること、(四)審判期日出席して少年の人物、處分の選擇等に付き意見を陳述すること、(五)觀察事務の執行者として少年の動作を監視し必要に應じて指導、誘掖、救助、獎勵を與ふること等である。則ち少年保護司は刑事手續で言へば警察官、檢察官、辯護人、鑑定人、後見人の役目を一身に併有する

中樞機關で少年審判所の業績の擧げると否とば至く少年保護司の如何に保る譯であるから、保護司の選任には至大の注意を拂ひ、況く適材を簡拔することに力めねばならぬ。そこで法案第二十三條は第二項として、少年保護司ハ少年保護事業ニ經驗ヲ有スル者其ノ他適當ナル者ニ對シ司法大臣之ヲ囑託スルコトヲ得との規定を設け、本官の保護司の外に囑託保護司を置く途を開いたのである。又法文には特に明記して居ないが、保護司には男子のみならず、女性をも選任する趣意である。歐米では婦人の保護司が最も良好な成績を擧げてゐる。

#### (ハ) 書記

少年審判所に於ける最後の機關は書記で、其職務は案第二十四條に書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ審判ニ關スル書類ノ調製ヲ掌リ庶務ニ従事スとあるに依て、一見明瞭であるから別に説明を加へぬ。

以上少年審判官、少年保護司及書記の官吏法上の關係、執務細則等は特別の法令を以て之を定むる筈である。



# 差別より平等へ

典獄寺崎勝治

(一)

明治維新史を尋ねて維新の國是を案するに、王政復古、大政維新の際、國論民心共に動搖して世は渾沌の裡に自然の成行に委するの外なき状態であつた。明治天皇賢良補弼の翼賛を納れさせられ明治元年三月十四日

- 一、廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ
  - 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
  - 一、官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
  - 一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
  - 一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立テントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

と給はせられたのは即ち維新の大本、明治の國是である。  
 新政府の賢良は聖旨を奉體し斯の國是に遵由して大勢の趨く處を察し人心を一新せねばならないことになつた、即ち公論尊重、國策の遂行、人格の平等、人格の發展、陋習の打破、天地の公道、智識の攝取、皇基差別より平等へ

の振起、萬民の保全と云ふ崇高なる目的、至善の理想を達成すべき責任を負担したのである。新政府が武士と町人との隔絶を去り、平民と新平民との階級を撤して四民をして平等ならしめた、即ち儼として存在したる四民の階級は撤廢され、職務の世襲は打破されたのである。職業に貴賤の別を設けず、業務に上下の差がなくつた、國民の生活状態は一變して自活自營の觀念が起り、上下共に經濟を重んずることになつた、生きたがために努力せねばならぬことになつたのである。

吾々が自己を認識し、他人を尊重し、過去の經驗を組織し、統一し、行くのは即ち自覺である。既往に徴し將來を豫想し現在の不満を充足しやうと云ふ考を起すのが目的にして理想に向つての進行である。此の目的や理想に到達すべく考慮し、志望し、決斷し實行するのである。自分の目的とする所を實現すべく變化し努力するのが自己發展である、而して其の精神内容を豊富にし多方面に活動する原動力を蓄積し餘裕あらしめ、生氣あらしむるのが國民をして其の所を得せしめ、其の志を遂げしむる所以である。

## (二)

政治的運動の目標として政治的基本権があるやうに、社會運動の終極目的として經濟的基本権を高唱したのである。經濟的基本権の一つである生存権は近代生活の平等を論明するに就いて必要なる學說であるから茲に之を援用したいと思ふ。

近代に於て生存権を主張する學者中有名なるは「アントン、メンガー」である。「メンガー」は奥國「キーン」大學の正教授にして法學博士、大學總長、宮中顧問官たりし人である。多方面な學者にして哲學、政治史、文化史、數學、法律を研究されたのである、氏の生存権に關する學說は大要下の如きものである。

勞働全收益が若しも勞働者其の人に歸屬するものであつたならば全勞働收益に對する權利即ち勞働全收

權が生ずるのである。人類の需要満足に關して生存に對する權利即ち生存権が生ずるのである。此の生存に對する當然の結果として勞働權が生ずるのである。

吾人の需要は年齢、性別、性格の如何に依り大なる差異ある以上、生産手段又は享段手段の同等なる分配を期することは出来ない、而して生存需要は普遍的、客觀的性質を有し確實なる分配標準たることが出来る、生存需要は時と處とに依り一樣でないけれども社會の各員がさまざま切實でない他人の欲望が満足されるに先立つて自己の生存維持に必要な貨物及び役務を供與さるべきことを請求する權利を有するのである、生存権は未成年者に就いては扶養教育に關するものである。成年者に就いては扶養に關し且つ權利者は相當の勞働を供與すべき義務がある、老病其の他の故障に依り勞働能力を有せざるものに就いては救助と云ふやうな、それ／＼異なる内容を有するものであつて權利者の方から見れば財産權に代はるべきものである。

吾々の經濟的生活の内容は吾々の需要を満足するために勞働するものであつて勞働は收益を目的とし需要は満足を目的とするものである、而して勞働と勞働收益、需要と満足とは人間の經濟生活の因果系統である、

故に此の見地よりする財産法の理想は勞働者が自己の全勞働收益を享受し既存の手段に遵つて需要を満足し得る状態でなければならぬ。然るに傳來の勢力關係を基礎とする現行財産法は勞働者に對して勞働收益を保障しない、現存の需要に對して十分なる満足を確保しないのである、現行財産法は私有權に依り任意に既存の財産物體殊に生産手段を利用することを個人に一任してあるから個人は何等勞働に依らずして所得を收め、自己の需要満足のために使用し得るが如き優越の地位に立つのである、彼等は社會に對して

人的反對給付を爲さずして收める所得を「サン、シモン」一派は差益と云ひ、「マルクス」一派は剩餘價值と呼び、予は之れを不勞所得と名けたいと思ふ、それから現行財産法は既存の手段に依り總ての需要を十分に満足する目的を立定しない、生存維持に缺くべからざる貨物及び役務を個人に供與する法規は一つも見當らない、「マルサス」の所謂「既に所有されて居る世界に生れた者が當該義務を負擔する親族より生存の手段を與へられることもなく且つ勞働に依つて之れを求めるとも出来ない場合には彼は全然營養を受くる權利を持たぬのであつて、事實上彼は此の世に無用なものである、自然の大饗宴に於て彼の座席は準備されて居ない、自然は彼に向つて立ち去れと命じ且つ此の命令を執行することを躊躇しない」と説明したのは妥當である。

又生存權は勞働全收權と兩立することが出来る、不勞所得を除去した法序に於ても公民は自己の生存需要の充足のために一定時間勞働を爲すの義務がある、而して爾餘の勞働時間の收益は一定の制限内に於て自由處分に任せられることはあり得るのである。

## (三)

人は人として生れた以上、人としての生存を全うするだけの生活資料がなければならぬ、従つて其の生存を持続するだけの欲望を充足させねばならぬ、勞働者が夜を日に繼いで働いても辛うじて糊口するのみである。而して資本家は資本を所有する事實に依つて多くの配當を得るのは勞働者が產出した所の——生産の功勞に依つて生じたる果實を公平に適當に分配されて居ないからである、是れ即ち勞働者救済として生存權の主張となつたのである。或學者が總ての人間の目的は「生きる」と云ふことである、而して生活の可能に對しては同等に權利を主張し得るものである、故に財産の分配は先づ第一に總ての人々が生存し得るやうにせ

ねばならぬ、「生きよ、活かしめよ」と云つて居る、吾々は生れながらにして富めるものあり、貧しきものがある、地位の高きものあり、低きものがある、それから賢愚強弱の差あり、老幼男女の別がある、此の意味に於て平等なりと云ふにあらずして社會生活上人格として平等であらねばならぬと云ふことである、吾々は人間である以上は其の生存に就いては平等均一である、其の生存の條件に於て均等の恩恵に浴すべきである即ち吾々は人間としての生存條件を保障し生存競争に於て出發點を同一にして、働いても他のもの、出發點に到達することが出来ないやうな——不公平のないやうにするのは人格價値の判斷の妥當、公平に外ならぬ平等の條件、均等の機會の下に於て個人の特性——天才、性能を自由に發揮させて精力の濫用、徒勞を避け勤勞の功程即ち能率を増大して文明の進歩社會の發達を促すことが出来る。吾々は社會に對して能力相應の勤勞を提供する代りに人間らしき生存可能に就いて平等なる保障を得なければならぬ。

然るに才能あり技能あるも貧賤のために其の能力を發揮することが出来ない、何等の才能ないけれども財產あるが故に社會上優越の地位に居るものがある、働かんとして働くを得ざるもの、働けば他人に使役され過度の勞務を強要される、働いても口を糊するばかりのものもあり、身體健全にして怠惰、徒食しながら富を増大しつゝありて而かも其の富を處分するの途なくして之れを濫費するものさへある、如此は人格として人を評價するにあらずして所有する處の金品に依つて評價されるのである。吾々の生きんが爲めの勤勞の義務を負擔する上に於て各人の間に公平でなければならぬ、社會奉仕としての勤勞は吾々の能力に適したもので能力相應に人類の幸福のために働くものでなければならぬ、それであるから社會は生活を保障し各人をして人間らしき意義ある生活、安全なる生活をさせねばならぬ。

## (四)

吾々が過つて罪を犯し、鐵窓獄衣の人となり拘禁生活を爲す場合に於ても亦人間としての生存を保障されねばならぬ、拘禁生活を妨げざる範圍内に於て均等を保障してやらなければならぬ、拘禁生活——自由制限の内容を解剖すれば

第一、居住の自由を制限されて居る點である、吾々が法律の範圍内に於て居住移轉の自由を保障されて居るのである、故に法律の規定に依らずして之れを制限されることはない、然るに拘禁生活に於ては之れを制限して監獄と云ふ場所に居住させるのである、居住移轉の自由を保障しないのである、吾々は湘南の勝地、輕井澤の高原に居住しやうが、商業の中心たる日本橋、歡樂の地域たる淺草に移轉じやうが、何人からも制限を受けないのである、故に若しも監獄と云ふ一定の場所以外に居所を定むるの自由がないとすればそこには大なる苦痛を感じるに相違ないのである。自由刑には居住欲望の制限がある。

第二、服裝欲望は時代や時季に依つて異なる、例へば色合は平和色の流行となく、更に漸次草色を加味するやうになつたとすれば、吾々は「三越」や「松坂屋」へ行つて自由に之を求めて着用することが出来る、それから金紗でも高貴織でも好む處に従つて之れを購求し着用するの自由がある、彼の職業上の要求として他人に後れないやうに、新しいもの珍しいものを選び、自分の顔や形に似合ふやうに、良く見えるやうに——即ち最も良く自己を表彰せんとするもの——他に優越せむとするものは服裝美、形體美に就いて新を趁ひ奇を好むこと最も深甚である、生活の必要から打算したり強烈なる模倣意思の働くもの——感受性の鋭敏なるものは競ふて流行や時風を模倣するのである。然るに拘禁生活にありては柿色の綿服——それが寒を防ぎ暑を凌ぐ生存的必要を充たすだけの最少限を標準として給與し、服裝の自由を認めないのである、自由刑の一特色として服裝慾の制限がある。

第三、飲食慾は人の嗜好、境遇に依つて異なる、山海の珍味でも牛肉でも馬肉でも其の好む處を食して差支ないのである、然るに拘禁生活は其の自由を制限して麥と下白米の混合食と一定の副食物を給與する——保健食物即ち生存に必要な糧食を與へるだけである、自由刑の一要素として飲食慾の制限がある。

第四、異性慾は吾々の生存條件として此の欲望を公認されて居るのである。然るに拘禁生活にありては全然之れを認めない、即ち性慾生活は之れを許容しないのである。

第五、活動欲望は自由意思の作用であつて或は活動し或は靜止するのである、起臥進退は或程度迄自由である、然るに拘禁生活にあつては一舉一動、一般に許容された範圍であるか又は特に許されたものでなければならぬ、即ち自由行動を認めないのである。

第六、交際欲望は吾々の社交性より生ずるものにして人類の生存に就いて重要な意義を有して居るのである、然るに拘禁生活にあつては之れを或程度迄制限——自由なる交際を否認して法定の制限内に於て之れを許容するのである、即ち通信の期間、度數を制限し又親族以外のもの、通信を許さざるを原則として居る尤も特別の場合に例外を認めてある。

叙上の制限あるけれども人類として——人間として——國民として平等を否認することは出来ない、**「懲役人」「囚人」「悪人」と云ふ特別階級のものでない、一般人より更に低劣な階級の人類——人間——國民でない、故に人類として——國民として其の志を遂げしめねばならぬ、其の所を得せしめねばならぬ、人格の平等を是認し人格を發展せしめ人格を完成させねばならぬ時代の背景は差別より無差別へ遷り社會の情調は不平等より平等へ進むのである。(完)**

## 支那人の對外思想に就て (承前)

## 八 元代文化の特長

東京帝國大學  
文學部助教授 箭 内 亘

元時代の文化と言つても、多方面あれば一々に就て述べる事は出来ぬが、大體に於て元時代の文化は私の考へでは、支那の文化、支那の文明と言ふものが今迄は非常に古典的な貴族的なものであつたに反し元時代になると、大變ローマン的になる。即ち傳記的になり、而して平民的になつた。總ての文化が通俗化された Popularization —— 言ふ事が元時代の文化上一つの特長であると思ふ。其著しい一例を擧ぐれば、元の時代に於ける、支那の文學は、それ以前の文學と殆んど異なる點に於て非常に特徴を有つて居る。支那古來の文明は唐宋に至つて頂上に達して居る。文章、詩など見るに、唐時代に李太白、杜甫が出て宋時代になりては文章家唐宋八大家を出しておる。さて支那古來の文學は唐宋に至つて頂上に達して居るのだが、漢時代から南北朝時代になつて色々研究され、それが唐宋になつて形式内容共に完備の極に達した。詳言せば南北朝時代に於いて從來の形式を一轉じて新文化を創造しなければならぬ場合になり、茲に初めて有名なる水滸傳、或

は西廂記、琵琶行といふが如き小説戯曲が生れた、これを西洋の劇だの、シエークスピア、或は此頃の大作に比べてどれ程の價値あるものなるかは兎に角、支那の人情風俗を細微に描寫したる點に於ては相當嘆美に値するものである。其後明時代を経て清朝に至る間相當の名作あるも、先づこの時代を戯曲小説の黄金時代と言はれて居る。兎に角戯曲小説などは今までの詩や文章に比べて平民的であり通俗的である。尤も彼の水滸傳なり西廂記などは、文章も難しく故事等も多くあれば、知識の低い者には容易に讀み難いものなるが、あれは大傑作として二三残つて居るものにて、其他無數の水滸傳西廂記が同時に澤山現はれて居るに相違ない。夫等が普通の人々に容易に讀まれ夫れに依つて風俗なり或は人情を知り、或は昔の話も知り得る様に、非常に細かに解り易く且つ面白く書いて、多勢の人を對手にしたものなれば、其意味に於て平民文學通俗文學と言つて差支へないのである。斯様な所から文章體も元時代には盛んに國語體言文一致と言ふ様なものを用ひ言文一致の碑文が出来、法律お布令書をも國語體で書いた即ちこれ元時代に支那に於ける蒙古人、以外の多くの外國人をも、能くポピュライズされた譯である。然乍ら通俗化が元時代の特長であつて、その特長が明時代になつて支那人の進化を助け、尙ほ夫れが清朝になりて、滿洲人が起つて種々の文化政策を行ひし爲に、元時代と多少異なるも、通俗の文化と言ふものが相當に維持せられて今日に及んだものと思はれるのである。かゝる所謂普遍的に通俗化された文化は、數百年數千年の後まで是が相當の勢力を有するものである。況んや三百年來著しい現象を呈したるものなれば、今日に於てもその影響は必ず残つて居るに相違ないと思ふ、現代に於て支那が新たに文化運動を起して、活動をする、即ち至難な支那文を廢して、羅馬字を取るといふ、極端なる意見を主張し、猛烈に運動して居るが、其の成功失敗は兎に角、彼の運動は支那人に唱へられて居る所なれば、近き將來に於て或る程度までは成功するものと思はれるのである。然し斯様な點から見る

と蒙古人が支那を征服した爲に支那の文化が非常に墮落し俗悪したとも言ひ得るが、然し夫れは支那の古い文學古い文化を打毀し、新しい文化を建設したと言ふ點に於ては寧ろ功績でありこれが元時代に於ける特色である。

## 九 蒙古人と滿洲人の支那人に對する態度の相異

然らば同じく外國民族が支那を征服し、而して約二百七十年三百年近くも支那に君臨したる滿洲時代即ち清朝の時代に於ても同様なるかと云ふに茲には大なる相異がある。元の方では元の世祖が、却々の政治家なりし爲め、支那の儒教を採つて統治上の方策とした、然乍ら又この獎勵を必ずしも唯一の方法として居らぬ彼は常に蒙古の國粹も失はない様に始終努めて居る。夫れが爲に蒙古人は長年月の間支那に居りたるも、支那人に同化されずによく蒙古の國粹國民性を維持して往つたのである。此點は蒙古人と滿洲人との國民性の相違に依るものならんも、又其以外に理由がある。——例へば蒙古人は游牧民族であり、滿洲人は大體に於て農業をやる民族、土着民族である、従つて滿洲人が支那に這入る、即ち——農業民族が農業の進んだ所へ這入ると直ぐに同化されるが、これに反し游牧民族が這入ると丸で變つて來る。游牧民族は定住すると云ふことに却つて困難を感じる場合がある。有名なる例を舉げば露西亞のカザリン二世西伯利經略の途中（主として土耳其人であるが、中にキルギス族も居る）彼等の歡心を求むる爲に色々文明的施設をして、却つてキルギス人の反感を得て失敗した事がある。蒙古民族を支那に入れば澤山の家を造り與へたとしても恐らく彼等は、此邊の町を皆焼拂つて牧場にしたら——と考ふる位突飛民族である。斯様に同化し難い點のあることは兎に角、蒙古人と滿洲人とは支那人に對する態度が違ふ。即ち蒙古人は支那人を餘り優待もしないが處

待もしない、然るに、滿洲人には非常に支那人の御機嫌を取る傾向がある。滿洲に康熙帝、乾隆帝と言ふ偉人の出たる時代に於ては支那人に充分の學問をさせ、充分に知識慾を啓發させ、大なる生産事業に従事させるなどして遂に滿洲朝廷に歸服する様籠絡した。是れ清朝の漢人に對する政策の成功したるものであるが、其代り滿洲固有の國粹を發揮した結果は滿洲人は、支那人同様支那へ來て皆支那風に化せられ、清朝の滅ぶるに當り殆ど彼等の中に滿洲人は幾人あり、何所に住居るかと言ふ位にて、歸るとしても彼等の土地——滿洲は已に支那人が充滿して、歸るに家無しを呈したるは、蒙古と異なる所である。蒙古人は支那へ這入りたるも其數は割合に少く、蒙古内地に残住せるものが却つて多數なるに反し、滿洲人に至つては皆家を空くして悉く支那に這入つて全く同化するに至つた。斯様に蒙古と滿洲人清朝と元朝との間には全然異つた特色がある譯である。

## 一〇 西洋人の入國と支那人の態度

然るに今迄の外國人即ち周圍の民族と違つた一種特別の外國人の益々支那に入國することになり、茲に支那人の對外國人觀なるものに大變化を來たしたのである。夫れは云ふ迄もなく西洋人の入國である。西洋人が支那に初めて這入り込んで來たのは十六世紀の頃であるが、十七世紀に到り商人、宣教師等が漸次大仕掛に這入つて來た。即ち天主教宣教師、夫れと前後して商人が大分這入つて來た。宣教師が色々なる學問を齎したるが爲に支那は耶穌教は嫌だが學問はこれを探ると是を段々に入れ、宣教師を優待して以て學問上の仕事をさせた。明から清の初めに懸けて西洋の文物を支那へ輸入し、従つて夫れが爲に支那の文明は餘程影響せられて古い物は新らしくなり、新しい物は又支那風に改易せらるゝなど、大分新しい學問、新ら

しい文化が生れんとした。然るに前に述べた如く、滿洲朝廷は支那人に對して迎合主義を執つた爲に、支那の文明を非常に尊重すると言ふ態度を取らねばならない。従つてズット古い學問即ち漢學を復舊させやうとし、支那人一般がこれに傾いて來た爲に自然西洋文物の輸入に眞面目を缺くに至り、漢學復興の説が益々盛んになると共に、西洋文物西洋の學問の輸入を怠り、それが研究を怠りし爲め、折角日本よりも早く西洋文物の輸入をなしながら、斯様な事情の爲に又中絶して、遂に大勢に遅るゝに至つたのである。

### 一 支那人の自覺と恐るべき將來

然るに千八百四十二年、阿片戰爭に於て、英吉利に大敗せしが非常に苦い經驗となりて、爰に新時代を劃するに至つたものである。乃ち支那の自覺、覺醒と言ふものゝ、初めて閃きが見え出したのではなからうかと思ふ。其次は日清戰爭である、日清戰爭に於て日本に負けた事は支那人を非常に驚かすことゝなつた。支那人ばかりでよく、西洋人でも支那の事を今迄眠れる獅子と言つたが、兎に角支那人の尊大心を、ために非常に傷付けられたのである、更に支那人が驚きの眼が醒したは日露戰爭である。露西亞と言ふ大國を打破つたと言ふ事は是れ亦日本其者が偉いばかりでなく、日本の文明がわれわれの文明よりも遙かに内容の良いもの質の良いものだ、言ふ事に氣付いたのでもあらう、斯の如く覺醒して來て、倍々直接間接に西洋の文明の輸入に努めた。其結果遂に支那の革命となつた。革命の結果としては今日まだ何物をも得る所なく蕩擻して居るが、早晚何とか極りが付くには相違ないが、兎に角支那政治家或は軍人が眞箇に國家と言ふものを根柢として自己を捨てると言ふ様にならなければ駄目であるが、彼等は到底然う一概になれるものではない。どうしても一方文化運動を若手の學者達が盛んにやつて居るが、此方面から支那が安定し落付きが出て來はしない。

いかど吾々は思つて居る。

兎も角支那は長い間周圍に自國より遙かに程度の低い國を有し、自から中國中華と誇つて居つたのである、其支那民族が自分の文明よりは遙かに程度の高い技術の高いものが外にあると言ふ事に氣が付き、而も益々夫れが眞個であると言ふ事が解つて、爰に初めて節を屈して外國人に教へを受けると言ふ心になつたのである、是れ實に支那の數千年來の歴史に會てない現象である。自分の何よりも一國よりも貴い文明を或程度まで捨て、輕蔑し來りし所の外國人夷狄の文明を學ばなければならぬと言ふ事には、一種の悲哀を感ずるであらうと思ふ。單に日本の如き後進國に學問すべく來る所の留學生に於ても自國の昔を偲びて、悲壯の感やあらんと常に同情に堪えないのである。然乍ら支那人から言へば斯様な事は民族始まつて以來、始めての經驗なればこの輸入の學問思想を自分の古いものに如何に調和させ如何に融合させて、新らしき支那を建築すると言ふ……是は非常なるものに相違ない。どれ程までに支那人が努力し又努力した結果がどれ程までに現はれて來るかと言ふ事は、近き將來の事ではないとしても、兎に角今までの歴史に徴するも、支那人と言ふものは決して、普通一般日本人が考へて居る様な意氣地のない國民ではないのである。唯々各時代に各王朝の終りに意氣地なき役人等を出した爲め、吾が國民は一般に支那人に對して侮蔑の眼を以てし、殊に電車朝の車掌、下宿屋のお内儀さん等の蔑視は彼等に日本は不愉快な所と感せしめしため留學生が餘り來ない、が然し吾々の様に支那の事を少しでも研究して見ると、どうも支那民族を偉い民族の様に思はれてならないのである。崇拜して支那人に同化されて了ふのかも知れないが、少くも蒙古人の氣概を以て臨まなければならぬ。蒙古人以上の態度を以て支那を研究して居るせいであるが、随分良い所がある。若しも新たな文明を旨く取り入れ、而して自分の文明と巧みにこれを融合調和して、茲に新たな一つの支那文明を造り出し、

新しい支那が生れるとしたならば、其新支那なるものは實に恐るべき大支那王國乃至共和國になるのではなからうかと思ふ。然し言ふ通に成り得ないもの、日本は小さいが偉いと言ふ様な、暢氣な事は考へてゐられない。どうしても支那は偉いものになりそうだ、偉いものになるから怖い、怖いからどうしやうと言ふのではない。偉いものになりそうだから、此方も油斷が出来ない。往々／＼歐羅巴人等に對抗して人種問題が出て、尠くも互角の勢ひで往かなければならぬ。日本が支那に司配される、支配すると言ふ事ではなく、眞個の日清戦争に於て、今迄の事を諒解し同時に今日以後の事を豫測想像して、眞個の親善眞個の提携と言ふ事を何うしてもやらなければならぬと思ふのである。然し其方法の具體的の事はこれ又其道の人が居るが、唯々吾々はどうしても文化の方面から支那の運動、支那の運動が相當注意に價するものであると言ふ事を固く信じて毎日の新聞の電報等にドシ／＼現はれて来る、何々督軍と云ふ連中の動靜を大眼に見て居たい氣がする。是は自分の悪い偏見でもあらうが、兎に角新しい人達の文化運動と言ふ事が、非常に注意に値するやうに思ふのである。北京大學の教授陳獨秀或は今上海に居る胡適なんぞ、言ふ人達が、頻りに青年達に新思想を鼓吹して、非常に有方な人間となつて居る。然し斯かる人達に導かれて新しい文化運動を眞實にやつて居る者は未だ少いが、此人々の目指す所はどうしても色々な點から觀て成功しやうと思はれる。此方面から支那は必ず安定が出来初むるのではないか、政治家軍人等の仕事よりも此方面よりして安定の望みがあるやうに思はれるのである。

## 一一一 結 論

これを要するに支那人の思想には、今までの古い思想では世界悉く支那民族が支配するものであると言ふ

考へから一種の天下思想で、支那の君主は萬國の天子、萬國を支配する運命を有つて居ると言ふ所から、周圍に居る民族若しくは遠い所の外國の名が新聞に出づれば、悉く夫れを元は支那人が建築した様に言ふ。例へば匈奴と言ふ國があると、夫れは黃帝の子孫の何々と言ふ者が始めたと言ふ。夫れから日本と言ふ、國があると言へば、日本の皇室は周の文王の叔父太伯の後裔であると言ふ、羅馬帝國の事を支那では秦の始皇帝の秦の字を使つて大秦と名付けて、斯様に新たに文明國が出来ると夫れを大きな秦國と、支那の植民地の如くに自分の國の祖先から出たやうに思ふ。随つて支那人の昔の思想には決して國境など、言ふ觀念はなく、皆總て自分のものなのである。支那民族の居る本土を中國と言ひ、中國の周圍に居る者を皆夷狄と言ふ。而して支那では塞と言ふ字を用ひて塞内、塞外と區劃し、塞外でも支那の文明を採用して柔順になれば直に支那人扱して少しの區別もしない、少くとも國境と言ふ觀念が初めて支那人に出来たのが十六世紀——十七世紀の末千六百八十九年の事で、彼の露西亞と支那とが國境の談判をしたネルチンスク條約がある。此條約で以て初めて支那と露西亞とが滿洲乃至西伯利方面の國境を定めた事がある。此時に初めて支那の方でも外國人を對手にして、夫れと對等の資格で以て相談し而して國境を定めたのであるが、是は支那として破天荒な事である。支那では其時に殆ど支那第一の名君とも言はれる例の康熙帝がやつた仕事である。夫れ以來幾らか國境と言ふ觀念が上の方には芽ぐんで來たが、一般には其考へがよく、阿片戦争以前又以後にも矢張り英吉利の事を英夷(?)と夷狄扱ひにして居た。然う言ふ風に考へて兎に角今度支那の學生が日本に來て學問をする、日本の人間に學ぶとか或は佛蘭西人米國人に學ぶと言ふ事は、新しい文明を必要とする、是を入れないれば此世に存在して往く事の不可能なることを悟つて、彼等の久しく誇つて居た文明を或程度まで棄て、西洋文明を受入れて何物か新しいものを造り出さうとする努力は、今後大に吾々の注意して見なければなら

— 30 —  
真面目に嚴肅に其成行を觀て往かねばならない事であらうと思ふのである。(完)——講談抄録——

### 徳川幕府の少年犯罪者に対する審判

「御定書百箇條」其他によつて幕府の犯罪少年審判の様子を窺つて見る。

殺人犯——子心にて辨へ無く人を殺し候もの十五才迄親類に預け置き、遠島。

放火犯——子心にて辨へ無く火を附け候もの各同斷、遠島。

窃盜犯——盗みいたし候もの大人之御仕置より、一等級可申付。

以上は寛保元年極十五歳以下之もの御仕置の分である。(御定書百箇條)

放浪盜犯——十五歳以下之無宿は、途中其外にて小盜致すに於ては非人手下。

(此分寛保二年極)

放火犯——附け火いたし候もの、十五歳より内は遠島、十六歳以上は火罪たるべく候旨極め候間、向後其趣心得らる

べく候  
享保八年甲申七月三日御用覺帳書抜  
(舊記拾要集)

幼年者殺人の訴訟例——大岡越前守係り  
子供喧嘩解死人之事、

近年の事なるが、淺草竹町にて五歳の子七歳の子一所に遊び居り、五歳の子竹を持ちぬたりしに、七歳の子は奪ひ取りんとて、あふのけに倒れ、竹の先尖りたる所咽喉を突きて即死す。兩親大に歎き、彼の五歳の子と争ひたるより事起れば、渠を解死人にさらんとて雙方申し募り、奉行所へ訴へ出づ。時の奉行大岡越前守也。越前さま、理害を申し聞かせ宿もらるゝと雖も聞かず、然る上はさて申し聞けられけるは、遮面下手人を願

ふ上は願之通申し付くべし。但し十五歳未満の者に係る例無し。因茲十五歳に成る迄八左衛門(五歳の子の名)島へ遣し置くべし。未だ幼稚のものなれば、介抱人なくては叶ひ難し、願人の方より乳母一人召し抱えて付け置くべし、扶持方は下さるべし、月々一度宛右の子を奉行所へ連れ来て改めを受くべし。尤も病氣ならば早速訴へよ。右之趣急度相守り、所之者心を付けて生ひ立たせ、十五にも成らば其の節訴へ出づ可し。いか様其沙汰に及ばんさ有りければ、願人並に其の所の方大に迷惑して右願を相止め、事済みなる。(翁草、五)

少年の年齢區別——十歳迄を幼少、云ふ。依之十歳迄御用召之節、名代差出候様奉書参る十一歳より十七歳迄若年と云ふ。右之趣享和二年戊申、奥侍右筆田中吉藏より承る(類典)

## 世論叢

### 生業の確定と結婚

草間八十雄

出獄人殊に免囚被保護者が社會的に向上する途は何れであるかと言へば生業の確定と結婚の二途である。犯罪のために社會から失脚し信用失墜せる刑餘者は生業の確定を得ること云ふことは向上の道程に於ける一大難關である。克己、忍耐の峠を越へて一つの生業が確定せば結局信用を享有せると同様である。次に獨身者は生業に續いて結婚をなせば夫で社會の水平線に浮び出たことになる。然し此結婚は容易でない、婦女にして相手の男が刑餘者であることを諒解して夫婦になるものは悉無である。何れも素性を隠せば結婚は不可能である。免囚保護の當事者は此點に就ての苦心は却々なもので、假令ば素性を隠して首尾よく妻を迎へても、夫婦の仲に生兒を設けぬうちは油断が出来ない、古語に兒は夫婦の間の隙であると言ふが如く、愛兒を設けてか

らは妻として夫の古疵を覺らうが因縁と諷めて只管生兒の愛育に意を注ぎ、家庭の和樂を見るようになる。此處まで滑きつければ酷く生面的舞臺から失脚せる刑餘者は社會的向上の曙光を仰ぐことが出来ない。(自警)

### 刑罰と保安處分

瀧川 幸辰

保護刑の代表者は刑罰と保安處分とを差別する試みの凡てを、單なる言葉の争と稱して嘲笑するのである。而かも彼等も亦他面に於ては保安處分の「二重性」や「刑罰性」を説き、若くは保安處分を純粹と雜種とに區分し

### 法律は氣絶せり

松井 茂

余は此頃伯林のドライスマン教授の「法律の氣絶」と題する所説を讀みたるが其中に昔し或人は「強盜と犯罪は吾人の前にありて、法律は氣絶せり」と謂たる事を引證して、今

日の獨逸も之と同様で頗る秩序を缺いてゐる云うてゐる、そこで將來は秩序的法規の下に規律的國家を形成するの必要ありと主張してゐるのである、而してこれには凡ての國民に連帶的道德心の發生が基礎となられてならぬので精神的法律に依りてこそ始めて法律も勢力を復活し得るのである、故に法律氣絶の蘇生問題は結局精神問題に歸着するのである換言すれば善なる成文法に依りて、惡しき精神を矯正し得ることは出来ないのである、之に反して人類の自覺を有してこそ勢力ある成文法の存在を見るのである、要するに今や法律は道德化し、道德は法律化するに至つたのである、此見地の下に國民生活の基礎の上に築かれたる警察法規によりて始めて生きたる法規と稱し得るのである、今や國民生活は互に共同心の下に發足せねばならないのである、而して所謂共同心とは發しては國際聯盟の思想となり、連帶道德の觀念となり、勞賃協同等の問題となるのである、警察の社會化とは則ち此の意味に外ならないのである、(警察協會雜誌)

### 子福勳章令の制度

本弘 殿 太郎

導する様にするのが最も肝要である、凡そ不真少年は一朝一夕に成るものではない、永い間次第に其不真性を増して來るものであるから早くから其傾向が現はれる、其の時に於て油断をすれば青年期に至りては、既に手を差し下す事の出来ない程の恐るべき不真性を帯びて來る、近頃學校では學癪矯正に注目をして來たのは此の點を考へた極めて喜ぶべき現象であるが、前途の如く矯正のみにては、不十分で積極的に善行を行はしむる事に盡方しなければならぬ、(時事新報)

### 人民と巡査

#### 穂積 重遠

私は英國留學一年半の間に見聞したロンドン巡査をロンドン市民との仲の善きと思ひ出さずには居られない、ロンドン巡査はロンドン市民の誇りである、ロンドン市民は巡査のことをホッピーと俗稱する、ホッピーはロバートと云ふ名をチャン附にして親しみ呼ぶ言葉であるが、ロンドン今日の警察制度は一八二九年にサー・ロバート・ピールによつて基礎を置かれたもので、ロバートの巡査と云ふ所からホッピー即ちロバートチャンと云ふ

フランス政府は二九二〇年五月二十六日の大統領令を以て「フランス家庭賞牌」(Médaille de la Famille Française)と稱すべき勳章を作つた其目的は功勞に澤山の子供を養育した佛國家庭の母の功勞に對して敬意を表し且之に國民の感謝を捧げに在り、之を受ける資格ある者は「身體的並に精神的衛生の最良條件の下に子供に對して勤勉と社會的並に國家的義務の遵奉を教へる爲め周到な注意と勤勉な活動と獻身的精神とを以て無斷の努力を盡した佛國家庭の母」である、此勳章には三等あつて、滿一歳を最下として五人以上の子を有する時は銅牌、八人以上を有するときは銀牌、十人以上を有するときは金牌を與へる定めである、從つて差し當り我國で云へば品子夫人や小笠原伯爵夫人は金牌組である、

此子福勳章はフランスの戦後の人口増殖中最も些細なものゝである、併し私が特に之を擧げ出して紹介する理由は別に存在する、或る一團が眞面目に行ひつゝある制度が他國人の目には隨分可笑しく且子供らしく見ゆることが稀れて或る、之れは兩國の事情と全く異なり従つて或る問題に對する國民の考へも異なるに違ふが爲めである、(中央法律新報)

### ミシバルコート

#### 池田寅次郎

フィラデルフィアのミニシバルコート (Municipal Court) の御話をする、唯か一九一五年頃設けられたもので五つの部から成つておる少年部と家庭裁判部と外に男子の misadventurment Division、女子のそれと、それから criminal Division mistreatment Division に分れておる、然し此五部の間には聯絡が宜く取れて居り、事務の間に比較的統一が保たれ社會の改良といふ點に向つて歩調を揃えて働いておるのである、女子の misadventurment Division はシカゴのモラルス・コート 組のウイメンズ・ミスタミナントと大體同じもので男子のミスタミナントもシカゴのボーイズ・コートと大體同じもので唯ボーイズに限らず

象至比較法の研究を爲すに當つては、從來吾國多數の法律書を見るが如く、研究の對したる法制の背景即ち其時代其國の事情や思潮を無視して無差別平等な觀察をしてはならぬ、此事は謂ふまでもない當然なことながら兎角吾々の陥り易い缺點である、それを注意する爲に、特に撰んで可可笑しな例を引いたのである、(中央法律新報)

### 不良兒童の教育

#### 乙竹 岩造

近頃不真兒童問題が盛んに論議せられる様になつたが殊に大戰後經濟上の運動に依り不真少年の多くなつたのは吾が國ばかりでなく歐洲文明國に於ても事實である、殊に吾が國は一般に歐米に比して多いのに更に近來生活事情の變異の結果、益々多くなつた、之れはいづれの方面より見ても重大なる問題であつて何人も深く留意しなければならぬ事である、不真兒童正所は謂ふ不真少年になり切つてしまつた後に道徳根柢如何に其の矯正法に慮心する事も殆んど効果がない、故に須らく不真性の萌芽の間に教育の力を以て感化矯正するを定めておらねばならぬ、(中央法律新報)

一般の犯罪事件、大體か云へば經濟的事件を取扱つておるのである、そこで上述の五部の連絡がうまく保たれてゐるさいふ事を具體的に云へば、少年部の下に medical Department が附屬してあり、これには家庭裁判部からも、ミスタミナントからも連絡が付いておるのである、此のメデイカル・パートメントは更に検査部と細菌實驗部とに分かれており、多數のトラブルの中で被告人の精神並びに身體の種々な故障から起つた犯罪に關する病理學的の検査を第一に行ふ、最初に身體の検査を行ひ、次に精神の検査に及ぶ、身體の診察の結果は綜合されて如何なる職業に適するか、將來如何なる治療の方法をさるべきかの忠告を與へるばかりでなく、やがてそれが關係裁判所に於ける審判の資料ともせられる、細菌検査所では被告人診察の結果、何か化學的の實驗を要する事の起つた場合に直ぐ其處持つて行つて検査をして貰ふ事になるのである、女子のミスタミナントの方にも裁判所專屬の病院があり、花柳等に罹つておる犯人を強制的に入院させ、傳染の恐れなきまで治療を加へます、其後はプロベーションの利用に依つて尽快に至る治療を續けさせます男子のミスタミナントも同様である、

以上二つの裁判所並びに病院の働きは一九一八年から非常に發展したが、それはミステリナントで審理される罪人の大多数に此花柳病が蔓延してゐることが分つてからで當時、米國は既に世界大戦に参加しておつたので出征軍人に花柳病があつては一大事と云ふ心配が陸海軍軍人をして此デビジョンの作用を擴張させる原因となり、其の爲めに一九一八年以來兩デビジョンで取扱つた事件が非常に増大するの結果となり、此結果は更らに諸般の設備を整頓せしむるの原因となりました。尙此等の同一建物の中に (Court Employment Bureau) といふものがあつて、被告人が元雇はれてゐた會社の状態はれてゐた時の収入等を知る事が事件處理の上に必要となつた場合、その取調べをする。又、數多い被告人の中には相當に働けて身體が健康であるけれども不幸にして就職口を持たんと云ふ者もあるが、かかる者の爲めには就職の周旋もする。斯様にしてファイナルファイアの裁判所は規模は小さいけれども各部が相互に連絡して犯人の改善に向つて努力してある點に於て他に類のないものである。

それからミニエニシヤルコートの働きは裁判所内の仕事よりも寧ろ裁判所外の仕事の方が

重要な部分を占めてゐる。それが爲めに probation office が活動の中心となり、更らに公私の慈善團體が助力してゐる。慈善團體は米國各地に無數に存在して活動して居るが、尙之を統一する機關として Charities Exchange なるものがあつて、各慈善團體の取扱つた人名を悉くカードに作り、之を引けば直ちに犯人の經歷と就職地の概略を知りうる様になつており、それによつて慈善團體の活動の衝突や重複を防ぐと共に、又各地の慈善團體を渡り歩く不心得者を豫防する組織になりておる。(中央法律新報)

新獨逸の新憲法

八田 三喜

獨逸の新憲法は其の前文にもあるやうに、獨逸の國民が總掛りで決心して、國家を自由と正義とで維新して建設せんとし、國家の内にも外にも平和を確保せんとし、社會の進歩を促さんとしたのであるのを見るに、其の内容も略ぼ想像出来るのである。第一國家としては

(一) 共和國であつて憲法上國家の權力は人民から起ること

(二) 國家の領土は各州の領土から成ると  
 (三) 従つて國權の發動は國家に關する事柄には國家の憲法による機關から、州に關する事柄には州の憲法による機關からであること  
 (四) 殊に從來の例に見ない點は國際法の一點に認められた條規は獨逸國法の一部だとせられることであつて、之で獨逸が國際聯盟の國々は相互に自由で對等でないならばならぬぞと云ふ態度を知ることが出来る。  
 第二憲法上の機關としては  
 (一) 國家議會が最高の權力を有つて居つて  
 (二) 州代表議會の權限は此迄の聯邦議會から見るに縮小せられ、國家の立法と行政に各州を代表して、殆ど諮詢機關に近いものとなる  
 (三) 大統領の權限は皇帝よりか餘程制限を受けてゐる、地位は米國大統領よりも寧ろ佛國の夫に近い。  
 第三選舉に關しては  
 (一) 國家議會の議員は滿二十歳以上の男女の普通選舉によるのであつて、政治上性の差は全然認めぬ。  
 (二) 大統領は全國民の選舉によるので、三十五歳以上の獨逸なら誰でも選ばれる資格がある其他は新しいものもないから略する。

研究

東洋に於ける赦宥思想の研究

武田 慧 宏

三、支那

支那は文章の國である。且また其尙古思想と實際主義と相俟ちて歴史に重きを置き、浩瀚なる史籍の殘存すること世界其の比を見ないであろう。若し其の中から「赦宥に關する事實」を蒐集して之を排列し、以て「赦宥の基調をなす思想」の變遷を研究することは蓋し興味ある事業と云はねばならぬ。但し予の如き讀書の餘暇を有たない者は其の志ありて、其の實を行ふことは到底できない。今は唯だ主として「無刑録」の指導によりて多少の涉獵をしたものを

加へて此篇を綴つて見やう。  
 今から四千二百餘年前の上古舜帝の代既に「赦の典」があつた。即ち

象るに典刑を以てし、流は五刑を宥め、鞭は官刑を作し、朴は教刑を作し、金は贖刑を作し、眚災は肆赦し、怙終は賊刑す。

先づこの尙書の價值については、先儒の間に可なり議論が闘はされてあるが、今之を決定してかゝらうとは思はない。とにかく本書は支那上代の政治教學を窺ふに最も有力なる憑據資料として掲げなければならぬ。前掲の文中、「眚災肆赦」が赦宥の規定で

ある。即ち昔は過失で災は不幸である。肆赦は其に「ユルス」といふ文字である。そこで過失罪、不可抗の原因による犯罪は之を赦して罰なからしむるのである。正に次の估終は賊刑すの句に對照する。估終は故意に出でた犯罪を遂行したものをいふのである。賊刑は死刑と同じことである。そこで、過失無意犯は赦、故意犯は殺すことになる。但し其後に於て重大なる過失は必しも赦の限りではなく輕微なる故意犯は必しも赦の限りではなかつた。

過を宥むるにすなはなかれ、故を刑するも小にするなかれ。

尙書大禹謨

とある。此句の解釋に異説があつて「大に」「小に」のをばどに改めて讀めば全然反對の意味となる。即ち如何なる大過も赦し如何なる小故も刑することになるが、それは餘りに舜典の語に因はれたる見解であつて、禹の如き苦勞人で、情深き帝王が殊更斯る命令を下す道理もなければ、また其の必要もない是れは全く社會の進歩人事の複雑に赴いたにつれて

後世大赦の始源をなし君主の任意に赦宥、範圍を擴張し、又赦宥の時期を選ぶも差支なき先例を造つたされば春秋にはまた次の事實が上げられてある。

晋の悼公、朝に即位し、始て百官を命じ、施舍し責を已め、乃至、賦歛を薄ふし罪戾を宥し……

同書公羊十八年

とある。この悼公は久しく亡命して周にあつたが先代勵公が臣下に弑せられて、國亂れたから周より歸りて統治者の地位を占めた。其劈頭に於て赦令を發して封内の人心を一新しやうと試みたのである。杜預の註に施は具惠を施し、舍は勞役を赦したとある。即ち當時の刑罰に勞作を課したもので、久しく之に服役したものを免じた、他書に放免を畢へどあるに當る、又罪戾を宥しとは牢獄に繋かれた者、即ち囚繋を赦したのである。(輔成會會編第五卷第一號支那周代の監獄(參照))

右の如く、支那上古の赦宥は君主の仁徳を示して民心を獲むとするので、幾分功利的政略を含むたと

東洋に於ける赦宥思想の研究

重過失は社會防衛の爲め罪責を負はしめ、輕微なる故意犯に不問に附せられるといふ、近代の刑罰法に均しき程度までに運用すべき規範を示したものと考へられる。それからすつと夏殷周と此の規範が行はれたものらしい。然るに周も春秋の時代に入りて、一の新しい犯例が生じた。即ち

春王正月、大眚を肆るす

春秋、莊公二十二年の章

魯の莊公が重大なる過失罪をも犯したのである。孔子が此の記事を存留したのは深意ありと論するが其當時の事情が明かでない(傳がない爲め)。之につき後世揣摩の論が少くないが、今臆測を加ふれば、所謂周室式微で王權漸く衰へた時、諸侯は其の封土内の人心を收攬して治化の績を上げ、他の侯伯の地を攻略し雄を競ひ覇を争はんとする風を生じたにつき莊公の如き大に君主の赦宥權を擴張して、大眚をも肆する。英斷を創め仁怒の君心を推して、衆庶に光被せしめん目的ではなからうか。莊公のこの處置が

ころは、前に挙げた印度佛の純なる慈悲行たる成形に於て相似たるも、精神に於て相違して居る。此思想が今後歴代の天子が種々なる機會に赦令を合した動機たることを看取するに難くはない。秦天下を一統して其二世に及び天下方に亂れんとして兵起るにつき、罪囚の徒を大赦して、叛徒を擊破することを得た。是れは魯晋の如き一地方の處置でなく、支那の統一的主權者が下した最初の赦令である。漢の高祖草澤から崛起し、項籍を破つて天下を平定した。其時の赦令に曰ふ。

兵休するを得ざる八年、萬民與に苦む甚し、今天下事畢る、其れ天下の殊死以下を赦せ

流石は漢祖である。能く赦の時機を得たといはねばならぬ。故に荀悅なども「漢興りて秦の兵革の後を承け、比屋刑すべし。故に三章の法、大赦の令を設けて、穢流を蕩滌し、民と與に更始す、時勢の然らしむるなり」と評して居る。隨て其効果の多大なりしは想像するに餘りある。然るに後の天子往々其

効果を收むること易きに慣れて、之を濫用するの嫌ひあつて、天下の紀綱を弛廢させ、識者の論議を招いた漢には文帝始めて郊祀に際して大赦した。郊祀は天子が天地を祭るのである。宣帝は地震があつた時に大赦した。丘濬の數へ立つる所では、文帝在位二十三年、凡そ四たび赦し、景帝十六年で五たび赦し、武帝五十五年で十八たび赦し、昭帝十一年で七たび赦し、宣帝二十五年で十たび赦し、成帝二十六年で九たび赦し、哀帝六年で四たび赦したといふ後漢より宋元に至るまで姓を易へ、命を革むるも赦宥の頻發は變りなかつた。殊に唐あたりから赦の種類も分かれて常赦、大赦、曲赦などの名稱があり、各々其効力に差別が出来た。而して歷代中最も赦の頻發されたは宋であつて、三年一赦は殆んど常例で比年赦あることも珍しからず、徽宗の如きは在位二十五年中、大赦二十六回、曲赦十四回、德音三十七回といふ數に上つた。其宋の赦についての制度は次のやうである。

時、天地を郊祀する時、大典禮を行ふ時

——胡寅の說による——

最後の大典禮とは、種々あるであらうが、其外に梁の武帝は佛寺に幸して大赦を行ひ、元時代の歴代の天子概ね佛敎を尊信し、佛事供養を行ふ場合僧侶の進言によりて赦を行つたことも數次である。要するに吉慶、克捷、祥瑞、祈禱の場合には赦を行つたもので、また斯る場合は決して珍らしくないから、赦令の頻出することを免れないのは當然である。

赦令の頻出はまた種々なる滑稽な挿話を生むだ。

漢の張成といふ男はよく風の方向を候ひて赦令の出るを知つた。そこで或時其の子をして人を殺さしめ捕て、へられ投獄せられた。七日の後果して豫測のごほり赦令が出て釋放せられた。また宋の時代に蘇軾の上書したのを見ると、郊祭のある歳は殊更盜賊公行し、罪人獄に満ちたとある。同じ宋の時代、かの有名なる朱熹が潭といふ土地の督軍であつた際、時の丞相から私信を以て、近々太子が位に即かれて御代

宋朝の赦宥の制、其の非常覃慶（覃は深廣の意）なれば、則ち常赦の原さるる者をも咸く之を除す。其次は雜犯の死罪以下を釋す、皆之を大有と謂ひ或は止だ之を赦と謂ふ。雜犯の死は等を減じ、其餘の罪は之を釋し、流以下は等を減じ、杖笞は之を釋す、皆之を德音と謂ふ。亦雜犯の罪死に至る者、其恩霑の及ぶところ、京城の兩路、一路、數州、一州の地に止まる者あらば、則ち之を曲赦と謂ふ。——文獻通考百七十三刑考——

即、非常赦、若くは大赦は最も効力の及ぶ範圍の大なるもので、德音とは減等と赦免と混合したもので、曲赦は一部曲に限りて行はるゝものを謂ふのである。而して赦令を發せし時機は大略次の如し。

始て國を立てたる時、即位の時、年號を改めた時  
珍禽奇獸を獲た時、河水の清むた時（黄河楊子等の清むをいふ）、章聖を刻むた時、皇后を立てた時、太子を立てた時、皇孫の生れた時、叛亂を平げた時、境土を開いた時、災異に遇ひし時、疾病の流行する

が變るそうすれば天子が君を召して經書の講師とせらるゝ内意がある、其準備をせられたいと通報して來た朱子は此内報の手紙を見るなり袖中に收めて直に獄に入り、大賊十八人を立どころに斬に處した。其執行が纔に畢つた時分に登極の赦令が到達した。明代に於ては法律の上に赦の範圍を規定し、殺人強盜、竊盜、放火、發塚、贓物、詐僞、監守盜等の故意犯十八種を恩赦にあづからぬ由を示し

其過誤罪を犯し、及び人に因て連累して罪を致し若くは官吏公罪を犯すことあるは並に赦宥に従ふとある。但し「赦書に臨時に罪名を定めて特免し及び減降輕きに從ふ者は此限にあらず」とする。

支那上下四千年、其間の赦宥思想の痕を辿りて、未だ盡さざるもの多きに過ぐるを愧ぢ入る。しかし今は結論に急がうと思ふ。先づ支那に於ける赦宥は君主が惻隱慈悲の念より出でたといふよりも、寧ろより多く政治上の人心收攬の目的に利用せられた。蓋し民の心を得るものは王たり」の易姓革命の國家に於て

は己むを得ないことである。しかしながら、英明の主は所謂刑措いて用ひずの徳化主義を理想として進め其中なる者は刑罰の公正嚴明を期して、時ありて赦すもまた之を濫りにせない。其比較的庸劣なる者に於ては刑するも赦すも共に其當を得ずして、所謂「天討の公を失ひ、人欲の私を縱まにする」と論議せられる、に畢るは悲しむべきことである。

次に臣下として賢良なる政治家は君主の赦意を諫止するやうに努めたのも亦支那の特色である。即ち管仲の如き「赦は小利にして大害」と論じ、諸葛亮は相となりて十四年、纔に兩たび赦したに過ぎぬから、時人赦を惜むと稱したに答へて、「世を治むるに大徳を以てして、小惠を以てせず」と曰つた。又司馬光は上書して、赦令が犯罪を増加する所以を挙げ「國家寛仁を以て始まりて酷暴に終る。意人を活すにありて人を殺す更に多からん」と論じて居る。

三に識者論客は多く赦宥に反對の意見を發表して居る。其理由に二つあるやうである。其一は三代の

盛なるや赦がなかつた。「文に三宥あり、武に一赦なし」三代の衰へたるに當りて肆赦が始まつた。畢竟聖賢の制を破つたものだといふ尙古思想である。其二是赦宥の目的は犯人の自新改悔に存するに、其効果が更に擧からぬ、且に重積を脱して夕に圜園に還る、「姦宄惠を得て、善良暗啞す」といふ結果に下るといふ功利思想に本づくのである。

最後に卑見を添ゆれば、赦宥の徳澤にたるは支那に於ても決して渝る所がないが、惜むらくは之を施行する動機が、前掲の如く政治的野心の混するが爲めに、反つて非議の的となつて其美果を擧げ難いのである。それから、此の如き曠蕩の恩は濫發する時に、遂に冒瀆に終るものであつて、支那の君主は確かに濫用をしたのである。しかしながら之によりて赦宥其物を排斥せんとする論者の短見を嗤はざるを得ない。(此項了)

## 環境の研究 (四)

文學士 佐々木 英夫

(一)  
前回には十九世紀の初からのミリュートの觀念の歴史の概観を語る手段として、人類地理及び地理と歴史との關係を述べたから、以下に於て引續き一層最近に於ける人類地理的研究の主要を述べて見よう。

ジェームス・ブライスはその物理的環境と人との關係に就て最も卓越した一般の調査をした。(See the Introductory essay by the Right Hon. (now viscount) James Bryce in Helmholtz's Hist. of the World, vol. 1, pp. 1-1X, esp. pp. XXV-XLI.)

ハーバートソンの甚だ必要にして面白く書かれた緒言の書物は「此等の甚だ異つた典型的環境の下にある人生に就て具體的説明を與へるものである、第一に彼等は如何に人類力異つた團體の職業が其の地

理的外圍に依存するかを示し、且つ如何に此等の職業が順次に物質的生活、家、食物、衣服等のみならず家庭生活、財産の考、商工業の進歩膨脹力、及政府の理想に影響するかを示した。凡て此等は偶然な人種に從ふばかりでなく、全人種が影響を受ける所の永久的影響に從つて類別せられるのである。」と云ふことを明にした。(A. J. Herbertson and F. D. Herbertson, Man and his Work, an Introduction to Human Geography, London: Black, 1909, 132 pp. 6. 參照)

ロバート・デカーシー・ソードは其の標準的著作なる Climate Considered Especially in Relation to Man.) に於て熱帯(Ch. 8, pp. 220-71) 溫帯(Ch. 9, pp. 227-321) 及び寒帯(Ch. 10, pp. 322-37) に於ける人間の生活に關する環境的動作に「標準とすべき説

「明」を興へた。熱帯温帯及び寒帯の衛生學に關する章に於て(Ch. 7. pp. 178—219) ワードは又「天候と氣候及び二三の一層重要な病氣との間の關係」を検査した。

マントは其の著 Anthropology 中の「環境」に關する章に於て多くの價值ある一般的及び批評的記載の外に、主として人間の地理的環境の一般的效果を示し、依つて以て世界の地方的検査を明にした。(R. E. Naretz, N. Y. and London, 1911, See ch. 4, pp. 94—129)

カミュン・ヴァロウは其の著「社會、地理、國土と國家」の第六章の初に於て亦イー・シー・ヘースの分類で學術的環境と呼ばれる所の若干の句を論じた。

(C. V. 参照)

最近のウイリー・ヘルバツハの論文なる「Die Geographischen Erscheinungen: Wetter Klima und Landschaft in ihrem Einfluss auf das Seelenleben」は人心に關する周囲の大氣及び土地の直接の結果を取扱つ

て考へた。(Theodor Waitz, Anthropologie der Naturvölker, 1 (Leipzig, 1859, P. 341; See Adhels op, cit, p. 185)

ハーバート・スペンサーの意見によれば、社會的進化の早い行程は後の行程よりも地方的條件に員ふ所が遙に多大である。即ち一層多く外圍のメンである。(Principle of Psychology 1, Sec. 21 参照)

スペンサー並にペンジャミン・キッドは原人は、ヒューのメンであつたことを信ずる。(Ripley, "Geography and Sociology," p. 649.)

ワレスに從へば「遠き古代の人種の代表者は其の野蠻の状態に於ては現今の外自然よりも遙にどうでもなるものであつた。」(Wallace, Contributions to the Theory of Natural Selection, p. 319 参照)

リップレーは環境は最高な文明にすらも影響するものだと云つた。(Ripley, Geogr. and Social, p. 650 参照)余は續いて社會と物理的環境のことを述べよう。

(三)

社會的進化の研究は物理的環境の關係を豫想す

た。ヘルバツハは第一に精神病理學 (Psycho-Pathologie) に興味を持つて居るやうである。彼は病理學を最も力説した。特に彼の論文の主な部分は最初の二つ即ち「天候と精神生活」(Wetter und Seelenleben) 及び「氣候と精神生活」(Klima und Geistesleben) であつて、彼は其の二つに於て病理學的結果を力説した。次には「原始的民族と環境」のことを述べよう。

(二)

カール・リッツルは其の論文「地理學の歴史的要素に就て」(Über das historische Element in der geographischen Wissenschaft 1833) に於て人間の歴史の初に當つて甚だ決定的影響を行つた所の自然力は愈益退却せざるを得ないようになつた。開けた人類は原人の如く天然又は住所の直接な條件的束縛から漸次に救はれるものである。此のリッツルの意見は多くの人々に採用された。

テオドル・ワイツは原人は純粹に外界の自然の生産物であると共に全く其のメンになるものである。

ジョン・スチュワード・ミルは「凡ての社會的現象は人類の集合に外部的事情が働いて一般化せられた人性の現象である」ことを肯定した。(John Stuart Mill, A System of Logic [New Impression; London: Longmans, Green & Co. 1911—first published in 1843] p. 572 参照)

シエツフェルは管に經濟學ばかりでなく、凡ての社會的科學は社會を考の中に入れて入れない理にいかないばかりでなく、又自然をも考の中に入れて入れなければならないと云ふことを強調した。

(A. Schaffle. Ban und Leben des sozialen Körpers, Tübingen. 1875, 2. Aufl, 1881; Adhels, op.cit, p. 161, 参照)

以下少しく政治戦争進歩及び氣候のことを述べて見よう。

(四)

ジエームス・ブライスは最近に「British Experience

in the Government of Colonies」に關する論文で政治氣候の拘束を明に表した。(Century, March, 1899, 718—729, Rob. Dec. Ward, op. cit., p. 231 參照)

ヴァロウは然し、國家に及ぼした物理的環境の影響に關して疑つた。(See the 4thch. of his Géographie Sociale (Paris, 1911): "Agents et Causes Physiques Considerés Isolation" pp. 92—144)

ウキリアム・リッヂウエーは政治的及び法律的制度は環境の結果だと云ふことを斷言した。(The application of Zoological Laws to man, in Rep. Brit. Assoc. f. the Adv. of sci., 1908 (London, 1909) p. 843 參照)

遠大にして且つ重要な歴史上の結果は氣候と天候との特別な條件から起つたものである。マグワイア一の Outlines of Military Geography (Cambridge, 1899) には軍事作業に氣候の影響がある事に關する章があるが、この題目は、これまで注意されなかつた。

一層最近に、メントレーはロンドンの帝室氣協會で本件を研究した前に議長の演述に於て調査を了した。尙一層最近に戦争と氣候又は天候との關係はエフ・ランベは「地理教授」(Der geographische Unterricht) に於て、オットー・ベッセルは「戦争と天候」(Der

Krieg und das Wetter) に於て、イー・アルトは「戦争と天候状態」(Krieg und Mitterung) に於てそれぞれ調査を了した。(In Monatshefte für den Naturwissenschaftlichen Unterricht, 1, Kriegshelvet von Pastian Schmid (Leipzig: B. G. Tenner, 1915) 參照)

ヘルワルドは有名な旅行家で地理學者であるが、一八七四年に其の自然的發達に於ける文明史を完成した。其の發見に従へば文化の發達は人種地理及び氣候の支配を受けた自然的過程である。文明は自然の支配及び人の服従を意味する……。(Cf. Good, opcit., pp. 585 et, seq)

要するにオーギュスト・コントは「凡ての人類の政治的、道徳的又は知的の進歩は吾等の己に知つてゐる通りに、社會的現象の自然的行路を特質とする所の密接な關係の爲に物質的進歩から離るべからざるものである」(The positive Philosophy of Aug. Comte, tr. by Harriet Martineau, vol. 2 P. 98, 97 參照)と云つた。

文明とは物理的並に政治的環境に順應の結果だとプラリス、ストラヘー及びガイキーの懐いた意見である。

## 看守定員の研究

看守の定員は拘禁人員、分房の多少、建造物の構造、建造物の位置、作業の状況、拘禁の状態、拘禁の單複に關係するから少くとも左の數説を想定することが出来る。

第一説 拘禁定員に依り其の標準を定むべしとの説である、拘禁定員は看守定員を決定する一標準であることは疑ひないのである、然しながら假へば拘禁定員千人に對して看守一百人と云ふやうな定員になるから雜居囚の多い所は都合が良いけれども分房囚の多い所は非常に都合が悪い、故に此の標準のみに依り定員を定むことは正確でない。

第二説 建造物の構造し建造物の強弱に依り定員を決定すべしとの説である、建造物の強弱は定員に甚大な關係あることを否定することは出来ない。併し物

## 寺崎生

的戒護力は破獄供用物件を獲得すれば木造たる石造たるに依り異なる所はない。唯破獄供用物件の多少の差あるのみである、それから物的戒護力を無効ならしむるため建造物を破壊することが困難であるからして物的戒護力の少いところ——監房外工場外に於て行はれ——攀越物件を使用してさうして物的戒護力を無効ならしむるのである、此の點より見れば危険物件の點檢、監房點檢、監房巡回に人手を要するものこそせなければならぬ、結局は程度の差になるのである。

第三説 拘禁の單純なると複雑なるとを標準として決定すべしとの説にして未成年監、拘留監、女囚監、不良囚監の附置は看守定員を増加する原因たるに相違ない。

一、未成年監の處遇は大人と異なるを以て可成充實せる戒護力を有し運動、教育、作業に特に注意を拂はねばならぬ。

二、不良囚監、不良囚は比較的刑期長く行狀不良にして而かも入監の経験が多いから取扱に手数を要するのである。

三、未決監、未決監は法廷、裁判所、留置場、監獄の三ヶ所に其の力を分割し専ら證據を湮滅するを防止し、審理妨害を排除しなければならぬ、其の戒護は到底受刑者の比ではない、故に此の一人の被拘禁者を受刑者一人と同一なりとして計算すれば、其處に著しき不權衡を生せしむるのである。

四、女囚監は男官吏の自由に入出入することが出来ないから二人以上巡視しなければならぬ、女囚監あることに依つて種々の要務があるから女監取締のみに依り處理されるものと云ふことは出来ない、看守定員に就き特に此の點を斟酌すべきである。

第四説、分房監の多少を標準とすべしと説にして手數甚だ多いのである、看守の定員を決定するに當り此の點に着眼することを要するのである。

第七説、作業狀況に依り定員を決定すべしとの説にして假へば監外作業多く監外に在る耕地、作業場に於て服役させることの多い監獄は看守の員數を増加するの要あるは勿論にして實際家の常に目撃するところである。

叙上の數説を參酌し適當の標準を求むれば左の數項に歸着するのである。

一、建物の構造、建物の布置、分房の多少拘禁の單複、拘禁の狀態、作業の狀況を調査すること

二、監獄管理者の意見を參酌すること

三、缺勤者の多少を斟酌すること

四、缺員の狀況を審査すること  
即ち各監獄の狀況を個別的に批判して幾何の定員を適當とするかを決定するの外ないと思はれるのである。

吾々は複雑なる事件、多數共犯ある事件、重大な

多數の分房監ある監獄にありては視察、入浴、運動等可成個別的ならしむるを本旨とするが故に人手を要することが尠くない、故に分房の多少を斟酌して定員を決定すべしと云ふ説は實際に適した論である。

第五説、建造物の布置を標準とする説である、建物の位置は看守配置に關し大なる影響がある、假へば監房が光線形、十字形、算木形等に依り大なる差異があり、また小工場が離れ／＼にある處は多數の人手を要するのである、それから見通しの付かぬ場所の多少運動場所の多少等は看守の定員に影響すること甚だ多いから建物の位置を調査しなければ定員を決定することは出来ない。

第六説、拘禁狀態に依り定員を決定すべしとの説にして假へば長期監と短期監の如きものにして長期囚は苦痛壓迫の期間長きを以て其の取扱短期囚に比して非常に困難である、反之短期囚は其の取扱長期囚に比して困難少しと雖も入監出監頻繁にして其の

事件の被監禁者あるとき、法廷に於ける戒護、裁判所への護送に就いて看守の不足を感ずることが度々ある、此の場合に於て補充、助勤の途がないから曾て警察官や、監獄の雇員、授業手をして警戒させて戒護力の不十分に備へたことがある、故に定員を決定するには補充性弾力性——或程度の缺勤、缺員の補足力あらしめ兼ねて臨時助勤、臨時轉勤を爲し得るの餘裕を存せしめたいと思ふ。(完)

正誤——三月號七十一頁に典獄寺島勝治とあるは寺崎勝治の誤につき訂正す、乞寛恕。

### 怠惰者を死刑に

往昔英國では怠惰を一種の罪として罰した。則ち第一の罪は裁判所に引強出されて帳簿に載せられ、第二の罪は手に烙印を押され、第三の罪は死刑だつた。一五五六年には之が四種となり、第一笞刑、第二笞刑の上に耳の上部を切斷し、第三入獄、第四死刑と斯う云ふ順だつたギリシヤでも往昔は怠惰を法律で罰したと云ふ。

## 受刑者よりの反響

河野東籬

刑の執行猶豫とか、犯罪事件の不起訴とか、將又刑の確定後執行時期の延期とか云ふことは、刑事政策上の大進展として、國民の名譽及身體を保護するの趣旨なるに拘はらず、その保護的精神が廣く多く及ぶに隨つて、國民が其保護の恩恵に狎れて保護の精神を體得せず、自ら其身の行動を戒飭するの道に出ずして、少々の不良行爲では拘禁さるゝまでにはなるまいと、自分勝手な量見を出して、その保護的取扱を受けた爲めに、却つて放慢の氣分に流るゝやうな傾向に爲つて來たことは、誠に憾むべきことである。我身の修め方に就いても、公私の職務を執るに當りても放慢の氣分が萌して來ては、健全なる生活は出來る筈のものではない。

不起訴と處刑とに就て、灰某は其感想を陳べて曰

の念は起らなかつたかも知れませんが、私のやうに愈刑の執行を受けて見なければ、不起訴とか執行猶豫とか云ふ保護の價値の分らない人が多からうかと思はれます。して見れば私の入監した事は幸か不幸か何ちらとも云へませぬ。將來の行動上總ての點に確實を期しやうと云ふやうになつたことは、寧ろ幸福のことと思ひます、只この頃この分房の中で靜かに仕事をして居りますと學校へ通ふ子供の唱歌の聲が析り／＼聞えます、私の長女も今年八歳になりますから昨今學校へ行く仕度をして居るかと思ひますと、妻子の身が不慙に堪えられませぬ。

右灰某の想像の通り、不起訴や執行猶豫にせられた者が、自分の犯した程度の事件なれば、不起訴か執行猶豫が當り前のことだと呑氣な考に爲つて、今後充分に自分の身を固めやうと云ふ眞面目な氣分にならない者が實際に於て多くある。兩三年前執行猶豫になつて居た者が再犯して入監して來た時、執行

く、私は未決拘留中には氣がサワ／＼して一向落付きませず、只ドウカして處刑を免れたいものとあせるのみであつて、毫も自分の從來の行動に不確實の點の多かつたことに氣付きませんでした。然るに其處刑を免れたい希望も遂に打ち毀はされて、愈茲に懲役囚として入監するやうに爲つて見ますと、一時は大に落膽しましたが、この頃に爲つては精神が餘程シツカリして來まして、從來の不徹底なる思案、輕卒なる行動、不眞面目なる態度の惡るかつたことに氣付きまして、今後は總ての點に就て苟くもしないやうに確實な行動を執つて行かうと云ふ氣になりました、若し私が未決中の希望通りに不起訴とか執行猶豫とかに爲つて還して貰つたならば、只今のやうな徹底した反省

猶豫にして貰ひながら何故再犯したかと尋ねて見ると、その者の答に

私が執行猶豫の申渡を受けた時は其日の夕方で、而も其日は他に澤山取調を受けた人があつて、裁判所から監獄へ歸つて來た時は其夜の九時頃でした。それより監獄で領置品の交附を受け愈釋放の手續が済みまして、監獄の門を出ました時はもう十時過ぎでございました、それから電車に乗つて淺草の友人方に行つた所、友人が不在でして、更に他の友人の宅に行きましたけれども、己に夜の十二時過ぎで門が固く締つて居たから、聲を掛けるにも掛けかねて、宿屋へ行かうと思ひましたが、宿屋で泊るよりはカ郎屋の方が却つて輕便であると考えまして、直ぐ芳原の遊廓に行きて泊りました夜中遅く泊り込んだものでしたから翌朝ツイ寢過ぎまして日中に歸りますのも極りが悪くなり、夕方まで遊びつづきました所、勘定が大分嵩まりまして、所持の金で拂が出來ませんから、馬を連れ

て、友人の所に参り他の友人よりの依頼と稱して金を借り、尙その家に來合はせて居た客の外套を一寸失敬して持ち出しまして質入し遊廓の勘定を拂ひ親の宅に歸りましたが、その窃取して質入しました外套から足が付き、茲に再犯として参ることになりました。

右は三十二三歳の男で多少の教育もあり會社の事務員を勤めて居た者であるから、沒常識の人ではなかつた、又道樂遊をした者には相違なきも甚しき墮落者でもないやうであつた、只監獄を夜分出されて而も深更親の宅に歸ることが歸りにくくなり、友人の許で一兩日休養して歸りたいと思ふたことがトンでもない横道にソレ込んだのである。併し此の人間が執行猶豫の精神を能く體得して、自己の名譽を將來に保全すべく眞面目な自愛心があつたならば、その執行猶豫で釋放せられたことを非常に有り難き仕合であると思ふて、假令深更であつても親の家に早く歸り、自ら大に戒飭して其身を固めねばならぬ筈

なることを申聞せ候へ共聞入れず否父上にあらす小父様なり父上なれば鬚ある筈又煩がもつとふくれ居れりとして其夜は終に父なる事を承認致さす三女(二歳)は最早何事も記憶せず不肖の姿を見るや否や泣き出し候次第御察し被下度候

父が長き旅行中父の歸るを待ち兼ねて居た小供が愈父の歸宅を迎へた時、此人が果して我父であるや否やと怪訝の眼を父に差向けると云ふ様な話は珍らしきことでないが、只その迎へらるゝ當人の心持が威勢堂々と歸り來る人と、刑餘の身として情々として歸り來る者と、大に相違の點があるであらうと思ふ。殊に右の真某の如きは、その十一歳と九歳の兒女から何故大變に瘦せ衰へ鬚もなくつたかど怪まれた時、自ら省みて我風手の我子にまで怪まるゝ程に衰へたことを哀まざるを得なかつたであらう我風手已に無心の子から怪まる我精神争でか社會の人より疑問の的たることを免がるゝことが出來やうかと思ふて茲に至れば其胸中必ず感慨無量であつたであ

なるに、一般の人々が執行猶豫とか不起訴とか云ふことは、少々の犯罪なれば當然行はるべきことである、その保護的恩遇に狎れて放慢の氣分に流れて來た故であらふ、これ等の保護的處置を爲すに當りては、充分當人に理解せしむることが必要であるは申すまでもないが、實は前記灰某の陳情の通り、愈刑の執行を受けて見ないと徹底的反省の念は起らない者が多いであらう。要するに刑の執行猶豫の如き人格尊重の趣旨が不徹底なる者あると同時に、初めて刑の執行を受くるに至つた者が痛切なる精神上の刺戟を受くることは事實である。

子女の眼より怪まれた父 三月下旬假出獄を許されて歸宅した真某より寄せられた書簡の一節に曰く、歸宅當時長女(十一歳)長男(九歳)は御父様は御歸宅は嬉しけれども何故大變にやせおとろへ鬚なく變つた姿なられしやと云ひて疑問を發し二女(六歳)不肖の姿を見るや否や小父様入らつしやいとどの御挨拶を致し候母より小父様にあらす父上らうと思ふ。尙三歳の兒は其姿を見て泣き出したと云ふ、嘗に三歳の幼童のみならず、社會の壯年も或は恐怖の情を以て之を避け、或は嘲弄の眼を以てその背後を指す者もある、出獄人たる者特に勇壯活潑の士にあらずば、その精神上の苦痛亦他人の想像の及ばざる所のあるであらう。

汁粉の話に苦む 支某(前々號に掲げし人)曰く先日御教誨にて汁粉の話を書きました時は實に苦しく感じました。私のみでなく他の者も今日の話には困つたと言つた人がありました、長く在監して見ますと婦人の話よりも甘ひ物の話には一層精神を動かされます汁粉の引例で能く御話は了解が出來ましたけれども、その引例を聞いて實は厭やな思ひを致しました。

右汁粉の話とは、社會的生活には調和を保たねばならぬと云ふ説を陳ぶるに當りて、食物の如きも其材料の調和を適度に保たるゝに由つて其味を好くするものであると言つて、その調和の必要を懇々説示

したものであるから、反社會的氣風を帯びて居る受刑者に對する教誨としては頗る適切の談であると思つて居たが、豈計らんや其引例の當を得なかつた爲に、大に失敗したことがなつたのである、在監人の教誨には常に能く注意して、彼等の氣に障らないやう、彼等の心を傷めないやう、彼等をしてマジメに且つ快活に聽取せしむるやうに仕て居ることであるけれども、尙その注意に隙があつて右の様な失敗を來したことがあつた。

麥飯の一粒 四月上旬出獄した文某の感想録の一節に云く、運動に出る途中廊下にて一在監者は落ちたる麥飯一粒を拾ひて食したるを目撃せり、食料の不足に苦み、甘い物を食したと訴ふる者多かりしを見たり、哀愁同情の極也。

右文某は僅かに二月の刑であつて而も高等の教育を受け社會に相當の地位を得て居た人であるから、一粒の麥飯を拾ふて食ふ者を見ては餘程驚いて見たことであらうと思ふ。在監人が食物を愛重するの極

その淨穢を論じない者あるは決して珍らしきことではない、人の食ひ残しを盗み之を手拭で包み便所に入つて食する等のことは月並のことで、甚しきは擗にて包みて居た者もあつた、併し人間が文飾を去つて仕舞ひ、又愈飢渴に際して見れば、何人も斯くなるものではあるまい乎、遇因上食物の問題は實に重大である。

### 役所の紙

大統領クインシーアダムスは手紙を書かうと一枚の紙を持つて來た子供に向つて、  
「元の所に置いて來なさい、其紙は何んだと思つてるか、役所の紙ぢやないか、手紙を書くなら外に私の紙があるよ」  
斯う云つて叱つた。アダムスは正直なよく時間を守る人だつた彼は遅刻して他人の時間を盗むのは人の金を盗むに等しいと云つた。

## 指紋法の研究 (承前)

### 四、蹄線を有する弓狀紋

#### (一) 計算に由なき隆線

弓狀紋は、指紋の左側若くは右側より起りたる隆線が、反對の側に向ひて走り、原と起りたる側へ逆流することなきを普通とするのであるが、例外として蹄線を有する弓狀紋あり、個人識別法は其第二章第二節第二款(第三版三七頁)に於て

蹄線を有する指紋と雖も、指紋中外端なくして内端と外端との間の隆線を計算するに由なきか、又は内端と外端との間に一の隆線を有せざるものに在りては、之を蹄狀紋と稱すべきにあらずして弓狀紋と爲すべきものなり

と示して居るのである。而して其實例として掲げられてあるものは左圖である。(個人識別法第二章第六

監獄局指紋部 藤井藤藏

節第一款、實例第一號(6)圖……第三版一四頁参照)



(實例第一號(6)圖要部)

「其説明」……(6)圖に在りては、明に指頭の左側より起りて左側に終れる一個の蹄線あり、左れど本章第二節に於て一言したる如く、其指紋には内端あるも外端と稱すべきものなく、従つて内端と外端との間の線を計算するに由なきを以て之を以て蹄狀紋の部に屬せしむべからず即ち弓狀紋なり。

右第二節第二款に於ては、既記の如く、蹄線を有する指紋と雖も、弓狀紋と爲す場合を、(一)外端なくして内端あるも、線数を計算するに由なきか……又は、(二)内端あり又外端あるも、其間に隆線を有

せざるものの二種に説明しながら、其實例の段に至つては(一)の場合のみを示し、(二)即ち内端あり又外端あるも其間に隆線を有せざる場合の例示を缺いて居るのは聊か遺憾である。

茲に注意すべきは、前示個人識別法實例第一號(6)圖は内端あるも外端と稱すべきものなしと説明せられたること之なり。

本案の内端は謂ふ迄もなく蹄線の肩部であつて、外端は並行外端の基點より内端に向て引きたる直線が、最初に觸れたる線であることは明である。去れば前示實例第一號(6)圖が次の(1)圖の如きものであるとしたならば、内端と外端との間に隆線を有せざる指紋と言ひ得るも、個人識別法の説明の如く「内端あるも外端と稱すべきものなし」といふことは出来まいと思ふ。

(1)圖の甲は内端にして、乙は外端なり。故に本指紋は内端あり又外端あるも、内端と外端との間に計算すべき隆線なきを以て、弓狀狀に屬す。



然るに個人識別法實例第一號(6)圖に於て、内端あるも外端と稱すべきものなしと説明し

たる所以は如何なる事由に基くか、之は研究を要すべき事柄であると思ふ。蓋し最初に述べたる如く、指紋法研究の目的は、著書の説明を有利に活用したのであるからして、本案の如きも、亦其意味に於て、次の如く解釋したいと思ふのである。即ち個人識別法實例第一號(6)圖の中核蹄線の肩(即ち内端たるべき點)は直角を爲して屈曲せるが故に並行外端の基點より、肩に向ひて引きたる直線は該蹄線頂部の線上を走り、外端と爲すべき線を求むることが出来ないからである。

と、左の(2)圖は即ち夫れを示したのである。(2)圖、甲は蹄線の肩を示す、即ち内端なり。乙は並行外端の基點より内端に向つて引きたる直線が最初に觸れたる點なるも、甲なる肩と乙の點とは一線にして、

其間分離すること能はず、直線は甲乙間の線上(蹄線の頂部)を走り、全く



線數計算に由なきを以て外端を見出すことが出来ないのである

る。之れ所謂内端あるも外端と稱すべきものなき指紋と稱すべきものであると思ふ。……(附記す、前示該(6)圖は、個人識別法第三版に據る、第二版の(6)圖は蹄線内に一の棒狀線あり、同圖に對する説明と相對照するときは一層不可解に了る憾あり)

指紋法解説は、第一節第二項に於て、弓狀紋と蹄狀紋との區別に就き、(甲)蹄線あり内端あるも外端なき場合と、(乙)蹄線あり内端及び外端あるも、其間に一個の隆線をも有せざる場合とを圖示せり(五四五頁、參照せられんことを望む)。

只念の爲め注意して置きたいのは、本案指紋を説明するに當り、個人識別法に於ける「外端」なる文字に對し、指紋法解説は「外角」なる文字を使用されて

あることである。例之は、内端あるも外角なし、若くは内端及び外角あるも云々、従つて外角と外端とは總ての場合に同一意義なる如く解するものなきにあらざるも、是は正解なりと認むることが出来ない。即ち外角とは、三角島を意味するのである。而して其三角島(即ち外角)の外側の一角(二個の隆線の接合點)を指して外端(並行外端の場合は二線が並行を始むる中間より内端に向つて引きたる直線が最初に觸れたる線若くは點を以て外端と爲す)と稱するのである。更に繰り返して言ふならば、外端は外角の一部分に過ぎないのであるから、外角即ち外端にあらざることば、深く説明するまでもないことであると思ふ。

却説、個人識別法に、所謂外端なくして内端と外端との間の隆線を計算するに由なき指紋とは、如何なる場合なるか、之を想像せば左の場合も亦それに屬すべきものであると思ふ。

(3)圖の甲は蹄線、乙は内端、丙は並行外端の基點

なり。而して此並行外端の基點より内端に向つて直線を引くも、之に觸るべき線若くは點なきに依り外端と稱すべきものなし、之れ即ち蹄線内に内端あるも、外端なき指紋と云はねばならぬのである。



尙説明して置きたいのは、外端が蹄線の頂部と相對して居る場合である。之は内端の項

に於て説明すべきであるが、本項に譲つた所以は、對比の便を慮つたからである。

蹄紋の有する外端が、中核蹄線の頂部と相對して居る場合は、一般原則に基き中核蹄線の肩部を以て内端と指定することが出来ないで、自然中核蹄線の頂点を以て内端と定めねばならぬのである。従つて中核蹄線内に一個の棒狀線あるときは該棒狀線の頂點、二個以上の棒狀線あるときは中核蹄線の頂

點に最も近き棒狀線の頂點を以て内端と定むべきものであると思ふ。

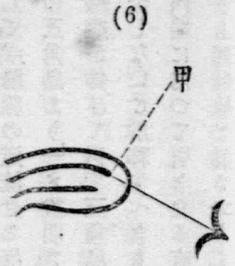
(4)圖は、蹄線の頂點と相對し外端ある場合を示したものであつて、甲は蹄線の頂點にして、即ち内端なり。本指紋は内端あり外端あるも、其間に一の隆線を有せざるに依り、蹄紋にあら



(5)圖は、(4)圖の蹄線内に一個の棒狀線ある場合を示したのであつて、甲は棒狀線の頂點にして、即ち内端なり。本指紋は内端と外端との間に一個の隆線(蹄線の頂點)を有するに依り、弓狀紋にあら

ずして蹄紋である。(6)圖は、(4)圖の蹄線内に二個の棒狀線ある場合を示したのであつて、甲は蹄線の頂點に最も近き棒狀線の頂點にして、即ち内端なり。本指紋は弓狀紋にあら

示したのであつて、甲は蹄線の頂點に最も近き棒狀線の頂點にして、即ち内端なり。本指紋は弓狀紋にあら



にあらずして蹄紋なることは説明するまでもない。

以上の推理に依り、個人識別法の「外端なくして内端と外端との間の隆線を計算するに由なき指紋」に就て、左(7)圖の場合も亦想像することが出来ようと思ふ。



(7)圖は、蹄線の頂點と相對し外端のあるべき部分が並行する場合を示したのであつて、甲は蹄線の

頂點にして、即ち内端なり。本指紋は内端と並行外端との間の隆線計算するに由なき指紋と云はねばならぬのであつて云ふまでもなく弓狀紋である。

(二) 直線に觸れざる逆流線

蹄紋は、指頭の下部の左側若くは右側より斜に上部に向ひて走り、指頭の中程に至りて引返し、原と來りたる方へ逆流する隆線のある場合であつて、且つ其逆流せる方向の反對の側の下部に當りて、一個の三角島あるを特徴とするのである。而して蹄紋たる要件として、内端及び外端ありて、其内端と外端との間に一個以上の隆線を有せねばならぬことは言ふまでもないのである。

茲に研究の要あると認むべき事柄は、逆流したる最も内部の隆線其れ自身が伸びて、反對の側の下部に至りて三角島を形作りし爲め、其三角島の内側に逆流線なく、若し又あるも、外端より内端に向つて引きたる直線が、其逆流線に觸れざるべきも之を蹄紋として可なりや、將た又弓狀紋とすべきやといふのである。孰れにしても多少の理窟はあると思ふ。即ち左の(1)、(2)圖は、それを示したのである。

(1) 圖は、最も内部の逆流線が伸びて、逆流した反對の側の下部に至り三角島を形作りし場合を示したのである。普通の蹄狀紋とすれば、内端(甲)及び外端(乙)あり、其間



端(乙)あり、其間に一個の隆線(丙)あるに依り、乙種蹄狀紋とすれば其

價「三」となるのであるが、併し斯る指紋を蹄狀紋と爲すことは適當であるまいと思ふ。即ち弓狀紋とすべきものであると信するのである。

個人識別法及び指紋法解説に於て、蹄狀紋の要件として、「蹄線の逆流せる反對の側の下部に當りて一個の三角島あり」と説明されてゐるのは、最も内部の蹄線が伸びて以て三角島の一部を爲したる場合は包含しないと解釋すべきものであつて、且つ外端より内端に向つて引きたる直線が、逆流線に觸れざるごときも蹄狀紋と爲さずして弓狀紋とした方が適當であと思ふ。



(2) 圖は、外端より内端に向つて引きたる直線が、逆流したる隆線甲に觸れざる場合を示したのである。即ち本指紋も亦(1)圖と同じく、蹄狀紋にあらずして弓狀紋である。



(3) 圖は、(2)圖に反し、外端より内端に向つて引きたる直線が逆流線に觸れたる場合を示したのである。逆流線は甲點に於て直線に觸れ居るに依り、本指紋は、弓狀紋にあらずして蹄狀紋である。



(4) 圖は、最も内部の逆流線が、伸びて三角島を形作るに至りし場合を示したのである。本指は外端より内端に向つて引きたる直線が、逆流線

に甲の點に於て觸れ居るに依り(1)圖に反し蹄狀紋とすべきである。而して外端と内端との間に於ける隆線は二個あるに依り、乙種蹄狀紋とすれば、其價「三」となるのである。

(三) 甲種に屬する蹄線

蹄線あるも、内端と外端との間に一の隆線をも有せざるものは、蹄狀紋と稱すべきものにあらずして弓狀紋と爲すと云ふことは、乙種蹄狀紋に屬する蹄線のある場合のみ之を適當すべきものであつて、甲種蹄狀紋に屬する蹄線ある場合には之を適當すべきものでないと思ふ。

而して其事由として、乙種は、内端と外端との間に在る線數の多少に依り其價を付するのであるから其間に一線をも有せざるときは便宜上弓狀紋とするのであるが(蹄線を有するに拘らず)之に反し、甲種は線の多少に依り價の區別なく、總て「二」の價を付するのであるから、蹄線さへあれば、内端と外端との間に一個の隆線なくとも蹄狀紋たる原則に缺く

る所がないから、之を弓狀線とするのは其當を得たものでないといふので、結局蹄線を有しながら内端と外端との間に計算すべき隆線なき指紋を蹄狀紋とするのは、乙種蹄線の場合に限ると主張するのである。

然れども、内端と外端との間に、一の線をも有せざるものを弓狀紋と爲すことに就ては、甲種蹄線と乙種蹄線との區別が設けてないのであるから、孰れの場合を問はず、總て弓狀紋として取扱はねばならぬのである。

指紋の分類法を制定するに當り、蹄線を有する指紋は、凡て之を弓狀紋と爲したならば如上の例外(蹄線を有する指紋を弓狀紋とするが如き)を設くるの煩ひなく、寧ろ取扱上便宜であつたであらうと思ふ。従つて内端と外端との間に隆線なしとの事由の下に、蹄線を有する指紋を弓狀紋として取扱はねばならぬ様なことはなかつたであらうと思はれるのである。之れ畢竟、乙種弓狀紋を細別するに當り「内

端と外端との間に一個以上七個以下の隆線あるときは之に三の價を付すべし」と定めたるが爲めであつて、線數計算するに由なき「ゼロ」のものは、止むなく弓狀紋と爲したるものであらうと推測せざるを得ないのである。

故に、最初乙種蹄狀紋を細別するに當り「一個以上

七個以下の隆線」とあるを、單に「七個以下の隆線」と定めたならば、計算すべき隆線なき、即ち線數「ゼロ」のものも、蹄線を有しさへすれば、悉く蹄狀紋となるのであるから、上述の煩雜を見ることはなかつたのである。併し現在に至り之を改正するといふことも困難であると思ふ。

### 國際少年保護局設置の議

ベルギーの皇室が中心となつて此の夏七月十八日から同二十一日まで四日間、同國の首都ブラッセル市に國際保護會議の第二回の國際會議が開かれ日本からも代表者が參列の著で豫て人選中であつたが、愈々最近内務省衛生局保健課長湯澤三千男氏に決定し同氏は来る五月三日神戸發の加茂丸で出發することになつた同氏は兒童保護會議の内容について語る「今回會議は四つの提出議案が前もつて各國の當局へ配付されてゐるのですが、第一は少年の精神的保護、つまり兒童の保護に關する公私の機關をしてもつと少

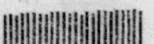
年裁判所と密接な協力を爲さしめる事や私生兒の物質的精神的保護に就ての組織や、兒童に活動寫眞を觀覽させる事の危険を、如何にして防止する事が出来るか等で、第二部は殆ど、司法的な議題で即ち異質少年に對する根本的保護の方法つまり少年裁判法の適用如何。大都市なら低能兒又は異常不貞少年の爲に、特種な教育を施す事も出来やうが、是が小都會か若くは農村の合如何なる方法を以て處理するか等です。第三部が最も興味ある問題で、小兒の衛生と保健といふ項目のもとに、小兒衛生の概念を宣傳する

事及び母乳哺育を奨励するの、最も有効な方法及び嬰兒の死亡と死産を豫防するに最適の方法等に關する議案で、是は我國現在の家庭生活に徴しても極めて重要な問題だらうと思ひます。第四部は殆ど日本には關係のない戰亂孤兒に對する救助及び施設の方法ですが、たゞ各部の共通議題として國際少年保護局の設定と云ふ大問題が控へて居ります。私は是等の議題に與るはか「政府及び個人の創意に基ける措置を參照して我國現在の狀態を略報する」と云ふのが私の用務です」



## 臺灣の監獄

— 新領土の制度やいかに —



武 田 嘉 太 郎

臺灣が我國の領土に歸して以來既に二十五年の星霜を閲した。其間に於て文物制度の進歩發達したことは隔世の感に堪へない、臺灣は經濟的軍事的重要な地位にあつて、又本土の延長として不可分の關係を持つが故に所謂植民地とは大に趣きを異にして居る、従つて部分の問題は全體の問題であると云ふ意味に於て臺灣監獄の概要を紹介したい。

### 一、監 獄 制 度

臺灣總督府監獄官制(明治三十三年勅令三五九號)にある如く監獄は臺灣總督の管理に屬し典獄は總督の監督を承け監獄の長として監獄事務を掌理し部下の職員を指揮監

督して居る。

事務の分掌は臺灣總督府監獄事務分掌及會議規程(大正八年第一一四號)の定むる處で行刑、教務、作業、醫務、庶務、會計、用度及領置の各係に分ち、行刑係は監獄の紀律、在監者の戒護拘禁及處遇に關する事務を、教務係は在監者の教誨教育及出獄後の保護に關する事務を、作業係は作業賞與金に關する事務を、醫務係は監獄の衛生在監者の醫療及調劑に關する事務を、其他事務の分掌を定め、又監獄長は所定の事項に就ては司獄官の會議に諮問することになつて居る。司法系統に就ては監督機關としては臺灣總督府法

務部とし執行機關としては法院監獄とす、而して法務部長は臺灣總督府高等官、高等法院長及同檢察官長は勅任、地方法院長及同檢察官長は勅任又は奏任典獄は奏任である其系統を左に示す。



監獄名稱及位置——臺北監獄(臺北市)同宜蘭支監(宜蘭街)同新竹出張所(新竹街)臺中監獄(臺中市)臺南監獄(臺南市)同嘉義出張所(嘉義街)

監獄職員——典獄、典獄補、看守長、通譯、監獄醫、教誨師、看守部長、看守、女監取締、囑託、雇授業手、押丁、事務備。

### 二、法令の施行區域

内地と臺灣とは別個の法域になつて居て大體に於て内地に行はるゝ法令と臺灣に行はるゝ法令が兩立する爲めに之が連絡と調節を圖るには法制上別に形

式を要する次第であるが、民情と文化を異にする爲めに全然同一に其通法令を以て支配することは今日不可能の事情にあるから出來得る限り内地と密接せしめて同一法令を適用することに力め監獄法の如きも内地のものを採用して居る。

### 三、監獄法令

明治四十一年八月律令第一〇號を以て監獄に關する事項は監獄法(明治四一年法)に依ることを定め主務大臣の職務は臺灣總督之を行ひ又必要なる事項は總督に於て之を定むることとなつて居る。故に根本法としては内地と同一の内容を持つて居る譯である。

其他の法令として主なるものは

臺灣監獄令施行規則(明治四一年府令第四七號)

臺灣假出獄取締規則(明治四一年府令第五四號)

阿片令に因る獄舍留置執行方の件(大正六年長官通達令第五五號)

體刑囚人處遇規則(明治三七年府令第五五號)

### 四、處遇

臺灣の刑事法令は矢張臺灣刑事令(明治四一年)を以

弱なる者

戊級 體質不良者、體質不良又は慢性病者にして規律及作業を強制すること能はず之が爲め刑の効果微弱なる者

己級 監獄法第二條に依り拘禁する者

以上六階級に分類して戊己は特殊の處遇を爲して丁級以上は作業規律、被服、臥具、食料、書信、書籍監房工場等取扱に差別を附し、感應の程度に従つて漸次上級に累進して個別的處遇を爲すことになつて居る。要するに處遇上一般の方針としては内地人たるも臺灣人たるを問はず入監後前兆を悔ひ改心したるものは處遇を緩和し未だ改心せず不良なるものに對しては嚴正なる處遇をするのである。

### 五、在監人

犯罪傾向は依然として累年遞加して居るが不起訴處分も従つて多く不起訴處分の如き總件數の六割近く占めて居るに拘らず受刑者は年々増加し人口十萬に對し四百十何名と云ふ刑法犯確定有罪人があつて内地よりは餘程高率である、在監人一日平均は二千

て刑事に關する事項は刑法(明治四〇年法)刑法施行法(明治四五年法)に依ると規

程せられてある故に處遇上の主義方針としては内地と同様であつて刑法の目的とする處を以て目的とし

て居る、殊に刑罰及其執行は刑法の威力を確保するものであつて犯罪防遏上重大な意義を持つて居る、

現行刑法は單に報復刑でなく改善を目的とする爲めに處遇上も亦改善を目的とするのであるが其方法として個別處遇を施して居る。

個別處遇——英國の制度に倣ひ建築其他設備の都合と人文の程度を參酌して「受刑者分類拘禁並階級處遇手續」(大正三年民法部)を制定して大正四年一月一日より施行して居る。其階級は

甲級 改善の情ある者

乙級 改善の有無不明の者、改善の見込める者、

丙級 不良受刑者、性格犯罪前科等に徴して改善の見込なき者にして行刑不良なるもの及表面従順を裝ふ者

丁級 行刑不感應者、受刑者の社會生活程度卑くして現今の行刑上規律作業及給養が彼等をして苦痛を感じしむるこの徴

五百人乃至三千五百人の間を往來して居る。特殊の罪囚<sup>II</sup>とは特殊の刑事法令に依て處罰せられたもので、罰金及管刑處分令<sup>(明治三十七年)</sup>臺灣阿片令<sup>(明治三〇年)</sup>違反者を指すのである。

管刑囚<sup>II</sup>は法條にある如く三月以下の懲役、又は罰金百圓以下の刑に處すべき臺灣人及支那人の犯罪に對しては其の管刑に處することが出来るので其の執行は一日一回答二十五までとし管百を越ゆることなく年齢十六歳以上六十歳以下の男子に限られ、尙ほ健康状態に依り猶豫其他の制限がある。全監獄を通じて一日平均十五五人執行して居る。管刑の効果は有効な感應性を認めて可いのであるが時勢の要求は管刑廢止の運命に迫つて來た。

匪徒囚<sup>II</sup>臺灣に於ては古來土匪の巢窟として、世に知られ清國領治時代より匪賊各地に蜂起して殆ど寧日なく清朝も之を南荒化外の土と稱して居た、明治二十八年領臺後督府は銳意匪徒の剿絶に力を盡したが容易に其功を奏せなかつた。匪徒の性質として

は本島治安の妨礙を爲し多數を嘯聚し所在に出沒する爲めに普通犯罪者の例以つて律することが出来ない。即ち匪徒刑罰令の存する所以で匪徒の目的は統治に對する不平を口實とするに止らず或は強盜掠奪を目的とするものありて多くは迷信を利用して兇徒を嘯聚するのである。而して其原因と見るべきものは彼等特有の利己心と矇昧の致す處であつて今日と雖も未だ匪徒刑罰令の廢止を許さざる事情にある。従つて匪徒囚の處遇に就ては格段の注意を要するものがある。入監後彼等の動作は孰れも能く規律に服し前兆を悔ひて居る、昨年末の在監匪徒囚は實に七百九十七名(内女二)である。

阿片令違反囚<sup>II</sup>領臺當時最も内外の注意を惹いたものは阿片問題であつて、臺灣人が阿片を吸食する習慣は牢として抜くべからざるもので一朝にして禁遏することは至難である爲めに總督府では漸次禁遏の政策を取ることとなり明治三十年一月臺灣阿片令を公布し阿片癮者と認めたる者に限り吸食を特許し

て居るが大正八年末に於て臺灣人五萬二千餘支那人二千八百人の特許者を有し一人一日平均〇、九九分吸食して居る。特許人員と吸食量の漸減しつゝあることは漸禁主義の功を奏しつゝあるものである、阿片令の罰則としては五年以下の懲役又は五千圓以下

の罰金に處することになつて居る、本令の違反者は約六百名で昨年末日在監者三十七名である、處遇上には特殊の注意を要するものであつて殊に癮者の如きは病的缺陷ある爲めに心身の保全に就て大に考慮しなければならぬ。

在監人各年一日平均人員表

年	刑事被告人	受刑者	懲治人	別房留置人	勞役場留置者	乳	兒	計
三	二二九	三、〇九五					二	三、三九九
三	二四三	二、八九一					二	三、一四九
三	二〇二	二、八四八					二	三、〇九九
四	二二五	二、九四一					四	三、二四四
四	二二五	二、八八六					二	三、一九一
四	二六五	二、九二五					二	三、二七一
四	二九一	二、八八一					二	三、二一六
四	三一九	二、六三六					三	三、二〇四
大	三三七	二、〇六〇					二	三、二二七
大	九八三	二、一九四					二	三、二二四
大	三一三	二、九六五					三	三、二七〇
大	四二七	三、〇四二					三	三、三五六
大	四〇九	三、一三二					二	三、五〇五
大	八						二	三、五七〇

六、收支

作業収入は成績順調で多くは官司業で一部分が受負業になつて居る。作業種別は三十一類八十九目ある、支出は物價騰貴に伴ひ年に昇つて來て表にある通り在監人費一日一人五十六錢九厘になつて、併し監人費は作業収入に依つて充分償ひ得た譯である。

臺灣の監獄 監獄費支出及作業收入表

年 度 別	監 獄		費		作 業		入
	豫算額	決算額	在監人一日平均	監獄費ノ内 在監人費	豫算額	實入額	
三十七年度	五五四、九七五	四九一、一七一	四〇六、〇五九	一七六、〇五九	一六、七〇〇	九一、〇八八	一〇三
三十八年度	五三三、六七一	四六八、八五五	四〇九	一七、〇八七	一四九	一〇三、〇二二	一三三
三十九年度	四七二、三〇三	四六四、九二九	四〇九	一六三、八三三	一四四	九六、四三三	一五八
四十一年度	五〇二、一九九	四九五、三三二	四一三	一八八、五七七	一五八	一〇一、〇〇四	一五三
四十二年度	四七四、七〇三	四六九、四九〇	四〇七	一六五、六二七	一四四	一〇〇、一〇四	一五六
四十三年度	四九六、五〇四	四七一、一三四	三九二	一六四、六六八	一三六	一〇一、〇〇四	一五九
四十四年度	四九九、三三三	四八三、四六九	四一三	一八〇、六〇三	一五四	一三三、七八五	一七八
大正元年度	四九五、五〇〇	四四四、〇〇二	四三三	一八六、七二四	一六〇	一三三、七八五	一八七
大正二年度	五二七、七八	五二六、〇三〇	四七一	一九六、〇四五	一七九	一四〇、一六五	二〇三
大正三年度	四七六、七三三	四〇〇、八五六	四八八	一三三、三三九	一四	一二三、六四九	一七四
大正四年度	四四七、三三九	四一七、九二七	四五四	一三三、三九四	一四三	九四、八四八	一五二
大正五年度	四四四、九一九	四三三、三八六	四四四	一四七、五五四	一六五	一〇五、三三五	一四九
大正六年度	五四四、八二二	五二七、一六三	四五	一八二、八九二	一五〇	一三五、九三五	一七一
大正七年度	五六〇、八九四	五六〇、四九九	四七七	二一九、七〇三	二〇三	一三五、九三五	一九五
大正八年度	六八五、七六四	六六〇、四二八	五五六	二九九、六八七	二二七	一一二、六六〇	二五六
	七四二、九七三	七四二、四二四	五五六	三五一、三四九	二六九	一四五、四八七	三二二

七、教 務

教誨教育は内面的處遇として、殊に新附の臺民を同化せしむると云ふ根本政策を脊負ふて居るので格別重きを置くものであるが、何様人風俗を異にする爲めに餘程の努力を要するのである。教誨師は本願寺僧侶が専ら其任に當り宗教的教誨を施して居るが臺灣人は信仰を異にし且つ通譯を介する爲めに善導

は一層困難である。

其他幼年囚に對する措置、免囚保護等に就ては内地と大差なく、指紋法は司法省と共通して好成绩を擧げて居る。將來の施設としては支監増設職員増加と其に伴ふ内容の改善であつて目下着々畫策中である。

一日の行動をキネマに

人間は年が年中理窟に合はぬことばかりしてゐる動物である。する事なす事に、さう一々理窟を考へてからやり出す者でない。確かグララムラスの著にあつた記憶するが、若し人の一日の行動を洩なく活動寫眞に取つて、翌日これをその本人に見せたら恐らくこれが自分のしたことだと思ふものはあるまいとある。それほど人間に我ながら理窟の分らぬ事を日がな一日してゐるの

である。それを一々理詰に行かうと云ふのは、丁度道を歩くに自然に任せて交互に左右の足を動かして居ればこそ、格別の疲も覺えぬ、これが一歩一歩に、今右の足を出したが故にその理由の下に此の次は左の足を出さずんばあるべからずと考へて歩くとやうなものだ。疲れざるを得ないことになる。

——楚人冠氏より——



# 岩國分監の過去及現在

——斷獄所の昔から今まで——

岩國分監長 兒 島 三 郎

私は岩國へ参つてから未だ一箇月を経過いたしません、殊に特

設監獄の事務には無経験でありますから唯前任者の遺された形を追ふて成程之れは左様ですわと謂つた風に職員諸子から事務を見習つて居るに過ぎない、私自身としては何も發見することが無いのであります。然し新しい所に来て、新しい眼で新しい事務を視るのでありますから、興味は格別で鈍い私の神経にも日々多少の刺激を受けざるを得ないのである。此の刺激は何日までも繼續するでせうか、若し刺激は私の觀念を惹起した場合には岩國分監の過去現在に對する印象は自然私の頭腦から消え失せて行く時である、私は出來得べくんば有り餘の儘なる状態に於て吾が岩國を讀者に紹介したい、それは私が第三者として多年此の分監の爲に盡されたる齋半田君と其の同僚に對する義務であるを感ずるのである。

濱技師と共に岩國に來られ、地相を視察せられた結果、現在の場所に於て敷地を擴張し、新築を爲すことに決定せられたのである。爾來新築工事を繼續し、今や垂んと九分通りの落成を告げて居る状況である。

私は一月二十四日未見の地岩國に赴任し、岩國驛に下車した時の感想を申し上げます、之れは随分田舎だと思つた。驛から一里の間電車に乗つた、行く手を遮る山又山は屏風の如くに立並び、平地は一面に落葉たる桑園である、音にきく錦帯橋は何れに之間へば電車の終點を距る遠からず、監獄は此の山の彼方に在りと答へた。電車は岩國の東北町外れに出たと思ふと右手にコンクリートの外壁は桑園の蔭から顯はれた、その剝那何物か私の胸を衝いたやうな心地がする、若し青春の人であつたならば顔を蔽めるやうな。そして私の心の動搖はやむと間もなく一種の喜びと親しみを覺えた、其の時は既に電車は新小路停留場(分監前)に着いて居つたのである。

岩國は田舎だ、二十年間都會の生活に慣れ來つた私には落葉を感ぜずには居られない、然し田舎にしても唯の田舎でないのである、思ひ出深き田舎である、山水の美に富んだ田舎である、名所を以て聞へた土地である、吉川元春と其の子孫に依つて我が國史を飾るところの土地である。古英雄の城址は城山と稱し、風致林として國家は之れを保存して居る、山麓大河あり錦川と云ふ、架

岩國分監の過去及現在

る。

御話の順序として初めに少しく地理沿革を述べて見たい、岩國分監は元岩國藩主吉川氏の支配に屬し「斷獄所」と稱せられ錦見村字山北にあつた、廢藩置縣後即ち明治五年藩より之を山日縣に引繼ぎ横山に移したが、民家隣接して土地濕潤で監獄としては不適當であつた。偶々舊藩主吉川子爵之が移築費一萬餘圓寄附の美舉ありたる爲め、現在の敷地即ち岩國町字川尻に移築することとなり、明治三十三年竣工移轉したのである。三十六年監獄官制の施行に依り廣島監獄の所管となり、四十年三月以降岡山、廣島、山口、松山の各監獄より男幼年囚及男懲治人を收容し、四十二年四月より再び山口監獄の所管に復した。

大正四年政府に於て吾幼年監新築の議あり、谷田監獄局長は積

するに錦帯橋を以てする是れ岩國の偉觀である。橋の延長百二十五間四個の橋脚を築き、之れに半月形の小橋五個を列の橋床は柵を縋みて層々相懸らしむること奇にして巧みなるものである。延寶元年藩主吉川玄信之れを作ると傳へて居る。錦川は水清く流れ屈折して凡そ町の周圍をめぐりて海に注ぐ、天然の要害舟筏の利便古英雄の城下として如何にも首肯の、地形である。今は人口一萬二千を越へぬ一個の町村であるが自然の恵みを受けた理想郷であると思ふ。此所には都會で見る盛り場もなく、誘ひもなければ汚れもない、觀せ物としては芝居小屋一軒丈である、私は此所に來て自然に還つたやうな心持がする。若し環境が人を感化するならば此所には感化せしむる何物も無い、若し自然が人を感化するならば山河草木一切憧憬の種ならぬは無しだ。況んや風土よし人情よし殊に勤儉貯蓄は藩政以來の美風であつて監獄職員の規約貯金すら俸給十分の一を積んで居る。

幼年監の所在地として善く其の名を知られたるは川越又は小田原を推さればならぬ、川越は甘藷の代名詞として、小田原は評定の場所として記憶の聯想が真いが、吾が岩國は其程に關東方面に名を知られて居らぬ。産物としては蚊帳あり岩國蠶あり、近年養蠶は頗る熾んである、又岩國川錦川の鮎も名物の一つである。而も何れも岩國を代表するには不十分である、矢張錦帯橋は岩國の名を蓋ふて居るを謂はればならぬ。私は幼時錦帯橋の由來を一婦

人が錦の帯を買つて架けた橋だと覚えてゐたが此所に參つてから其の訛傳であることが分つた。

併し岩國と婦人といふ觀念は新に私の頭に起つたのである私は岩國に着いた翌日各官廳公署學校に挨拶に廻つた所、何所にも給仕は女給仕であつた、又官舎に物賣りが来る、魚屋も女、八百屋も女、豆腐屋も女である、ハテ岩國は能く女の働く所、又男の少い土地だと思つた。果せる哉國勢調査の人口統計を見るに男よりも女の数は六百人以上多いのである。女の数の多いのは他から轉入する爲めではないので、全く男の数の少ない理由の一としては此地方から海外出稼をする男子が相當あること、文武の官職に就く者も少くないからであらふ、現に分監看守三十五名の内陸海軍人の恩給を受くる者は十名あるのを見ても粗に察することが出来る。

私の見た岩國の男子は概ね風采の整つた、着實堅固な、親しみのある人柄である、私は是の人々と共に交ることを愉快に思ふ。私は新任の挨拶に眞實な標語をなすことを述べた、而して私の心の誠は同僚の心の誠と共鳴して居ることを認めて感謝に堪へぬのである。特殊教育の上に最も適當なる土地を興へられ適當なる人物を配置せられ、新しい拘禁と處遇を爲し來つた吾が幼年監の過去及び現在に就て茲に管見を陳ぶるを得たるは私の幸ひである。

しきに適して居る、工事の出來榮も立派である。

監房内部の造作を見るに換氣、採光、容器に至る迄適切に注意されて居る、階級を異にする毎に房内の氣分が違つて見へる、夫れも餘程工合能く嫌味の無いやうに仕組まれて居るのは設計者の苦心の存する所と思はれる。窓の大小の比例もよろしい、壁の色彩を青白の二種に限つて、其の濃薄により、或は陰氣に稍陰氣に又は陽氣に導くやうに、調和されて居るのは結構である。階級處遇を目的とする監房の配置に於て主義として各階級に一個監房を割當てたのは適當であらう、但し實際としては獨居拘禁數(夜間獨居を含む)四に對し雜居拘禁數三の比例の豫想は遙に超過して居るが、獨居房は一人の超過によりて忽ち差支を生ずるに反し、雜居房は人員の融通が付くから左程に不便を感じて居ない様である。

工場の面積を見るに、雜居監に於ては拘禁定員三十三名に對し階上階下共二十五坪、平均一人約〇・七坪に當り、夜間獨居監に於ては二十一名に對し同

一、拘禁及び處遇

拘禁の理想は完全なる建築を竣つて試むることが出来る。岩國は少年監として過去十八年の經歷を持つて居るが所謂之れは創業時代であつて、少くとも最近三四年間を除いては特筆すべき記録に乏しいのである。前述の如く大正四年新築工事に着手し大正六年雜居監、夜間獨居監、晝夜獨居監の三棟及び敎誨堂敎場の落成を竣つて始めて少年受刑者處遇及敎育規程を制定し、階級制度を以て秩序正しき敎育を實施することになつたのである。當局者設計の方針は私は未だ委しく承つて居りませんが、目撃した所一般の構造は簡素にして整頓、中央に廳舎、左右に獄舎と謂つた按排に配置されて、右は少年監、左は未丁年監とし、雜居監夜間獨居監の一端には工場を附設してある。監房は何れも二階建にして其の位置は先づ「非」の字の形狀と見ればよろしい、即ち縦の線は渡り廊下横の線は監房である。其他管理上必要な設備を缺さず、諸般の配置連絡若くは離隔其の宜

じく十七坪五合、平均約〇・八三坪に當る此の割合より察するに作業は工業本位ではなく農工複本位又は手工本位であると思つた、典獄に尋ねてみると農業は勿論やらせる考へだどのお話。調べて見ると構外附屬耕耘地は借地を合せて五段歩には少し足りない、私の着任當日耕耘夫は四名であつた、それは昨年民有借地一段四畝歩の返還を請求せられ其後適當なる借地が見當らない爲だと云ふことが判明したのである。

以上述ぶる所に依つて私は粗ば監獄の主體の説明を終へた、以下其の客體に就て現在の狀況を御話致したい、一月廿四日の監房配置表に依りますと、

拘禁現員	受刑者	一六七人
犯數別	初犯	一四四人
	累犯	四三人
年 齡 別	少年	一七二人
	未丁年	一九人
被 告 人		五人

丁年は建築の爲に收容いたして居るのであります

て、尙ほ之れに少年未丁年の少數を見習として附屬せしめて居る。

病監	(看病夫さし)	二人
罰室		〇
費週	少年未丁年 丁年	四一七
雜舎監	一級	七六
夜間雜舎監	二級	二九
獨居	三級	二二

少年のみを掲ぐ

未丁年に對しては目下未だ階級處遇を施して居ないのである。作業日表を見ると、

監工	三二
新工	四
監獄備夫	一四
印刷工(官司業)	五一
麥稈工(受負業)	二八
網工(受負業)	二一
洋裁縫工(依託業)	一二
其他	四
計	一六六

計の示す所に依ると、初犯少年受刑者の平均八割五分と累犯少年受刑者の平均四割五分は、成績善良にして改悛する者と認められたことである。

二、個性調査及び教育

教育に最も必要なるは個性の調査である、吾が分監は先進川越分監の個性調査小票の様式に倣ふて之が調査を爲しつある。川越には又性質調査表あり凡そ性質を二十六種に別ち、之を罪名別に分ちて調査し或は之を四十二の犯由別にして調査して居るが吾が分監には之を採つて居ない。但學校長又は父兄に對して、可なり緻密な調査を致して居る、例へば嗜好厭忌性質性癖環境等の調査項目二十有餘に就き夫々意見を求めて、其の適確を期して居ることである。

智能検査は主として學科の試験をして居る、身體の状態に就ては川越式に依るの外、ホルンハルト式の標準に依つて體格の診定を致して居る。且つ山川典獄は少年の身體の發育に就て最も注意を拂はれ特に其筋に請ふて食量の増加を爲したる結果、昨年

即ち印刷工は吾が幼年監の主要作業であつて、明治四十三年から開始して居る、昨年九月からは逓信局の印刷物を引受くることになり機械も稍進歩したものを備へてあるが、何分刑期一年六月内外の幼年受刑者のしかも一級に達してから就業せしむるのであるから、習熟者は少數で授業上の困難もあり又失敗もあつた様だ。或は定期刊行物の定期に後れたり甚しきは名刺の印刷に姓名の二字を誤植したことも一つの笑柄となつて居る。然し發展の見込は確かに見えて居る、現今の手働能率は小規模の動力能率よりも優つて、動力一時間八千枚に對し一萬枚以上の成績を擧げて居る、従つて生産費も安價で濟む譯だ目下逓信局の註文のみにても需用の十分の一二を供給するに過ぎぬ將來大に行りたいと思つて居る。

私は處遇上に就て今少しく具體的に説明したいのであるが、紙面の都合上之れは常監發行の大正六年乃至八年の「少年受刑者の統計及彙報」に譲ることとし、茲には唯一言申上ることは過去三箇年間の統

以來營養状態は益々佳良であつて、少數の凍傷患者を除いては皆健康者である。私は中學校の卒業生徒に就て調査した所の身體の發育と學力の優劣とを對比した統計を見たことがあるが、一般に身體の發育の良いもの(入學時より比較して)は學力も進歩し身體の發育の悪いものは學力は恒定又は退歩して居る。中學生徒の年齢は概ね十三四歳乃至十八九歳であつて、吾が少年受刑者の年齢と必適して居る、夫故に少年受刑者の在監中に於ける身體の發育如何は其の教育の効果に至大の關係あることを、此の統計は有力に説明して居る、で典獄の方針に對し私は同感の喜びに堪へぬ。

然れ共吾が分監に於ける教育の状況如何と云ふに手前味嗜は省きまして、吾が分監は今尙ほ建築工事中にあるといふことは唯一の支障である。二人の教師が二個の教室に於て、午前午後各一時間づつ、熱心に教鞭を執つて居るが、生徒各自の授業時間は一

三級者に對しては監房訪問教育を施して居る。一人の教師が、一時間に數學級の生徒を教へるといふことは、相當骨の折れる教授法である。小田原分監でも、川越分監でも、三人の教師で教へて居るやうに思ふ、吾が分監に於ても、近き將來に於て其の時機の來ることを希望するのである。

述べ去り述べ來りて、私の報告は終りを告げた。

此時私の友人から一通の書翰が到來したのである。被き見るに、種々面白い事が書いてある、其の一節に、「幼年監の首腦者は子を養育した經驗ある人で無くてはならぬ、」ハハア私は三人の娘の父であるが未だ男児を育てては居らぬ。其の次に「少年の教育は、人格の感化を以てせなければならぬ」とある、注文は六ヶ敷なつて來た、茲に於て私は端然として襟を正さなければならぬ。

淺學なる私の學んだ所によると、個性教育には二個の方面がある、一は積極性たる所の助長的方面であつて、他は消極性たる所の救療的方面である。助

可能である。吾々は又生れ落つると同時に吾々を取巻いて居る種々の環境に接する、此の環境は各人同一でない、夫々異なつた環境が夫々異なつた素質に對して刺戟を與へる、其の結果は夫々異なつた個性を發展し來るのである。然し之れは尙は一面の觀察である、環境は單に與へられたものとは謂はれない、吾々の精神は刺戟に對しては選擇的である、同一の刺戟は常に同一の影響を與ふるものでない、又同一の刺戟に對する吾々の態度行動も亦夫々人によつて異なつて居る。例へば多數の兒童に對して一人の教師が一定の教授をなす場合に於て、兒童の教師から受取る所のもは同一でない、獨り意識的に受取る所のもが異なる許りである、無意識の感化、暗示的影響も同一でない、是が教育の場合に於て、意識的のものよりも却て肝要なものである。此點から考へても、環境は吾々の創造するものであると見得る、既に持てるものを以て新に創造し、其の創造したものに依つて其の持てるものを改造しつつある

長的方面とは、各兒童の最も得意とする所のものを益々刺激し、育養し、斯くて其の十分の力を得せしむることである。去れど此の方面の發達は、延いて他に不利益なる干渉を及ぼす所が少くないから、餘程考へものである。個性教育に於て力を盡すべきは、どうしても打捨て置く事の能きない、救療的方面であると謂はねばならぬ。人各長所あり缺點あり、個性教育に於ては主として此の缺點の矯正に努力すべきである。但しかゝる缺點の中にも、道徳的批判の下に立つ重大なるものもあれば、又その批判の外に立つ所の、少くとも社會的には左程に重大ならざる中性のものもある。前者は例へば盜癖、惡意、殘酷短慮等凡て社會生活に障害を及ぼすものである、吾々の任務は先づ此所に存すると思ふ。乍去人の精神には遺傳によりて授けられた先天的特色がある、あの特色は生後直ちに現はれるものとは限られて居ない、折に觸れて現はれて來る従つて吾々は其の特色の如何なるものであるかを知り悉すことは殆んど不

嚴密に言へば發展しつつあるのである。畢竟教育は兒童の環境を整理し、其の持てる素質と可能性の充分な發展に向つて、適當の指導を圖ることであると謂ひ得る。

### 最後の窃盜

斜問の結果、いよ／＼新罪と決つた賊があつた。

「今生の名残に辭世を仕り度う御座います」

「それは殊勝な事ぢや、申上げよ」

役人の聲の下から、

かゝる時こそその命の惜からぬ

かれて無き身と思ひ知らずば

と高らかに歌つた。役人は驚いた。

「こりや／＼、何を申す、それは太田道灌の歌ではないか」

「御尤で御座います、これが今生の盜終ひで御座います」

## 米國に於ける監獄作業改造問題

辻 生

囚人自治制で有名な紐育州シンシグ監獄が同州監獄調査委員會の提案に基て中央囚人交換所となり其他の監獄も亦夫々新計劃中に新なる役割を勤めることとなつたと云ふことは谷田博士が一月號に於て紹介された通りである。抑此委員會の提案は監獄作業に關する根本的改造案を含むものであつて、北米

諸州を通じての人氣問題である。監獄作業改造運動の如きも、此提案によりて最も徹底的な解決が與へらるるであらうと期待されて居るのである。故に茲に該改造運動の如何なるものなるやを知らんせば勢先此代表的な提案に付て知る所がなければならぬ

のである。因て一月號とは稍重複の嫌があるが、茲に、スペンサー、ミラー氏がサービー誌上に發表した『積極的機關としての監獄』——委員會の提案を主として作業方面より評論したるもの——の一節を抄譯して諸君の参考に資することにする。

## 一、調査員委會報告書の特徴

委員會の報告書の全體を通貫せる特色は、今開始めて監獄問題を教育問題として解決せんとするの事實である。これは四百十二頁にと云ふ浩瀚なる報告書の大半が職業的及教育的訓練の説明に費されて居

るの一事を見ても明かである。尙之と同一程度に於て重要な特色は、積極的人道的見解の著しく、加味せられて居ると云ふことであつて、委員は報告書の序論に於て、「調査會に於ける研究及調査事項の主要なる目的は實に如何にして彼等を正しき生活に誘導し鼓舞する乎に在り」と聲明して居るのである。尙此積極の見解が如何に該報告書に高潮せられ居るかは同報告の全文を通じて、刑罰なる語の絶對に使用せられざるによりても知ることが出來やう。彼等ばかりて監獄を刑罰執行の場所たるの地位より、教育的訓練の場所に開放せんとして居るのである。

## 一、現作業組織ノ欠陥

先調査委員等は各専門の技術員及熟練職工の協力を得て、オーバン監獄シンシグ監獄及クリントン監獄に於ける作業中代表的なるもの、即鑄物工、木工、毛織工、靴工、刷毛工、印刷工、木綿工、編物工等の設備及生産の状態に付て、精細なる調査を遂

げ監獄作業の缺陷として大體左の如き事實を指摘して居る。

(1)監獄に於ける勞働及勞働能率 移監の頻繁、工場收容人員の過大等の影響を受けて、勞働能率は著しく低下して居る。従て一人當りの平均生産額は一寸想像の及ばぬ位寡少である。一例を擧ぐれば昨年中鑄物工場に於ける四十人の生産額は、適當の設備を有する同種工場の一人三百四十日間の生産額に相當るに過ぎないと云ふ狀況である。

而かのみならず監獄作業は金錢上其他の刺戟がないから——勿論一日一ペニーと云ふほんの印計りの賞與金が與へられてはゐるが——作業は兎角不注意不親切となり、其結果製品は甚しく劣悪となるのである。

(2)管理及監督 是又不適當不充分である。中にも最も遺憾なことは入監前の職業の經歷と、監獄作業々種とを相關聯せしむることに付て何等考慮が拂はれてないことである。斯様な状態であるから自

然出獄後在監中の作業々種と同様の職業に従事するものが殆ど稀である。

(3)設備 設備は概ね舊式で新式機械等は殆ど購入されない。之が爲め材料の組織的利用上著しき不利益を來し、材料は夥しく浪費されて居る。尙數箇の監獄に於て同一若くは同種の生産品を製造するので、各監相互に市場を制限するの愚を経験して居る。而して彼の災害豫防の如きに付ても亦何等の施設なきを通例とする様な状態である。

斯る頽廢せる監獄作業の状態は勢監獄人口に影響せざるを得ぬのである。紐育州の囚人の八十七パーセントは前科者であり、總監獄人口の八十パーセントは何等熟練せる技術の所有者でない。而して是等の人々の生活の失敗は、多くは彼等が監獄に於て何等職業的訓練を受けざることに歸することが出来るのである。併しながら如此無職の責任は獨り之を監獄に於ける職業教育の失敗にのみ歸する譯に行かぬのであり、殊に一般學校教育等も亦大に其責任を分

なすこと。

6. 勞働能率の増進を圖る爲、適當なる作業科程を定むること。

7. 品質及數量に關する生産標準を定むること。

8. 販賣及貯藏の適切を期するが爲、州の監獄局を改造すること。

今茲に是等の提案の總てに付て、詳説するの餘裕がないから此内二三の問題に付て觀察するに止め

紐育州知事はシンシングの新分類監の礎式に臨席して演述して曰く、「吾々は單に今日茲に新しき建物の礎を爲さんとして居るのではない。吾々は之によりて囚人の管理に於て、最も進歩せる方針を採用せんとするのである。餘は州の方針として如何なる人も裁判所に於ては單に有罪無罪を決定せらるゝに止まり彼等の刑期は鑑定人の團體若くは委員の手によりて決定せらるべき時の近きにあらむことを期待するものである」と此一齣は實にシンシング監獄に

かたねばならぬのは言を俟たざる處ではあるが、現下の問題としては此一般教育の缺陷あるが爲監獄に於ける職業教育の問題は一層重要な意義を有することとなるのである。

然らば監獄に於ける訓練期間に於て如何にして此職業教育の完全を期することが出来るかと云ふに、委員等は左の如き條件を提示して居る。

## 一、新作業組織の形成

1. 監獄作業上有能囚と無能囚とを分隔せんが爲に、囚人の身體及精神検査を行ふこと。
2. 通常囚に對する賃銀は各囚及各工場の生産能率に基くこと、及時間外作業に對する賃銀を仕拂ふこと。
3. 適當なる工場管理に對し工場生産品の賣上高より相當の報酬を支出すること。
4. 現代式工場設備
5. 作業時間に對し營業規則を適用し、尙安全設備を

於ける分類監獄の新計劃の全部を暗示するものと云ふてよいのである。而してこの計劃は委員會の報告書中最も基礎的な要求であつて、之が採用によりて始めて委員會の提案が完成するのであつて、此計劃の實現を見ざる限り如何に新式の經營管理の方法を採るも、到底多くの收穫を期待することが出来ないものである。(この點に付ては既に一月號に紹介されてあるから茲には詳述しない)

次に賃銀に關する提案であるが、「囚人の賃銀は其標準を社會の之に對應する自由勞働者賃銀に求むべきである」と云ふ委員會の主張は素より正當である併しながらこれは勿論囚人の賃銀を自由勞働賃銀と全然同一にしなければならぬと云ふ意味ではない、これには監獄工場の生産能率と普通工場の生産能率とを比較して賃銀の尺度を定むると云ふ制限が含まれて居るのである。即ち例は監獄工場の生産能率が社會の工場の其れに比して七十五パーセントの能率であるとせば、囚人の賃銀は自由勞働賃銀の七十五

パーセントたるを要すると云ふ意味である。尙彼の囚人の家族を救済する爲に賃銀の一部の使用を許すことは、既に或州に於て實行せられて居るので最早議論の餘地なき問題である。

尙茲に附加へなければならぬことは彼の囚人、共和團との關係である。此提案によれば共和團は其權能を一層擴張して之を工場管理にも及ぼすこととなるのである。如此計劃は一見突飛な感があるが、實は監獄工場が既に共和團の最高機關たる代議員會に對する代表の基礎となつて居ると云ふ點より之を見れば、既に此提案の一部が採用されて居るものと見てよいのであつて、共和團は今後此方面に於ける活動に對し益々新なる興味を感すべきことは當然のことであらう。而して此場合に於ける共和團の任務は、外部機關たる工場委員會よりも遙に重大で且廣汎なものであるべきことを記憶しなければならぬ。何となれば囚人生活と云ふものは囚人相互間の接觸等の關係に於て一種特別なる社會を形成するのであつて作業組織の眞の改造の如きも囚人自身の中に之を期待しなければならぬからである。

## 禁酒國で問題の『大使館酒』

禁酒執行官吏の言明する所に據れば華盛頓駐劄各國大使館々員は一攫千里の富を成し得る地位に在り各國外交官の手を経て華盛頓に送らるゝ酒類は毎月數千ガロンに上り其の大部分は大公使館々員以外の飲料となり居れり禁酒執行

官吏等は此の所謂「大使館酒」の大輸入を防止すること不可能なるを主張し其の取締方に關し國務省まで訴ふる所ありしが華盛頓駐在禁國外交官は此の取引に依り一舉百萬弗の巨利の得他の某外交官は五十萬弗を儲けたりと

## クリントン女監參觀記

佐々木英夫

以下に述べる所はアクトルックの一月號に依つたもので、一英人が米國のクリントンファームと云ふ、模範的の女監を參觀した記事の梗概であるが、監獄事務に關係のある人々には興味のあることと思つて意譯したのである。

一、其の建築 本監は採光採暖其の宜しきを得た赤い農家風の建築で養畜業なども行はれてゐる。

二、女囚の生活 本監は國立女囚監獄であるが、其の女囚は家庭的生活を爲し、各其の部所に就て活動する、即ち或るものは鵝鳥を料理し、或るものは羊の世話をし、或るものは侍女の勤をしてゐる。

三、普通の監獄との差異 普通の監獄は鐵棒と耻づべき衣服とを回想するものだが、本監では窃盜をしたり殺人をしたり又は淫賣をしたやうなものでも殆普通の家にあるが如く自由に活動をしてをり其の

職業に勵精してゐる。即ち其の状態は全く正常である。だから本監ではどの囚人も監獄以外にあるのが一番よいと思はせるやうなことはない。又他方に於て墮落を暗示するやうなものもない、要するに本監は家庭的であり、農業的であつて、單に人類に對する學校以外のものであると暗示させるやうなものはない。

四、學生役員會 本監には學生役員會があつて大概晝食後に行はれる。

五、衣服其他 本監の女囚は本監作製の新しいピンク、コットンの着物を着、頸飾、襟止、其他各自の靴を持つて居る。

六、年齢 本監に收容せられる者の年齢は非常に

多様である。或るものは四十歳以上であるが他のものは年にも行かない少女である。

七、職務分擔 女囚の残務は料理のことを受持とか、膳棚の整理をするとか洗濯をするとか、又は裁縫をやつたり、或は又本監の嫁母の務に任じてゐる。

八、オノアー、システム 本監に新に入監したるものは、先づ健康診断をなし、萬一傳染の恐あるものは之を隔離する、次に見習期に入る、この期にあつては、入監者は本監の風習を學び權威者及び其の同僚の看視の下にあるが、此の期の終になると、特に嚴重な看視を受ける。そして之を通過すると「オノアー、ガール」として同僚から選ばれるのである。オノアー、ガールの條件は左の二つである。

(1) 決して逃走しないと云ふことを宣誓すること  
(2) 正しく振舞うと云ふことを宣誓すること  
而して其の同僚は一人の缺點が全體の團體に反應するから、其の女が全く慥であると見定のつくまで

で困難な目にあふ方がよいと云ふことになるのである。

一、自由なクリントン女監 本監には非常な特權がある。夏になると大多數の少女は只テント、ウオール以外には何もない所に自由に寝るのである。又女囚はファームの周圍を自由に逍遙し、そして其の最も多くは夜になつても其の室に鍵もかけないのである。女囚は自己の長靴を穿き又は裝飾を爲す特權も持つてゐるのである。

二、環境の愉快なこと 正常者と否とに拘らずファーム自體でも又はその種々の建築物でも環境は極めて愉快であつて監獄らしいことを想像することは不可能である、そして各自が寫真とか繪葉書とかで其の室の裝飾をする様子は普通の寄宿と何等かはりはない。又共同の座室があつて女囚は此處で讀書裁縫及唱歌を爲す、殊に女監は音楽に興味を持つて居る様である。其の音楽は黒人本來のもので木に啼く鳥の聲の如く全く自然的のものであるが一種の音

は、オノアー、ガールと爲すことを容んでゐる。その理は本女監は普通の監獄と比較すると非常に自由であるが萬一それが剝奪されるやうなことがあるといけないからである。

九、學生役員のこと オノアー、ガールは學生役員を選擧する、學生役員は協議會を形成する、此等が長官の監督の下にあるのは勿論である。役員は其の同僚の取扱に關して苦情を云ひ、又は忠告をするのである。例へば厨房で僭越であつたとか、又は他人の迷惑となる振舞をしたとか云ふことに關して裁判官の様に告發をしたり、又は監督の詰問に答へるのである。オノアー、ガールの審査は、非常に慎重なものである、學生の役員は其の責任の大きなことを自覺するのである。

一〇、自治の効果 以上の如く本監は自治的になつてゐるから、各女囚は權威者から制裁を受けるよりも同輩の批判を受けることを、一層恐ろしがつてゐる。だから同輩の嘲笑を受けるよりも普通の監獄律をした調和的のものである。

一三、嬰兒の管理 嬰兒には特別の監房があつて保母が之を保護してゐる。保母は嬰兒を教養する様に教育せられるのである。此の嬰兒の管理は本監に於ける最も教育的方法の一つである。又仔羊の管理をするやうに選ばれることもある。

一四、入監の理由 在監者の犯罪は多様であつて殺人犯が多いが主として性的犯罪である。

一五、監獄生活 其の食物は大抵其の農園で得たもので滋養豊富である、だから神經質の婦人も健康となつて肥えふどり、爲に其の氣質等にも變化を生ずべきは勿論である。且つ神經質の少女には農園の作業は尤も効果がある様である。

一六、職業を仕込むことと其の日常生活 職業は其の個性に應じて仕込まれるのである。日々の作業は裁縫、料理、洗濯等であつて有色の少女は其の特別な才能に應じて仕込まれるから、此等の多くの少女は職業を覺えると云ふ見解から本監の様な學校に

来て勉學するのではないかと思はれる程である。

一七、懲罰の方法 何人でも理論上よりすれば、現今は裁判の宣告は純粹に懲罰的であるよりも、寧ろ教育的であつて感化的でなければならぬことに同意してゐる。然し囚人に一層悪い犯罪をすることを欲せしめない様に爲すことは、社會に最も大きな安全を與へるものである。それにつけても監獄は人道化されなければならぬ。

一八、改善主義 クリントンの女囚の多くは非常に能く改善せられ、而して新生活に入り得るやうにせられた。簡様なことは普通の監獄では未だ望まれないことである。最も嚴酷な懲罰は決して監獄を空にもせず、又犯罪を止めもしなかつたのである。羊を盗んだものを死刑に處すと云ふ懲罰があればとて羊盗人はなくなりはない。何故と云ふと羊盗人は羊を盗むことを要しない様に教育せられなかつたらである。

一九、批評 余の見るところによればクリントン女監

は在監者を最も下等なもの卑しいもの又は残れたものとしては取扱はないのである、又何人たりとも人道の埒外なもの又は生涯に於て凡ての機會を失なつたものとして取扱はないのである。即ち本監の施設は凡て所謂監獄改良の爲めの盡力であつて、瞬間的犯罪と永久的懲罰との間を帳消にすべき盡力であるクリントン女監は舊い國々にある所の凡ての偏見を破壊するものである。

“But for the grace of God, there goes Richard Baxter.”

と云ふ諺は雷に一人に取つてのみならず、斯道研究の爲に志あるものの凡てに取つて、クリントンファームが與へた所の教訓である。

今日正を爲すか邪を行ふかの如何に依りて永遠の相違を生ず

—クラーク—

# 市俄古商業會議所犯罪防止運動

武 田 生

シカゴといふは殷賑の度に於て紐育につき、米國第二の都市である。恰も我大阪が東京に對する地位に似て居る。殊に歐洲各國の移民が最も多く流れ込み、隨て同市に於ける犯罪の滋蔓は驚くべきものがある。

即ち千九百十九年中、殺人の数が三百三十、強盜が六千百〇八、追劊が二千九百十二、自動車の盜まれたのが四千四百四十七輛、各種の窃盜によりて失はれた財物の價額千二百萬弗を超へる。又昨千九百二十年の上半季六ヶ月間に強盜の數三千二百二十七、追劊千二百六十九、人の殺されたが四百九十八である。最後の殺された人の數の中に自動車に轢かれた約三百人を始め、有らゆる變死者を含むから、仔細

に調べれば前年より少しは減つてゐるであらう。其原因は此年の春殺人犯の裁判が大に進捗した、其結果十五人が死刑の宣告を受け、其他多數の者は二十年から終身までの刑を受けて監獄に送られた。又同年の前半季強盜の數は少々増加したが、追劊の數は約二割五分の減少を見た。これは主として其の處刑が迅速で且嚴酷であつたからである。即ちシカゴ市の在るイリノイス州の法律では追劊又は銃器を有つた追劊の未遂でも十年から終身の刑に處せられるからである。同年の前八ヶ月間に自動車の盜難は三千二百十五輛で、其中八百九十六輛の外は全部發見したのは、警察の大手柄である。

以上はシカゴ市犯罪委員長チキンパーソン氏の報

告する處である。抑も犯罪委員とは、犯罪者が選舉された實行家をいふやうに早合點されてはならぬ。事實は其反對で、元の名は犯罪の流行及防止委員といつたのが短く詰つたのである。而して之は警察、裁判、監獄等に附屬するのではなく、同市の商業會議所に附屬して居る組織團體である。其起源を云へば何でも千九百十七年とかに銀行窓口の強奪、俸給支拂日の強奪など頻々として起つた時、別して白晝それらの強奪や又其他に殺人などが行はれたとがあつて、商業會議所の議員等は蹶起して、社會の無秩序状態の原因を調査する委員を擧げた。其調査委員が千九百十八年六月十三日、前記の犯罪流行及防止委員の名を以て調査の報告書を發表し、商業會議所の委員によりて一の特別委員會を組織すべきを提議した。該委員會の任務としては犯罪の鎮壓防止の問題を考慮し、最善の結果を得るべき調査を指導し、必要なる法律の改正を立案し、州議會に列席し委員の提出したる法律の通過に盡し、且つ法律新に制定せ

讀會に某々議員が劇烈なる反對説を唱へ、議案は死滅した。實は反對する筈で、其議員の或者は當時刑事裁判の被告となつて居つたので、夫子自ら永く記録される虞があつて右の始末といふ譯である。それで致方がないから、犯罪委員は自分の手で記録を造り、シカゴ市内丈に應用することを試みて居る。

此記録に二様ありて、一は強盜、追刺、殺人の警察へ訴出たもの、報告を受けて事件をカードとして記録し之に索引が附してある。二は同じく警察裁判所等から報告を受けて逮捕された犯人の記録である、累犯なれば前科の分に補記することになる。千九百十八年一月一日から實行したので同廿年四月末までに約四萬五千のカードとなつてある。又場所の記録も二様ある。先づシカゴ市を各警察管轄區域に分けた大地圖二葉あつて、其一は犯罪の場所を表示し、其二は犯罪人又は嫌疑者の居所、巢窟、怪しき競技場、賭場等を表示してある。其表示方法は紙をさすので、第一の地圖には事件カードの番號が紙の頭に

られた以上は當局官吏が之れを施行する方法を監視することにあり。此目的を以て世に現れたがシカゴ市犯罪委員である。此委員長の言を借りて云へば、『委員の信する所では、犯罪を減少せんとする目的は、最善なる人の最善なる思想と最善なる努力とに値ひする。此目的を達せんが爲め銀行家、商業家職人の利害を代表する總員百名以上の人々が多大の時間を費し、無報酬で、自費を抛ち、調査員や統計者や書記等の有能練達の部員を通じて偉大な發展を遂げた。從來犯罪と闘ふ爲に用ひられた方法は確に無効であるを見出して、不成功と極つた舊式で明かに不適當なる方法を改善する爲に努力しつゝある。事實の發生は何人も否むことのできない公平なる統計の蒐集に俟つの外はない』此委員會が組織されてイリノイス州に犯罪人記録局を設けて、犯罪人識別に供せんと考へ、之れに關する法律案を知事並に保安局長の同意を得て州議會に提出したところ、上院は通過したが、下院の第三

あらはしてある。此地圖は一面警察力の弛張を知ることになるが、又事件が少しく表はれるからとて一概に其警察が行届いたとも云はれぬ、實地を調査して見ると案外、其警察が報告を怠つて居つたてなことも少くない。委員はこんな缺陷を改善することに骨を折りつゝある。

犯罪委員はまた裁判所の保釋供託金の少額に過ぎることを指摘し、濫りに保釋を許さざらしめ、古るき事件の審理を促し、之を封助すること少くない、又假出獄制度の運用に注意し、其適確を期し濫用を防ぐことも運動して居る。

要するに犯罪委員は犯罪者を改善せんとする機關ではない。又犯罪の發見、犯人の逮捕に資する目的をも有せぬ。唯た實業家が犯罪の禍害から社會を清めシカゴ市の汚點を拭はんとする高き奉仕觀念に動かされ、從來政府の犯罪處分の爲に取つて居る方法が面白くないから、之れを近代式に事務的に改造しやうとする運動である。

# 獄制改良の新傾向

近 藤 亮 雅

獄制改良の聲が叫ばれてからこゝに幾歳、これに關して論議さるゝものも又少くはない。最近到着した「アウト、ルック」誌上に公にされたビー、オグデン、チズム氏の「保守的監獄について」の一論は最近米國に於ける獄制改良の新曙光を示すものであると思はるのでこゝに其概要を紹介して見たい。

元來米國に於いては年々總人口の二百分の一即二百人につき一人の割合を以て、種々の犯罪を犯すものあるにも拘はらず、之れらを處置すべき方策は依然として舊套を覆ふに過ぎない。

在監人は單に公衆に厄介をかけて徒衣徒食し、徒に國帑の浪費者となるに止まらず、進んで生産者とならねばならない。然るに今日違法者が彼自身を支持し又彼の家族を扶養し得るが爲に、一つの實際的

運動をなすものもないのは實に不道理にしてやがて禍を誘く所以であると信するのである。

近時一司法官が現行獄制を批議し、一老被告に對して、他の見せしめとして刑期を倍加しこれに附言して云つた。「監獄に拘禁するは彼等に苦痛を與へんが爲である」此言にして若し罪囚救治の方寸を示すものであるとしたならば、それは正義を行ふを目的とせる現行法律を餘りに苛酷に解釋するものと云はねばならぬ。吾人は敢て云ふ、刑期が長ければ長いほど害も亦随つて大である。禁獄の精神は彼等に苦痛を與へ、彼等を懲せんとするのではなくて、彼等を惡疫より回復せしめ、彼等を正道に立たしめんがためである。

蓋し應報復讐の觀念は、彼等の心身を疲弊せしめ

彼等と社會との間に隔溝を設け、彼等をして人間生活に於ける諸問題に逢著するを得ざらしめる。今や監獄に於ける生産の問題が喧傳さるゝに際し、元來囚人の技能は諸員人の財囊を肥すほど立派でもなく彼等囚人の作業は囚人自身及州の利得を予想して行ふものではないと云つてこの生産的作業問題に冷淡な人もある。

そして年々約五十萬の人間が監獄を出入し、彼等が忠實に作業せる努力に對する刺戟物として賃金を提供せよとのことについては餘り考慮さるゝことがない。

然るに此頃になつて、囚人を使役しこれに賃金を支拂ふこと發達し、ニューチャージャー州は在監人に收益の道を可能ならしむべき計畫に一步を進めたこと云ふことである。州委員パーデット、デー、ルウイスはこの問題に關し全く熱心であつて、この事業の第一動機は教化訓練ではなくて生産すると云ふことであることを明かにした。

又シングング監獄のルウイス、イー、ロウズ典獄は囚人に報酬を與へるために、微弱ながらもニューヨーク州に於てこれが運動を起し、エンバイヤー州の立法者が、これを等閑に附することなく、直に何等かの行動に出でられんことを望む旨發表した。

先頃ニューヨーク監獄の一在監人は、私に手紙を寄せて曰ふには「若し私の仕事は何にもならないと云ふので報酬を受けられないならば論外であります、若し私の仕事は何物かに價するならば、私がよりよき努力に邁進するために相當の支給を受けべきであらうと思ひます。然るに現在の制度では何うしても私のなす仕事は何物にも價されないとか考へられません。若し事實上何等の成果をも見ないときは、私は何物も受けやうとは思ひません云々」

ミネソタ州のスチルウオター監獄に於いては、ニューチャージャー州とは相違してゐるが、囚人を報償すべく生産的に助成するために彼等の作業監督を物色しつゝある。同地にては昨年二萬個の農具及三百萬

封度の繩巻が小麦作りの農業者のために製造販賣されその売上概算額五十萬弗を超過したが、その一部分は賃金として囚人に支拂はれた。

而して勞働組合の領袖もこの計畫に賛成し彼等に賃銀を與へて使役することによつて彼等の家族を保護し、彼等の獨立を計ることは、彼等を満足せしめ隨つて犯罪の減少を見るであらうと云つてゐる。又勞働組合は彼等の放免に際して生活を準備すべく相當の資金を拂はれ以て彼等が社會に迫害を加へんことを防がれたいと云つてゐる。しかしながら生産を受負によつてなすことには反對してゐる。それは生産を受負によつてする時は仕事を強制されるから徒に肉體を使ひすぎ、そして出来るものも二番物になつてしまふからである。

又ミシガン州のジャクソンにある監獄にては昨年中に千二百の在監人に對して八萬弗を支拂つた。そこでは作業の種別多く五千エーカーの農場の外に大理石及煉瓦工場あり、鐘錶製造所あり、鞣革工場

あつて作業に對して選擇を自由ならしめてゐる。

然り而して生産的制度をとらない州の在監人費は徒に州民の負擔を重くし、然も犯罪の減少を見ることが出来ず、却つて彼等囚人をして社會的復歸の困難を甚しくするに至るのみである。云ふ迄もなく行刑の目的は彼等を矯正して社會生活に順應せしむるにある。凡そ吾々が正しき勞働によつて報酬を得ることは實に當然の道であつて、彼等と雖その作業に對して賃金を請求することが出来ない筈はない。

かく述べ來りてチゾム氏は結論して曰く、監獄が相當に自らの機能を發揮せんためには人及金錢上の利益を表示しなければならぬ、舊來の傳統は囚人を教育し啓蒙することを妨げてゐた。而して今日彼等が施行を受けつゝある制度の特徴づけられた惡弊を排除するには人々を頹廢せしむるよりも寧ろ矯正すべく、組織を經濟的線上に設計せられねばならぬ。

を意とすればこそ惜氣もなく支出せられるのである。

本文はエム・ビー・ブリス氏の著せる「出獄後如何 After Prison What?」中の一部を譯述したもので、元より國情を異にし然も公刊後十有幾年、多少時宜に適せぬ點も免れないけれども監獄改良の聲喧しい我國の現状に於ては參考となる點も少くないと信じますので、拙譯をも願みづお目にかける次第であります。

### 司獄官吏の責任

舊世界の監獄に關する英書中次の様なことが書いてあつた。「ポルトランド懲役監の典獄が曾て人に語つて云はく、眞實に改心したと云ふ事實は、奉職三十五年間、唯僅かに二回しか承知して居らぬ」と是れ何たる義務不履行の身擅ひする程恐ろしい告白であらう。巡查、刑事、裁判、監獄及び監獄官吏の爲めに國家が支出する莫大なる經費は唯犯罪人の大軍

雜 俎

## 監獄改良論

前橋 田 中 秀 寶

文明の今日に於ては自己の陳述を司獄官吏自ら之を非とするが如き言辭を吐くもの我國に於ては一人もあることなきを確信して居ります。然れども若し司獄官吏が之を敢へてしたとすれば、其の同僚が之を捨て、置く筈もなく、延ては公衆が其の非を鳴らし、甚だ其の本人には氣の毒であるけれども直ちに彼は辭職させられるに違ひない。想ふに奉職三十五年間、彼果して何事をかなせし。監獄には克く斯かる人によりて戒護せられて居ることがある。即ち危険なる暴動と迄は行かぬが、惡むべき結束をなし、骨れる勞働は唯與へられたる科程だけを僅かに機械のやうに行ひ、唯食つて着て人間の定命を完うすると云ふのみで、何等在監人に對して向上せしむると云ふでもなく、自由の天地に活躍せしむるでもなく、唯何事もなく死んで行かしめると云ふに過ぎない。斯の如きは舊制度から生じた舊觀念の代表として見

るべきもので、此の舊觀念からは、得て無暗に人を辱しめたり、恐喝輕侮する惡習を生じ、之れが爲め人をして自暴自棄に陥らしめ遂に改心せしめないで終らしめ、又は社會の危害を唯最少限度に止めて置くこと云ふ位に止つて居る。

行刑に對する舊觀念の消長

近年迄此の人を辱しめたり輕侮したりする觀念を持つて居る者が我國に於てさへ多數存在して居つた。私は監獄の規則に違犯したる者を問詰する爲めに數時間彼等の兩腕を縛り吊上げられて居る時の光景を記憶して居ります。脚錠を用ゆることは何れの監獄に於ても常に行はれて居ります。頭髮を短かく切つたり、恐ろしい色條を着けたる衣服を着せることは一般に行はれて居る。然れども今日に於ては何れの監獄も漸次脚錠は廢せられ、之に代ふるに勇ましい陸軍行進運動が行はれるに至つた。今後數年間は恐らく是等凡ては永久に其跡を絶つてあらう。

多くの監獄に於ては色條服はサツパリしたる灰色又は綠色の制服に改められ、而して此等の制服は唯命令に従はざるものか又は逃走を企つる者に限られて居る。罪を犯せる者を罰する權利を有し、而して其處置が當該本人並に社會公共の爲めに正當である限りは敢へて犯罪人を辱しむる理由は更でない。人の注意を惹くやうなことや、受刑者を赦容する見込のないやうな社會へ受刑者を送り出すこと云ふことは殘酷なる罪惡であつて、將來消滅せしめなければならぬことである。

出獄者に對する世評

出獄者に關する疑惑と不信用とを鳴らす者の引用したる面白くない實例がある、それは實際出獄者に接して、直接種々に經驗した人の有力なる衷心の論語である。即ち彼等は幾度も繰返して云はく、出獄者は其の歩調もダラシがなくハキ／＼しない、頭は伏き勝ちで眼に落着がなく、而して奥齒に物の狭まつたやうな言葉遣をするので、全く信用がない、疑

持たしめるであらう。

監獄生活の惡影響

主も「斯んな人を雇はふとは思はぬ」と云つて遠慮なく解雇してしまつた。嗚呼、過去に於ては斯かる状態が屢々長期の者の出獄當初に蒙る實際の事柄であつたのは悲しむべきことである。併し何者が斯く出獄者をなしたか。世人は云ふ、罪惡に満ちた心や、たしなみなき不堅實なる性格が然らしめたのだ、彼は性來の犯罪者で、唯單に當り前の事をなしたのだ。余之に答ふるに然らず、彼等は印烙せられた犯罪者であるには相違ないが、而し彼等の茲に至つたのは憐むべき壓し潰されたる身體と希望なき精神とによりて慘酷なる處刑を招いたのだ、而も其の處刑は全能なる神が大なる審判の日に正義なりと判決せられるものであると、而して思慮なき人間は失敗したる者に罪を言渡すことを急ぎ、彼等を縲維の辱めから救済することをしないのみならず、却つて之に陥るやうに驅逐鞭撻すると云ふ殘忍なる制度は恰も地獄に於て見るやうな推積せられたる浮木に狹まれて身心共に破壊せられたやうな者にも責任を

諸君は足錠とは何であるか又之が如何なることをなすかと云ふことを承知せられますか。脚を束縛したる一列縦隊は勇ましく活潑に進退することを許されない。其の各人の間隔は最も狭くして後の人の腕が前の人の肩に届く程接近して、其の上、脚には錠を嵌められて居るから、毎歩滑りてヨロ／＼して居る。斯んな歩行を在監中多年在監者になさしめたならば、其の結果果して如何であらう。斯かる人は人込みのする都會に於て、如何に彼が裝うて居つても容易に刑事や巡查に其の在監者であることを氣付かれるであらう。世人は出獄者が眼をキョロツカせたり、伏し目勝であるのを非難するが、是は出獄人が平氣で世の人に見ゆることが出来ないこと云ふことを證明して居るのである。是れに依つて吾人は、習慣は第二の天性であると云ふこと、受刑者が監獄に於て多年訓練せられた習慣は果して何であるかと云

ふことを學び得た。彼等は其工場内に於ては、人が所用あつて室内を通過することがあつても、彼等は作業から目を離すことを嚴禁されて居る。故に若し在監人が監獄内の廊下か又は其庭内に於て外來の人と出會ふ時は、常に視線を下に向ける、甚しきに至つては面を背けて壁の方に向いてしまふ。又如何に惡癖のない人でも斯かる方法によりて刑罰の苦痛を甜させて見ると、其人が釋放した後には於ても、曾て習慣つけられたる動作を殆んど無意識的に行ふやうになり、而後恐らくは不良なる印象を彼に與へるであらう。之れ果して何事を意味するであらうか。曾て私が在監中の入又は出獄後尙日の淺き人に對して、談話を試みた所が、彼は殆んど治癒することの出來ないと思はる程の吃音者のやうに、屢々口ゴモりて、辯護に甚だ迷惑して居つたのを見た。蓋し是れ彼が長時間沈黙を守りたる結果に非らずして何ぞ。余は決して在監人に監房及び工場に於て、自由に交談を許すべきであると主張する者ではない。庭

内に於て運動する場合に限り交談を許して居る多くの監獄の有ることを承知して居る。而して外部の人が緘黙制度は之によりて生ずる苦痛から結論して良制度であると言つて居るが、是は全く間違つた見解であると私は確信して居る。

### 目的と手段

人は手段と目的とを轉倒して考へること多し。而して銳意努力した上で、終に何等の得る所がないか、またはした事が意外の結果に終ることがあると、管に自ら詆る許りでなく、他をも怪しむものである。

— ゲ — テ —



### 花一言一束

#### 五羊生

花時とはなりぬと云ひたらんには人多くは三日見ぬ間の櫻の花に一日を浮かれざるなし、げに櫻は花の代表者なり三日の短命に同情して滿天下の狂せるの状を思はし三日にして深く散るべし。

□ 天晴に散りて櫻の櫻かな

東台の花先づ開いで人心を誘舞誘導し、小金井、荒川等の長堤相次で我劣らしと容弱又綱機、洛中洛外今や全く紅霞白雲の鎖すこ

ろなる、花の期は短かけれども比喩に、諷刺に教訓に金言に其資料を賾して其名を後世に傳ふ。

敷島の大和心を人間は朝日に句ふ山櫻はな、の句は本居大人の詠するところ、思ふに日本國民は清淨の美を愛す、花の香氣あるものよりは、其清淨なるは我國民性たる大和心に叶ふところより櫻花の我民族に稱美せらるゝ所以なるべし。

□ 只花は櫻木、人は武士道の次第に衰へて、

花より團子、團子より酒を呼ぶ物質的なる現代に於て、徒に意馬心猿の胸のみ夢みて花散る後の設けを思はずんば、文化に眼醒めたる國民の前途は、總て落花狼藉の夫れを演ずるの外なかるべし。

□

閑話休題、今や既に時代錯誤と謳はるゝに至りたれど、吾等の尙若かりし時、流行を極めたる語は解語之花なり、天寶遺事に唐太液池、千葉蓮開、明皇(玄宗皇帝)與三妃子(楊貴妃)共賞、指三妃子謂左右曰、何如此解語花耶。吾人不幸にして粹路に通せず從て此解語之花に對し剴切周密なる釋義を試むる能はざるを憾とするも、閉花羞月の粧と共に美言玉語として耳底に存するや久し。

□

一目瞭然の語あり、一目千本の稱あり、一目瞭然は先頭掲げたる監獄統計の犯罪の消長に關する圖表を指し、一目千本は天下第一と

高唱せらるゝ吉野満山の櫻花を稱す

よしの山入にし人は音せねど

夕の鐘のありかをぞ知る

見吉野の高城の山にしらくもは

行はばかりて棚引て見ゆ

南風競はざるの故事を語らすと雖

も屈指五百八十年南朝義烈の事陳

跡に歸したりと雖も櫻花萬朶の絶

景今尚は依然として騷人墨客を醉

はしめ一目千本の稱天下第一の聲

を恣にす、請ふ君紅塵を避けて一

遊を試みよ、これはこれはとばか

り花の吉野山、故人遂に吾を欺か

ざるなり。

□

祇園精舎の鐘の音、諸行無常を告

ぐるなり沙羅雙樹の花の色、盛者

必衰の理を表はすと云へり、花に無常を教へ、盛衰を語り臨終の安心を誨ふ、吾人は花に對し大に哲學的考察を爲さるべからず。

「酒なくて何の己れが櫻かな」酒と櫻とは因縁淺からず、林和靖を氣取る風流韻士の曰く、櫻を見に出掛ける者は多けれど梅を見んとするもの少し、世はたゞ櫻花の妖艶に魅せられて梅花の高潔を愛するを知らず歎すべきかなと、成程酒に櫻正宗はあれども梅正宗のなき點よりせば御尤なり、されど「瓢箪の友待ち顔や梅日和」の句あれば酒と梅との縁も淺きにあらず、梅見の客の痛く少なきにもあらず只梅咲く頃は春寒峭料として寒風

肌を裂すの心地せるより、世の物騒を恐るゝ輩が兎角二の足を踏むに至れるなり、月ヶ瀬の梅や水戸公園に、觀梅列車の増發を見る現代に於ては梅も左程に避寒否悲觀すべきにあらざるべし。

□

政治宜しく天下大いに治まれば法廷自ら閑、詠庭賑ふはこれ天下人心亂るゝの狀なりとはよく故人の言に聞くことなり。故事成語考に「花落詠庭間、草生園圃靜、歌何易治民之簡」と、注あり、「何易治民有異政二人皆息詠、獄中草滿庭可張羅、故有花落庭間之歌」と詠訟事件山す今日の現象、それ太平の徴か否。

### 刑死者大觀

菊屋 哲公

問去十年間、大阪監獄に於て死刑の執行を受けた犯罪者が八十四人ある、此刑死者に就て少しばかり觀察を試みた結果の大體を書いて見る事にす。

死刑に處せられた程の犯罪である、その慘虐を極めたるや言ふまでもない。少しでも情狀の酌量すべき點のあるものならば、生命丈けは助かつたであらう、能く／＼のものならばそこである事は今更申迄もあるまい。

罪質の上から見ると、最多いのは強盜殺人の三十九人、之に強盜殺人放火の三人と、強盜強姦殺人の一人とを加へて、強盜に關する殺人の合計が四十三人の大多數となるのである。別に強盜でない殺人が三十人、殺人放火が六人、騷擾殺人が二人、強姦殺人が三人、即ち非強盜殺人の此等を合計して四十一人となる。此兩者を對比して如何に強盜殺人が多數

であるかを知る事が出来る。

強盜殺人の犯罪の原因は酒色の爲めといふのが七人、女色といふのが十二人、酒の爲めといふのが七人、此三者を合併して放蕩として見れば三十六人其他強慾、賭博、投機、貧困といふ數種の犯罪を加へて四十三人の強盜殺人を發生するに至つて居る。

此犯由は本人の嗜好と密接の關係がある、嗜好中の大關は酒である、五合以上一升二升の大量を嗜むものが二十五人、五合以下の飲酒家二十九人、苟も酒を嗜好するといふもの合計五十四人である、女郎、賭博の嗜好は酒に比すれば頗る少數で、興行、浪花節、三弦等に至つては更に少數である、全く嗜好のないものが十人ある、文學を嗜好するといふものが二名あつて、内一名は雅號を有つて居る、詠曲に趣味を有つて居るといふのも一人あつた。

強盜殺人以外の犯由は、怨恨、痴情が多數で、前者は十四人、後者は十二人である、姦通、家庭の不和等が之に次いで居る。姦通の中には本夫が姦婦を

殺したものであるが、最多くは姦夫姦婦が共謀して本夫を殺したものである、本夫に酒を飲まして寝させておいて、姦夫姦婦が細紐を以て絞殺し、死體は柳行李に入れて川土手の藪の中に棄てたのや、殺した本夫を山の邊りの木の下に遺棄して自分で縊死したかのやうに装ふたのや、憎々しい犯罪である。家庭不和の犯由には、豫て頑迷なる八十餘歳の祖父と、茄子畑へ水を入れる入れぬの口論をして、孫の分際で祖父を撲殺したのもある。又母と妻と不和なるため、母を山中に誘出し、手拭を以て絞殺したのなどもある。

犯數の上から見ると、初犯が五十三人、累犯が三十一人であるが、初犯のものは多く怨恨、痴情、姦通、家庭不和等の犯由から出立した犯罪であるが、累犯の犯由は殆ど放蕩や賭博で、従つて強盜殺人罪が多い、放蕩者の成れの果ては、窃盜や詐欺や色々の犯罪を経由して十犯二十犯と入監し、結局強盜殺人となつたものである。

彼等の毒刃に斃れた被害者は、氣の毒にも父母、兄妹、伯父、祖父、夫、舅などの近親者が二十二人の多數ある、無論そんな犯罪者が多く死刑に處せら中等程度以上のものは豫備中尉で、裁判書記、郡書記等を勤めて居つたが、無類の大酒家で、辯護士をして居る實兄に酒手を強請する事屢々であつた。兄も愛想を盡して求めに應ぜない、之を立腹して斬殺して其上放火したといふ亂暴者であつた、相當教育あるもの、刑死者は此男を以て記録破りとする。

入學前の素行は殆ど大部分が不良で、僅に一人の良者と十六人の普通者があるのみである。従つて家族の感情も多くは不良ではあるが、それでも五人の良者と三十八の普通者がある、之を以て見ても他人は棄て、も近親者は棄て兼ねる情愛を看取するが出来る。其爲め死刑執行後の屍體を其儘引取つたものが十六人ある、解剖後遺骨を引取つたものは精確に分らぬが前後の状況から察するに、約三十人位あるらしい。其他の三十八人丈は骨を拾ふものもないが大學病院で厚く葬つて居る。

彼等の宗教信仰は皆無である、眞宗とか浄土宗とか、家付の家門は申立て、居るが、信仰心のあるものはない、基督教信者と自稱せるもの一人、天理教信者といふもの二人あるも、是とて眞實の信者でなかつたらしい。併し犯罪後長日月の間、拘留監で煩

れるのでもあるが、他人としても一面識のないものは僅か二十三人で、相識の間柄に屬するもの三十九人の多數に上つて居る。成程相識の間柄なればこそ殺人罪にも陥るほどの怨恨や痴情や不和もあるのである、見ず知らずの他人に對する殺人罪は、出會ひ頭の強盜位に止まる故でもあらうか。

温和な性質のものが反つて大罪を犯すとは、世俗に承認して居る事ではあるが、刑死者の性質別を見ると、温和なものは割合に少くして粗暴のものが多し、粗暴に屬する性質は、粗暴夫自身の外、放縱、短慮、疎放、殘忍、輕躁、孽惡等であるが、八十四人中四十四人迄はそれである、温和に屬するものは懦弱、陰險、執拗、質朴等で三十三人、其他は温和とか粗暴とかの中に入れられぬ中性のものである。温和のものが大罪を犯すといふ中には、温和なるもの、大罪は殊更目立つがために、然か云はるゝといふ理由もあるではなからうかと思はれる。

教育は流石に中等程度以上のものは、僅かに一人のみで、他は小學卒業以下の程度のものゝみである就中全然無教育のもの十六名、一般犯罪者に比して如何にも無教育の多い事は首肯せらるゝ點である。

悶したり、自暴自棄になつたり、種々に心理状態が變化して居る最中、日々訪問教誨する教誨師の濫い化導には、何時とは知らずに耳を傾けて宗教心を發生し、經本を拜讀するもあれば懺悔するものもある而して被告中に著しく宗教心を發生し、安心立命して從容死に就きしもの二十八人の多きに達し、稍宗教心を生起したる程度のもの更に多くして四十七人ある、全く宗教心を生起せざりし無縁のものは僅に九人である、従つて詩歌様のものを吟詠して辭世とせるもの十九人ある、此辭世の中には、古英雄の最期を學んで、虚勢を示したに過ぎないものもあるが、中には眞心懺悔の結果、純なる本心を披瀝したのものもある。

最後に死刑時間を調べて見るに、最短十分間、最長二十分間、最多きは十三分の十二人、十四分の十八人、十五分の十六人である、監獄醫に就て聞くに男女老壯、體重の輕重、絞殺刹那に於ける呼吸吸氣の關係等によりて、死相を現するに遲速があるとの事である、奇なるかな。刑罰としては最重き死刑であるが、其執行期間としてはかく短き瞬間に終了するものも、何かの意味があるであらう。

苦言苦語

霜 翰

歡樂極まつて哀傷多し、凡もの盈つれば缺け盛なれば衰ふ、宜しく隆時に於て悲運に備へ、順境に處して失路を思ひ、權威満つるの時、横暴を戒め、氣魄旺なるの時、邁進を慎まざるべからず。此事能はずんば、順風に帆を揚げつゝ、静に颶風の備を爲す、彼の一舟子にだも及ばざるものと云ふべし。

著者は讀ましめんが爲めに之れを筆す、故に一字一句も苟もせずして其上梓を命ず、文選の小僧習

はぬ經は讀めども著者の此心理は讀めずして機械的に活字組上ぐ校正員も稍うわのそらにて初考再考の上之れを印刷部に廻す、從て魯魚の誤多きのみならず、主文と目すべき重要な字句、又は所謂金言玉語に誤ありて其文意を抹殺し餘韻を即死せしむることありて、此遺憾だけは流石の著者も筆紙に盡し難し、校正先生辯じて曰く、校正は尙ほ落葉を拾ふが如く隨て拾へば隨て落つ其完全を期するは難中の難にして難きを人に要むるものなりと、此事一理なきにあらざると雖も未だ認容し難し、請ふ細心校了せられよ。

某嘗て曰く「著者の爲めには買はずとも讀め、書肆の爲めには讀まざるも買へ是れ讀者購者の守るべき世間の義理なり」と眞に然り、故に讀ましめんが爲めの著者は此義理に對し時に一新機軸を畫するを要し、本屋も亦此義理に對し相當の考慮を費さざるべからず、本誌は會員の關係にして本屋にあらざ、筆者も亦世間の所謂著者にあらざるは勿論なりと雖も、春風四海に洽く官僚も亦世間化せんとするの時、駑蕩として更に大に著者化本屋化するの要なきか、文化の化は此邊にも潛み居るとか。

談話室

予は看守諸君と語る

典獄 有馬四郎助

暗黒面のみを見る勿れ

我が親愛なる看守諸君、

のみに着眼し、而して其他に眼を呉れざるに於ては彼等は浮ぶ瀾なきに到らざらんとするも能はざる也若し夫れ刑は痛苦也との行刑主義に止まれば則ち止む、苟くも感化歸善を其旨とする以上、浮ぶ瀾なきに到らしむるの不可なるは、今又た茲に多言を要せざる可し。

人の短所缺點のみを見て、其長所美點を見ざるは君子人の耻づる所にして、普通一般の人も亦た屑しとせざる所也、然れば司獄官にして若し普通人すら屑しとせざる、此一事を避け能はずとせば、是れこそ司獄の本義に反り其職任に堪へざるは勿論とす、由來司獄官は教育者の職務をも兼有する者なれば、受刑者の開發善導に努力す可きは、正に當然の職責也と謂ふ可し、果して然れば彼等の短所缺點を見るよりも、先づ其長所美點を見るを必要とせざる可からず。何とかなれば獎勵するに非ずんば、開發善導得て望む可らざれば也、彼等は素と受刑者となる程の短所缺點の所有者也、斯かる所有者に對し單に其れ

人の光明面を見る決して易々の業に非ず、古來君子人と雖も人の美點を擧げ、其徳を稱するは尙ほ難しとせし所、況んや小人をや、彼等が之を能くせざるのみならず、却て人の非を擧げ惡を許くを以て、手柄の如く心得るは寧ろ無理からぬ次第と謂ふ可らずや、然れ共人の暗黒面のみを見て、絶えて光明面を見ることをせざるは、人物の下劣なる所以にして何れの時代も斯かる人物を風上に置かざりしは事實也、故を以て紳士の體面を重んずる者は、皆な勵めて人の美を見て惡を見ることをせず、即ち之を紳士道の眞髓と爲せり、斯くて初めて風教も保たれ社會も發達す可し、極言すれば唯だ此紳士道にして能く

各人に保たれなば、人類全般の幸福總て茲に胚胎すと云ふも大過なかる可し。

司獄官にして此美德の必要なるは、今更辯明の要なしと雖も、如何せん從來の職掌柄自然に司獄官をして、暗黒面にのみ眼を着けしめ、而して更に光明面に注意せしめざりし傾向の存せしは、掩ふ可らざる事實に非ずや、此點に就て吾人は大に修養の餘地あることを承認せざる可らず、此美德の眞に具はることに依て、受刑者の行狀調査も其意義を有す可し此美德あるが爲めに、彼等は希望に活く可し、又た之れあるが爲めに彼等は作業に全力を竭くす可し、若し夫れ同僚一致協力の此美德に依て終始するが如き、自明の理にして平和喜樂親愛進歩、悉く皆な其産物ならざるはなし、故に監獄をして眞に活躍せる生命に充たしめんとならば、先づ司獄官に此美德を持たしめよ、而して、を發揮せしめよ、と云ふの外あらざる也。

## 默阿彌 惡黨の人間性

沙彌郎 生

こゝは江戸都大路を八人で歩く花見歸りの酔客の氣焔にも、やれ「人權」の「民本」のご事やかましい世の中に、これは又談話室の一隅を拜借して閑人の贅言をお耳に入れることは恐入つた仕儀ですが、何事も逆轉ばやりの現代だからかうしたロマンチックな低徊趣味も何らかの意義があるかも知れません。

處で話のトビツクは默阿彌、精しくは其水河竹默阿彌(新七)の作品の中「葦源氏陸奥日記」(伊勢三郎)の如な今日云ふ史劇風のものを除いた所謂「默阿彌もの」と名けらるゝもの、特長と其内容を「春宵夜話」の心算で少しばかり味つて見たいと思ひます。

扱皆様御案内の通り默阿彌物と云はゞ「十六夜清心」「辨天小僧」「鼠小僧」「小猿七之助」「御金藏破り」などの所謂「白浪物」が多いのですが、揃ひも揃つてこれらの主人公たる清心でも菊之助でも治郎吉でも七之助でも富藏でもみんなもとは「善人」であつたのが主として境遇の變化から來る人生觀の動轉は彼等をして遂に「惡黨」たらしめたのでありました。即默阿彌は人間のこゝろが高尙に光明世界に向上してゆくところよりも、暗い醜い方面に轉化せんとする端的の描寫から轉々輪廻して墮落と沈淪とを重ねてゆく流轉の相を表現するに妙を得てゐるやうに思はれます。

早い話が「十六夜清心」の極樂寺清心が、あの恐しい惡黨になる利那の動亂は何うであつたか、十六夜と共に一旦入水したが、死に切れず、陸へ上つて茫然自失せるどころへ、五十兩の金を懐にした若衆求女が來合せたのが、きつかけで過つてその若衆を

殺害した。これを見て所詮「人を殺せば我身も死なねばならぬ」と刑罰の恐しさを苦にして遂に自ら割腹せんと、小刀逆手に突立んとした時、彼の耳に響いたは爪弾の三味の音、若い男女のさんざめき。然し待てよ、今日十六夜が身を投げたのも又この若衆の金をとり殺したことを知つたのはお月さまと俺ばかり、人間僅か五十年それもよくいつて十年か二十年がせいかり、つゞれを纏ふ身體でさへ金さへあれば騒いで暮すことも出来る。たとひ一人殺すも十人殺すもどられる首はたゞ一つ、とても惡事を仕出かしたからには、これからは夜盜、家尻切、人の物は我物にして榮耀榮華にくらすのが上分別、こいつア滅多に死なれぬわい」と彼の心中に惡魔がにつたり微笑んだ。

皆さん、わが清心は五十兩の金に苦しんで投身せんとしたほど小心な男であつた。誰一人通らない百本杭に五十兩の金を持つた若衆求女を相手に事を分

けて融通をたのんだほど、素直な男でありました。又たとひ過失致死罪とは云へ、殺人の罪苦に堪えかねて自害せんとしたほど良心の苛責を感じ得る男であつたのです。

更に今一つ御金藏破りの話をしますると、放蕩の結果お定りの金に詰つて市ヶ谷のお堀端で徳太郎と云ふ酒屋の若旦那をばらした藤岡藤十郎はたとひ丁度その場にゐたもと仲間で烟酒屋の富藏と云ふ曲者にすつかり仕込まれて糞度胸を据えたとは云へ、殺人はしなくてもよかつたのだ。たゞ金の融通さへして貰へばいゝのだつた。それに「貧乏ゆゑに以前から人の金は借倒したが、まだ盗みはしたことがねえから」なるべく小さいことをやらうと怯けてゐたのが、大それた御金藏破りの名をとるに至つたのは、悪縁と云はうか悪魔が魅入つたと云はうか。動機はいづれも單純なもの、それは殺すまではブル／＼ふるへてゐたものが血を見ると平氣になつて「悪事」も「尋常茶飯事」となるやうに藤十郎と富藏との「悪

の道行」は實に犯罪人心理を語るいゝモデルであります。

そして彼等がさうした悪のフィルムを展開して惡に次ぐに惡を以てせなければならぬことや、少くとも彼等が始終正道に立歸らんと努力しながら惡縁の絆に引づられて、焦れば焦るほど惡を覆ふに惡を以てすべく餘儀なくされる事情は彼默阿彌の靈筆によつて巧に描寫されてゐます。

◇ 而も彼の描く「惡黨」はワイルドやドストイエブスキーでなくても觀破し得るほど、左様に明かに「善人」である。「善人」が悪ければ少くとも「人間」であることを見逃がす譯にはゆかない。例へば鬼薊の清吉がゆすりに入つた家の主人大寺庄兵衛が不圖も大泥棒で然も實の兄であつたことに非常に感激することや、富藏が犬塚村で盗みをして始めて代官所の牢に入つた時、何故このやうな子が生れたかと世間へ目目なく思つて姿を隠してゐた母が大病であるとの

音信に涙を流すところや、捨てるやうに難縁した妻や娘に會ひたいばかりにお尋ねの身を野州へ下る心持ち、又鼠小僧治郎吉の幸藏が、心中をしやうとしてゐる若い二人を助けて「かう見たところ二人とも水の出花の若い同志だ、後や先の考へもなく、一圖にせまつて言譯に死なうと云ふは悪い了簡だ、聞けば互に親もあり又兄弟もある様子だ、死んで言譯の立つにせよ、後に残つた親たちが世間へ恥をかけた上、これまで育つた甲斐もなく、頼りに思ふ子に別れるその悲しみはどの位か、先立つ不孝を憎むとも、非業な死をば不便に思ひ、朝夕箸の上げ下しに目の先にもちらつて、寝てもねられることぢやねえその悲しみを思ひやり、必ず死なうと思はつしやるな」と百兩の金まで與へて人事相談所の主事の役目を果たした情と理との人でありませう。

又盗みに入つた屋敷の門番に殺して呉れど拜まれながら殺すことを出来ず「そのやうな情深い心で何故盗みをやつしやるのだ」と皮肉ともどれる詰問

をされ、後にこの門番が自分の實父と知りながら、名乗り明かすことも出来ず、自分の爲に現在親を入牢させる苦悶に堪へ兼ね、夫とも知らず藥の恵みにあつて立去る妻子を見ては「別れてから五年越し、おれ故に艱難苦勞をする女房や可愛い子だもの、名乗りたいは山々だが明日はこの身の罪科に成敗受ける身體故、本意なく今宵歸したのはそなたよりも、知つて歸すおれが切なさ。どうぞ許して呉れい、やい」と張りさげんとする胸を抱いて男泣きに泣き得るほど餘りに人間的な彼であります。

◇ 皆さん、私をして惡人も人間である——と云ふことを説明させる爲に今一つの挿話を許して下さい。即それは默阿彌が實際囚徒の作業を見て創作したと傳へられる深刻なる人生問題であり犯罪社會問題を取扱つた「勸善懲惡孝子之譽」である。

横濱に貧賤な屑屋稼業をしてゐる善吉と云ふ孝行者がありました。その善吉が繕い着物を着るやうに

なつた譯は、善吉の子の市之助と云ふ可愛い孫に少しは暖い着物を着せてやりたい一念から、つい古着屋に吊された子供着を竊取した罪が非道な古着屋の番頭の密告によつて公にされ囚はれの身となつた老いたる親爺の身代りに自分が入獄したのによるのであります。無論かうした情を全うした非理は却て一家を悲惨に導き、親爺を病に至らしめたのでした。ある日のこと四人たちはいつものやうに海岸の築堤工事に作業してゐた。善吉の相棒として鐵鎖を繰ぎ合はしてゐる虎藏は、見るから悪面の曲者で前科の数も桁已上と云ふ代物ですから、寄ると觸ると善吉をいぢめ通してゐました。ところへふと「父さん」と云つて駆寄つたお河童の子供は、まぎれもない市之助、手に一枚の寫眞を持つて、父不在の留守宅の悲惨、寂寥、祖爺の重態を廻らぬ口に掻口説き、せめて息を引きとる迄に父さんに會ひたいと祖爺が云ふが、それも囚はれの身に契ふどころではない、せめてはこの寫眞で對面して……と苦しい咳をしながら

幼子に言合めた親爺の心持を聞きとつた善吉は言も出でず、たゞ嗚咽するのみであります。親子の情、人間の愛、誰かこれを見これを見て感動しないものがありませうか。無論聞くともなしに悪人虎藏は一什始終を聞いてゐました。

皆さん、この虎藏にも一人の母親があります。惡事は働けども可愛さはかはらぬ母の慈悲、否百度の意見も耳に入らぬ無頼の徒だけに親の心はつき纏ふ——その母親のことを彼は今想起したのです。現在眼前に展開されてゐる人間愛の美と人間苦の悲痛は即彼自身の心中の反映であつた、虎藏は生れて始めて涙と云ふものを出した、戦慄した、感激した、そして人間愛に目覺めたのでした。かくして天道人を見捨てず、善吉も虎藏も又彼等の周圍も救はれたと云ふのが「勸善懲惡孝子之譽」四幕物の筋書であります。

◇ かくの如く黙阿彌は好んで「惡黨」を描きました

うではありませんか。

因に黙阿彌はこの「孝子之譽」で幕末に於ける囚人の外役の状態を描寫してゐる外「四千兩小判梅葉(御金藏破り)」の第六幕目には「大傳馬町牢内の場」を演出して牢名主、二番役、假隱居、平隱居、本番、數見役等徳川時代に於ける獄中生活を活寫してゐる場面は吾々の参考となるものであらうと思ひます：……おや、空模様が變になつて参りました。お歸りのお堀端が危うございますから、タクシイを呼びませう——これちや黙阿彌物にはなりません。

しかしそれは「惡黨も人間性を有してゐる、惡の展開は人間が闇の力に引づられて砂地に繪を描くやうなもので、「業」の繼續たる人間の悲しい運命なのだ」と云ふことを説明したもので併せて「彼等をこの運命とも見るべき墮落と流轉から救ひ出さんとするには、實にデリケートなチャンスをつ捉へねばならぬ」と云ふことを暗示してゐるやうに思ひます。

空腹の子等に與へんどの切ないねがひからついで手を出したパン一片からあのやうに一生の哀史を描いたジャンパアルジャン。僅か十二留の贖造紙幣から多くの人が血を流したり魂を傷けたりするトルストイの「贖造紙幣」などを引合に出さなくても、ちよろつと動く心の迷から大犯罪も、悪人も生れる。あの時一寸あゝしてやればよかつたのだつたと思つては首をうなだれるのが常であることを知つてゐる吾々は、注意と警戒の眼を見張つて人間文化史を傷けないやうに、社會の安寧を亂さないやうに、デリケートなチャンスをつ捉へることを忘れないやうに仕や



暮から正月へ幾人おたか？

大正九年十月末日現在監獄人員表

支庁	支庁名	受入刑罰被告人		刑罰被告人		刑罰執行者													
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
道庁	道庁	100	50	150	80	200	100	300	150	250	100	150	200	100	150	200	100	150	200
支庁	支庁名	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

▲本圖に示す所は大正九年十一月十二月大正十年一月各月末日に在監せ

刑罰執行者、刑罰被告人、勞務場留置者並に獲物乳兒の数を全國監獄別により表したものである。此三ヶ月内に於ける在監人員の増減を見るに、十一月末の總人員四千八百五十七名が十二月末に於ては四萬六千六百六十三名となりて三百九十四名減少し、又一月末に於ては四萬

大正九年十月末日現在監獄人員表

支庁	支庁名	受入刑罰被告人		刑罰被告人		刑罰執行者													
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
道庁	道庁	100	50	150	80	200	100	300	150	250	100	150	200	100	150	200	100	150	200
支庁	支庁名	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...



### ◆分監の改廢

福岡縣小倉市にありし小倉分監及鳥取縣氣高郡大正村大字古海にありし鳥取分監は這度本監となる。而して山口監獄下關分監の所在地は豊浦村生野村なりしも市部に編入されたり。

### ◆特殊受刑者の集禁區分

今般新設せられたる福井、富山、鳥取、小倉の各監獄に於て判決確定する特殊受刑者の集禁區分に關し四月十五日附を以て左の通り訓令せられたり。  
一、福井、富山兩監獄の男受刑者中年齡二十歳未満の者及女受刑者にして刑期二月以上の者は金澤監獄に、鳥取監獄同上受刑者は松江監獄に、小倉監獄十八歳未満の男受刑者にして刑期二月以上の者並に十歳未満の男受刑者にして刑期六月以上の者は福岡監獄に、女受刑者にして刑期二月以上の者は福岡監獄久留米分監に護送す。

海師及市内各宗僧侶六名と共に三敬禮、勸請、讀經、念佛、回向、等莊嚴なる作法を修し、監獄吏員來賓新聞記者等二十一名の焼香あり最後に典獄の挨拶を以て式を閉ぢ來賓へは茶菓を饗せり。當日は恰も彼岸會に相當し善男善女の往來する者多く頗る彼等の注意を惹きたり。

### ◆大分監獄塗塼築造竣成報告

#### 一、設計

設計の内縦に組付たる木舞竹は三、四にては稍間隔廣きに過候につき二寸に縮む、コンクリ柱は地中三尺増建なれど三尺にては出來後力を極めて押し試む時は幾分動搖するを以て之は四尺乃至五尺位を適當と思料す、尙壁面地上より一尺二寸まではセメントを以て薄く塗す、之は雨天の時跳返し候泥土を洗落すべく便宜の爲めなり

#### 二、外觀

出來後の外觀は餘程宜敷申分なし、監獄内仕切塼として、寧ろ優美に過ぐる様に考へらるれど畢竟構造適當せし爲めに過ぎず。

#### 三、耐久力

耐久力に至りては現時にありては未だ試みるべき方法を考案せざれども、木束本壁の主要材料たるべき三和土は地方によりては石灰

二、福井富山兩監獄に於ける刑期十二年以上の男受刑者は小菅監獄に、鳥取及小倉監獄に於ける同上受刑者は三池監獄に護送す。

### ◆前橋職員家族會

前橋監獄にては四月三日神武天皇祭の午後一時より公會堂にて職員家族會を開きたり、參會者三百餘渡邊會長及教誨師の訓話に次で筑前琵琶、手品、劍舞、浪花節の餘興あり、稀有の盛會を極め、歡喜の中に午後五時閉會せり。

### ◆松山監獄刑死者追弔法會

當監附屬衣山墓地は昔時の死刑場たりしが、今回市内篤志家渡部卯平氏の希望を容れ、明治六年以前に於ける刑死者弔慰の爲め供養塔一基の寄贈を受けしを以て之を墓地の一角に建て、三月二十四日を卜し其追弔法會を該地に舉行せり。當日午後一時三十分和田典獄の弔詞に始まり、導師本田教務主任は教

漆喰とも申し、砂、石灰、粘土との混和歩合を適度になし及び其質の良好なるものを選び、且つ入念に築造せしを以て硬化後はセメント製人造石と大差なき強固のものを得らるべし、力柱なき鐵筋コンクリ柱の永久的なるは申す迄もなきにつき本壁は殆んど永久的の工事と申して宜しかるべしとは一見せし全ての職人の一般に稱ふるべし、例へば今後壁面破損することあるも之を修繕するは極めて容易にして其經費も廉價にて足るべし。

#### 四、價格

今回當監にて築造せしものは粘土及び砂とも在監者を出役運搬せしにつき特に廉價に出來し高さ八尺三寸の塼にして延長一間に付六圓二十錢となる、假令民間より粘土砂を購入すとも煉化塼、コンクリ塼に比べても思料せられる。

#### 五、

本煉塼は監内仕切塼としては最も適當なれども柱の間隔六尺を五尺に縮め、鐵筋コンクリ柱用二分丸鐵を三分丸鐵とし地中六尺斗り、植込で壁厚さ上部五寸下部七、高さ十五尺とせば、外圍壁としても十分役立つべく別けて小分監出張所等小監獄周圍塼として至極適當と思料せらる。

### ◆監獄事故

#### △注意深く巡警——破獄を發見

三月二十一日高知監獄刑事被告人一名破獄逃走を

企てたるも、事成るに至らずして、巡警の看守に發見せらる。其の逃走企圖の徑路は房内格子の一部に一寸角の木を釘にて打付けありたる爲め、其の釘を以てせば、二寸八分角杉材の格子なれば、十分破壊の見込あるものとし、且つ徐々に遂行せば看守にも氣付かるゝことなかるべく、容易に脱獄し得べしとなしたるに因るもの如く、其の準備として先づ右の木を取除きて釘を抜取り竹箸二本にて之を挟み、手拭掛麻糸にて緊縛し錐様のものとし、同日午後零時半頃より實行に着手し同夜九時までの間に、名札箱に隠れたる部分を約四分の三まで破壊するに至れるところ、就寢後動作困難なる爲め、臥床の儘就眠せず機を窺ひ居りたるを、巡警の看守が舉動不審と認め、詰問するに會し、遂に目的の遂行し難きを覺り、右の事實を自白するに至れるものなりと。

△緘首發見の時既に遅れたり

奈良監獄獨居拘禁中の受刑者一名平素の舉動上何等異常なかりしところ、三月二十日推定午前五時居

房洗面石鉢を踏臺とし、其の上部の給水鐵管に夜業素品麻を以て作れる四五尺許の繩を結び付け、其繩の下部に貸與の三尺帯を結び合せて頸に掛け縊死せるを、同五時二十分頃發見し手當を加へたれども、時既に遅れ遂に蘇生するに至らざりしは、視察の周到ならざりし結果なるが如し。

△看守巡回の際に縊死——巡回の部長發見

神戸監獄橋通分監に於て、殺人事件刑事被告人一名別に悲觀の容子もなく、動作に異常なかりしところ、三月六月午後六時頃、房内備付の便器を踏臺とし、自己の白木綿禪長さ一丈を監房後側窓の鐵格子に掛け縊首し、踏臺を蹴外して身體を落下し、縊死を遂ぐ。右は肥大の身體なるを禪の結び目にて固く咽喉部を緊迫したる爲め、無視察時間僅に五分の間なりしにも拘らず、遂に蘇生するに至らざりしものなりと。

△擔當看守の不行届より傷害致死

三月十二日午前七時十分頃、岐阜監獄に於て、柳

他刺傷を加へたる利那に看守に取押へらる。

行李製作中の囚徒二名が、平素何等の意恨ある間柄にあらざるところ、當日朝食の際食事上の事より發憤せる折柄、續て就業間もなく加害者就業席の直後に在る被害者より、作業用行李の型を加害者の就業場に投げ付けたる爲め、一層憤激して口論すること少時の後、咄嗟作業用庖丁を揮つて被害者の左横腹を刺したり。當時擔當看守に於ては事の茲に至る情勢に付、豫め察知するを得ざりしもの如し。而して被害者の百方手當を加へられたれども、外傷性腹膜炎を併發して其翌十三日遂に死亡せり。

△所用ある如く装ひ、恣に自席を離れて害を加ふ

三月十五日午前十時半頃松江監獄に於て行李工に就業中の受刑者二名口論せしところ、擔當看守に制せられて一時は沈靜し就業せしも、間もなく罵詈に憤激したる加害者は、被害者が凍傷豫防の温湯に手を浸さんとする隙を窺ひ、私に作業用の小刀を携へ所用あるものの如く装ひて、恣に自席を離れ、後方より之に斬り付け、縫合二十一針を要する切創其の

### 典獄會議主題

司法省は愈々五月四日より十日迄七日間本省に典獄會議を招集し、大本法相の訓示、谷田監獄局長の指示注意事項の外、大正十年度より新に設置せられたる監獄保健衛生監督官に關するの件、囚人保健に關するの件、囚人夜業に關する方法及び夜業に於て最も好成績を擧げ居る大阪杉野典獄坪井巢鴨典獄の夜業に關する報告あるべく、尙東西本願寺は典獄會議上京中の各典獄を招待し司獄官、殉職者、囚人病歿者、死刑囚に對し追悼會を營む筈なり。

監獄の改築に伴ひ左の諸氏に地方部長を囑託した。

- 福井地方部長 典獄 篠田 又吉
- 小倉地方部長 同 黒田源太郎
- 沖繩地方部長 同 鈴木 重靜
- 鳥取地方部長 同 佐瀬庄三郎
- 旭川地方部長 同 岡 辰造
- 富山地方部長 同 長山又四郎

監獄官練習所修業式

開所以來月を閲するに六度、學識と見聞を廣くした八十四名は芽出度練習所を卒業した。これより先三月二十二、二十三の兩日監獄法會計法監獄作業論、刑法總論同各論、刑事訴訟法の諸科目につき嚴正なる試験の結果、次の成績順を得た、

- 1 幸田初太郎(佐賀) 2 土橋憲太郎(長崎)
- 3 高木 幸雄(福岡) 4 宮本 秀夫(福岡)
- 5 谷田傳次郎(廣島) 6 山口 晟(釜山)
- 7 堀江清次郎(成興) 8 船津 敏(奈良)
- 9 谷口丈太郎(南館) 10 大西 小一(廣島)
- 11 常石政治郎(豊多) 12 山口 善治(大邸)
- 13 新井 庄吾(釜山) 14 谷 合 湖(豊多)
- 15 殿名末太郎(青森) 16 野際 麓(和歌)
- 17 山内 嘉市(静岡) 18 山本八百藏(三池)
- 19 野村 柳吉(神戸) 20 齋藤 文藏(福島)
- 21 村田 義格(高知) 22 須坂幸次郎(横濱)
- 23 成瀬正太郎(高知) 24 大賀 美雄(京城)
- 25 野口 峰造(前橋) 26 山田 寛(十勝)
- 27 磯 徳二(東京) 28 村岡 喜久(東京)
- 29 葛原勇一郎(京都) 30 鈴木 新藏(横濱)
- 31 淺野 孝(大分) 32 上野 清一(山形)
- 33 林 闕 松(神戸) 34 矢島 國男(浦和)
- 35 川畑 叶二(鹿兒) 36 増山喜三郎(宇都)
- 37 水野 兼吉(名古屋) 38 吉岡 喜重(松江)
- 39 山田直次郎(岡山) 40 宮田 正一(京都)
- 41 高橋 龜治(秋田) 42 中野 久三(岐阜)
- 43 清水財次郎(札幌) 44 酒井喜太郎(長野)
- 45 松澤 辰雄(熊本) 46 藤倉 武(網走)
- 47 高橋 敏郎(旭川) 48 菊池 繁(札幌)
- 49 佐藤金次郎(西大) 50 澤 直治郎(膳所)
- 51 實定昌太郎(大阪) 52 宮永芳之介(水戸)

53 向後米太郎(千葉) 54 上路善三郎(松山)

55 村上彦太郎(盛岡) 56 永井吉兵衛(宮城)

57 北野竹太郎(金澤) 58 富水 久一(新潟)

59 中野 貞一(岡山) 60 上原 眞高(沖繩)

61 牛島 五郎(長崎) 62 春藤勝三郎(奈良)

63 藤藤 昌原(大阪) 64 大澤成次郎(小宮)

65 月谷 清助(浦和) 66 原 谷藏(山口)

67 梶野初太郎(臺北) 68 渡邊 直(小宮)

69 深川 鐵次(臺南) 70 林 喜藏(平壤)

71 石川伊三郎(安瀨) 72 小西新之丞(東京)

73 生島 徳(前橋) 74 小野新之丞(東京)

一部應試者

岡本 九平(徳島) 小宅 正友(甲府)

因に教諭師は受験せず論文を提出した。

去三月二十七日午前より修業式は舉行せられた。先づ北島主事の開會の辭に次ぎ谷田所長生徒總代に修業證書を授與し、講師及來賓に感謝の挨拶をして後次の如き訓示をなす。

此度は十二回目の監獄官練習所であつて此度に至る迄の間に、此の練習所の卒業生を出して居る数は八百三十九名、それに本年卒業する者の数は八十四名合計して、九百二十三名になる。本年の成績は、之を前年と比較すると、平均年齢に於て稍や長け

て居る、即ち昨年度の練習生は平均年齢が三一、三五才と云ふことになつて居るが、本年は三十二才で、昨年と比すれば、稍長じて居る結果に成つて居る。併ながら本年の成績に付いては吾々當局者は非常に満足を感じて居るので、是は卒業生諸君の御報道にして喜びを分ち、又今日の來賓にして此練習生の爲めに特別に御盡力下さいます閣下諸君にも御報告して、同じく共に喜んで戴きたいと思ふのは本年の卒業者は近年稀れなる好成绩を現はして居るとで、首席を占めて居る人は、平均點九十四點八分で、昨年の首席の得點八十七點一分に比して、著しく優つて居る。二番の人の平均點は八十九點八分で是も昨年の一番より却て成績が宜い、尙ほ本年の練習生は、六ヶ月の講習期間中行状も正しく、一人も處分をした人の無かつたのは吾々の甚だ喜ぶ所である、皆な共に敢て勉勵能く規律を守り職員に命令に従はれたことは、吾々職員を代表して喜びの心を述べた次第である。又體操等も動もすると嫌ふ者が多く往々不服の聲を聞くのであるが、本年は左様な事もなく、濟んだのは是亦私共の満足に致して居る一點である。要するに本年卒業生につ

いては、其成績の優良なる上から見ても、亦在學中の品が方正であつた點から申しまして洵に一同が満足を感じて居るので、是は卒業生諸君に取つては何よりも御満足であらうと思ふ。又講師來賓諸君も御満足であらうとお察する。私は練習所長として諸君と別れるに臨んで申上げることは、別に無い、私は此學校を始めるに當つて此學校の性質を能く御話し置いて此所に這入つた人は斯様な責任を持つて居る人々であると思ふことを十分御話を致して、それから監獄學の講義と云ふ名義の下に於いて、先づ以て監督の事業は如何なるものであるか、監獄の仕事は刑罰と、刑事事業の縮括りをするものであつて非常に重要な職務である、刑事の仕事に國を治めるに於て最も大切な仕事であるが、其中にも行刑の仕事と云ふものが最も大切な位置を占めるものである、如何程刑法や刑事訴訟法が立派であつても裁判官其人を得て立派な裁判が出来ても、若し其裁判を執行する所の行刑其當を得なかつたならば、折角金玉の法律も、立派な判決文も其光を放つことが出来なくして終るのである、それから又監獄の仕事に非常に複雑なものである、監獄は

社會の縮寫圖である、之を経営するのは恰も小さい國を経営するが如きものであつて其事務の多端なること他に殆ど其類を見ない、併ながら之れと同時に監獄の職務は非常に興味のあるものである、そしてやり樂のあるものである。それから最後に於て、我國は此監獄法と云ふものを持つて居る、又近年になつて段々監獄の改築等も出來、又職員の上から見ても練習所のみならず、名近くの監獄官吏を養成して居るので、之を諸外國の監獄事業と較べて見ても餘り遜色がない事を吾々は公言して憚らぬのである、併ながら之を學理の上から考へ又外國の最も進歩した監獄事業の上から觀るに我國の監獄界はまだ、未開の地面を多と見て居りまして、餘程改良しなければならぬ所がある、監獄法と雖も大事な主義はさまざま現はして居ない、監獄事業の經營に最も大切なのは行刑の主義を執れに探るかと思ふことを定めて之が法律の上には、持つて居ることは言れぬ、然るに我國では獨居制を採るのか、又雜居制を本則とするのであるか分らぬ、階級制と云ふものは將來最も考へなければならぬものであるが





# 日本法政新誌

第十八卷 第二號

—(第八百九十九號)—

## 論說

婚姻ノ豫約ヲ論ス

法學博士

横田秀雄

空氣ノ狀態ト能率

文學博士

田中寛一

同圓異中心主義

文學博士

吉田靜致

## 講演

國際聯盟とは何ぞ

外務省參事官

杉村陽太郎

## 海外近況

世界の不安混亂

門外漢

## 寄書

犯罪ノ消極的構成條件タル違法阻却ノ原因ニ關ケル

辯護士 谷 健次郎

法哲ニ方面ノ觀察

高等師範部學生

齋 藤 要

法規的範ト道德的規範

高等師範部學生

齋 藤 要

## 國家試驗模範答案

判事檢事登用試驗答案

藤郎生 大審院判例要旨(民事部判例) 及第者 小町 愈一

漫 錄

溫故叢談

雜 錄

○情侶の被選舉權要求 ○少年法案及矯正院法案内容 ○少年法施行細則 ○全國世帯人口數 ○職工異動調査 ○日本法政學會在京維持員會 ○講壇新聘 ○本大學地方講演會 ○日本大學高等研究所新設 ○愛知縣人會 ○日本大學留學生山下博章君送別會 ○山梨校友會支部第四回講演會 ○維持會員推選 ○日本大學五年會 ○會員消息 ○會費領收報告

附錄トシテ前巻總目錄ヲ添付ス

神田區三崎町日本大學內

日本法政學會發行

(定價一冊四錢拾郵稅壹錢五厘)